

第 6 期小金井市行財政改革市民会議委員名簿

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者 (2 人)	雨 宮 昭 一 (あめみや しょういち)	学識経験者
	大 橋 忠 彦 (おおはし ただひこ)	学識経験者
市内の地域団体及びその 他の団体の代表 (5 人)	河 村 清 (かわむら きよし)	商工関係
	中 野 利 枝 子 (なかの りえこ)	教育関係
	林 育 男 (はやし いくお)	行政関係
	吉 沢 幸 子 (よしざわ さちこ)	福祉関係
	池 田 昌 美 (いけだ まさみ)	労働関係
市民 (3 人)	戸 張 雅 子 (とぼり まさこ)	公募市民
	松 井 義 侑 (まつい よしゆき)	公募市民
	横 田 真 理 子 (よこた まりこ)	公募市民

任期：平成 22 年 3 月 30 日から平成 24 年 3 月 29 日までの 2 年間

小金井市行財政改革市民会議資料

平成 22 年 5 月 21 日

企画財政部行政経営担当

小金井市第 3 次行財政改革大綱

～自律した行政経営を目指して～

小 金 井 市

平成 22 年 5 月

はじめに

本市は、平成20年に市制施行50周年という節目を迎え、次なる100周年に向けて、100年のまちづくりに取り組んでいるところです。

平成9年に行財政改革大綱を策定して以来、第2次行財政改革大綱、第2次行財政改革大綱（改訂版）と継続して行財政改革に取り組んできた結果、一定の成果を上げてきました。

一方、本市を取り巻く社会情勢は、超少子高齢社会・人口減少社会の到来、住民の自覚意識・自治意識の高まりなどから、ますます多様化・高度化する市民ニーズへの対応が求められるなど、取り組むべき課題はますます増えています。

しかしながら、経済情勢は、100年に一度といわれる世界的な金融危機を契機に非常に厳しい状況となっています。それに伴い市財政の根幹となる市税収入も大幅な歳入減が見込まれています。また少子高齢化等の中で増加が見込まれる福祉関連経費や最重要課題であるごみ処理問題、武蔵小金井・東小金井両駅の周辺整備等、将来に向けてのまちづくりのために多くの財源を必要とする課題が山積し、厳しい財政運営が続くことは明らかであります。これら課題を先送りすることなく推進していかなくてはなりません。

こうした状況の中で、従来型の行財政運営を継続しては、現状のサービスの維持すら困難となるでしょう。この課題に立ち向かうため、従来の行財政改革を更に進めた分権自治体改革に取り組み、市民自治、地域主権の観点からも「市民協働」「公民連携」等を基本に据えた、さらなる行財政改革を推し進めるとともに、市民の皆様が満足する行政を目指し、「小金井市第3次行財政改革大綱」を策定いたしました。

本大綱に掲げる各項目はあくまで手段であり、行財政改革の目的は、当然のことながら市民サービスの維持・向上です。本大綱を指針として分権自治体改革に取り組み、次なる100周年に向けたさらなる行財政改革の第1歩を踏み出したいと考えております。市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本大綱の策定に当たりましては、小金井市行財政改革市民会議、市議会及び多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

平成22年5月

小金井市長



小金井市第3次行財政改革大綱

目次

策定に当たって	1
第2次行財政改革大綱(改訂版)の取組と成果	1
1 実施計画の達成状況と成果	1
(1) 改善項目	1
(2) 財政効果	2
(3) 職員数の見直し	3
(4) 組織の見直し	4
2 財政健全化への取組	5
(1) 経常収支比率の推移	5
(2) 人件費と人件費比率の推移	5
市を取り巻く社会経済情勢	8
1 社会情勢の変化	8
2 経済情勢の変化	8
新たな改革の必要性	9
1 地方分権の進展	9
2 市民ニーズの高度化・多様化	10
3 新たな改革に向けて	10
第3次行財政改革大綱基本方針	12
第3次行財政改革大綱の位置付け	12
第3次行財政改革大綱の目的	12
改革の方向性	12
1 人材組織改革	12
2 行政経営改革	12
3 財政・財務改革	13
4 行政サービス改革	13
第3次行財政改革大綱の推進に向けて	14
1 計画期間	14
2 第3次行財政改革大綱の成果指標	14
3 実施項目の体系化	14

4	財政効果の把握	14
5	進行管理	15
6	進捗状況の公表	15
	実施項目計画表	16
	各実施項目	17
	第3次行財政改革大綱 財政効果額一覧	56
	第3次行財政改革大綱 職員人員計画	57

策定に当たって

第2次行財政改革大綱（改訂版）の取組と成果

本市では、計画期間を平成14年から平成21年度とする「小金井市第2次行財政改革大綱（改訂版）」及び「第2次財政健全化計画」を策定し、組織を挙げて行政運営の効率化、財政構造の健全化に向け取り組んできました。

行財政改革の主要課題として、①業務運営の簡素効率化、②人件費の抑制、③執行体制の確立、④歳入の確保等の四つの柱を立てて、行財政改革を推進してきました。

1 実施計画の達成状況と成果

(1) 改善項目

第2次行財政改革大綱（改訂版）に掲げる改善項目として121項目を計画し、平成21年11月現在では実施済みが77項目、一部実施中が23項目、検討中が17項目、実施しない旨を決定したものが4項目となっています。

○表1 「第2次行財政改革大綱（改訂版）の進捗状況」

主要課題	改善 項目数	A 実施済	B 実施中 (含一部実施)	C 検討中	D 未着手	Z 実施しない
1 業務運営の簡素効率化	83	56	16	9	0	2
2 人件費の抑制	11	8	2	1	0	0
3 執行体制の確立	13	8	3	2	0	0
4 歳入の確保等	14	5	2	5	0	2
合計	121	77	23	17	0	4

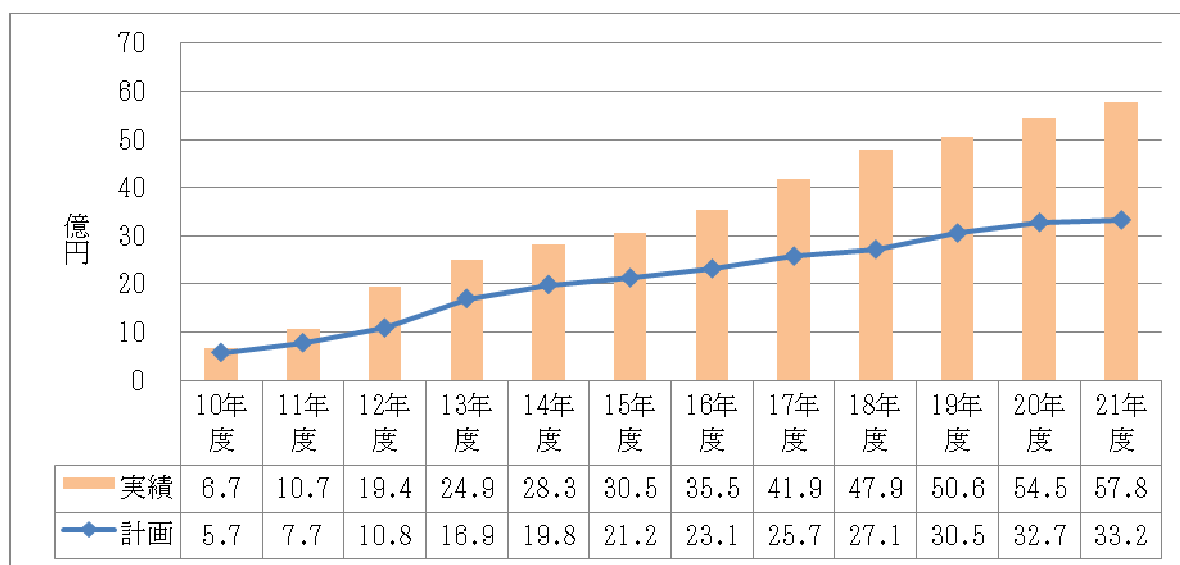
(2) 財政効果

平成10年度から平成14年度までの第1次行財政改革大綱による財政効果は、合計で約24億8千万円でした。平成13年度から平成21年度までの第2次行財政改革大綱（改訂版）による財政効果は、合計で約32億9千万円でした。

○表2 「第2次行財政改革大綱（改訂版）による財政効果」（単位：千円）

年 度	13年度 決算	14年度 決算	15年度 決算	16年度 決算	17年度 決算	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 予算
1 業務運営の簡素効率化	156,900	53,311	45,240	67,741	93,996	105,755	147,008	85,011	50,427
(1) 事務事業の見直し	77,695	10,400	19,220	8,487	26,097	44,404	135,828	4,098	8,034
(2) 民間委託等の推進	79,205	40,077	20,886	43,875	48,446	41,488	930	76,473	42,393
(3) 補助金の見直し	0	2,834	5,134	4,979	53	10,163	550	4,440	0
(4) IT化の推進	0	0	0	10,400	19,400	9,700	9,700	0	0
2 人件費の抑制	29,347	▲ 29,270	16,442	59,725	97,816	59,866	73,931	100,132	0
3 執行体制の確立	62,400	68,305	158,074	169,617	167,436	152,505	47,000	187,460	247,560
4 歳入の確保等	0	1,500	6,907	201,081	277,025	283,268	2,854	15,087	35,116
各年度の合計	248,647	93,846	226,663	498,164	636,273	601,394	270,793	387,690	333,103
累 計	248,647	342,493	569,156	1,067,320	1,703,593	2,304,987	2,575,780	2,963,470	3,296,573

○表3 「第1次及び第2次行財政改革大綱（改訂版）による財政効果の合計」（単位：億円）



※21年度は当初予算額の数値

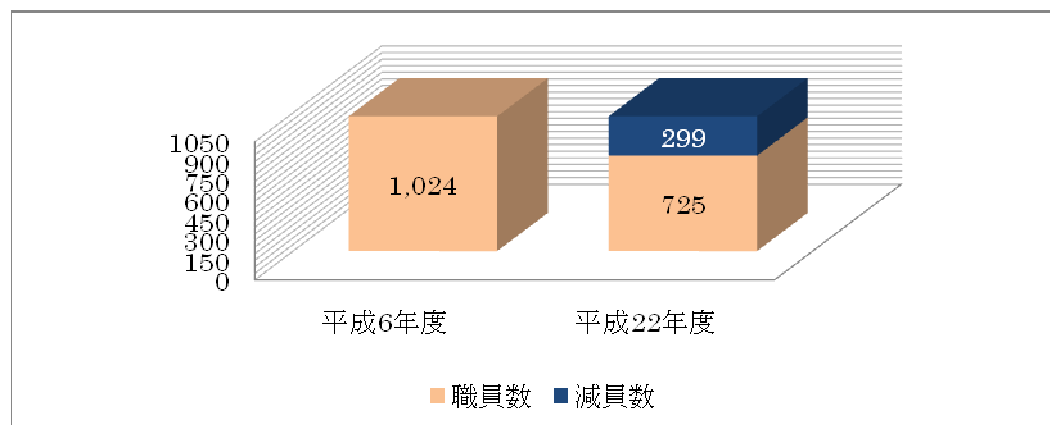
(3) 職員数の見直し

平成6年度に第三者機関に委託した「行政診断調査」等の結果を踏まえ策定した「各課別業務見直し計画」（平成7年度から平成14年度までの8年間）、平成9年度に策定した「第1次行財政改革大綱」、そして平成14年度に策定し集中改革プランに対応するために平成18年度に改訂した「第2次行財政改革大綱（改訂版）」に基づき、継続して職員数の適正化に努めてきました。

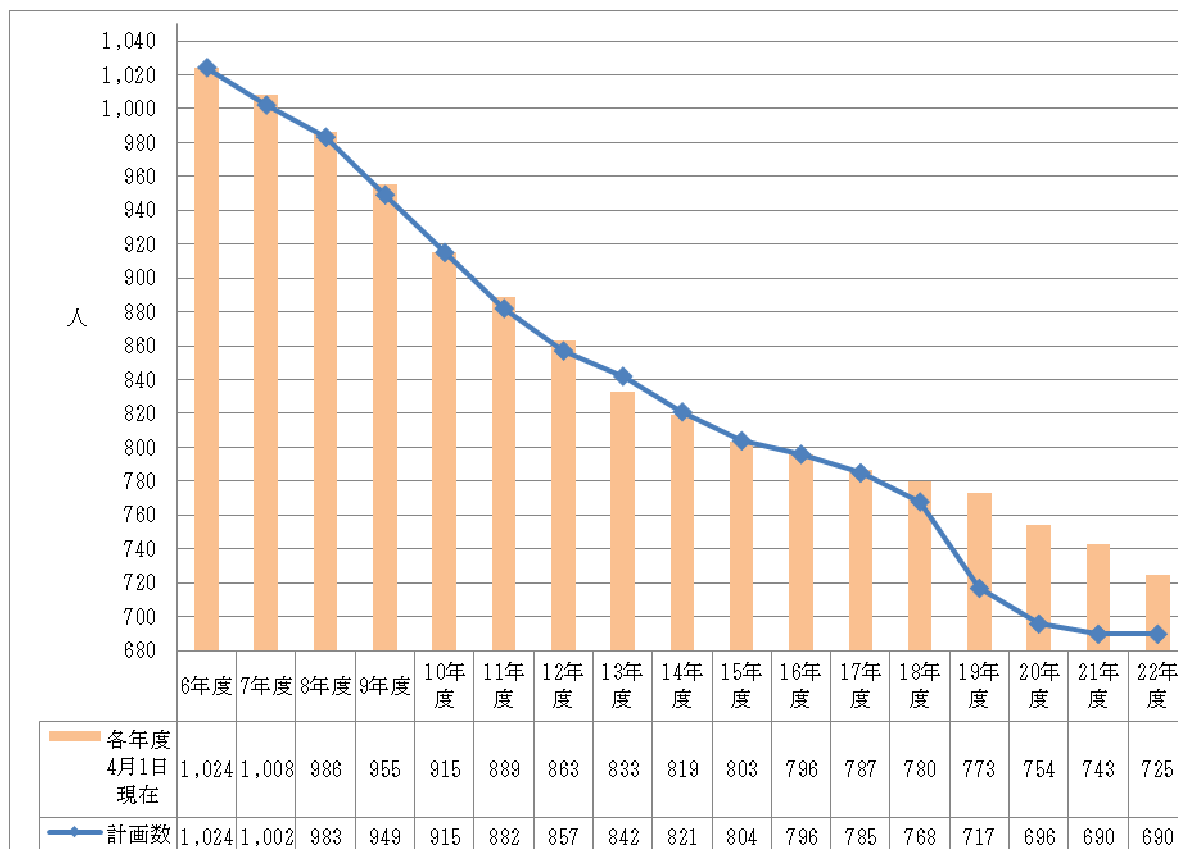
これにより「各課別業務見直し計画」「小金井市行財政改革大綱」で207人の減員、「第2次行財政改革大綱（改訂版）」で206人の減員を行い、新たな行政課題等に対応するため114人の増員を行い、差引299人の純減となりました。結果、職員数は平成6年4月1日の1,024人から平成22年4月1日の725人まで見直すことができました。しかし、平成21年4月1日現在の職員1人当たりの人口（職員1人が担当する市民の人数）は149.8人と、26市中24位（消防・病院を除く）となっており人口規模に対する職員数は依然として多い状態にあります。また平成22年4月1日の目標職員数を690人としており、目標値との乖離は35人となっています。

○表4 「職員数減員状況」（単位：人）

第1次行財政改革 ・「各課別業務見直し計画」 ・「小金井市行財政改革大綱」					第2次行財政改革 ・第2次行財政改革大綱（改訂版）				
計画数 ア	減員数				計画数 ア	減員数			
	計画によるもの イ	計画外のもの	計 ア-イ	未実施		計画によるもの イ	計画外のもの	計 ア-イ	未実施
198	190	17	207	8	159	136	70	206	23
この期間の増員数 114									



○表5 「職員数の推移」(単位：人)



(4) 組織の見直し

市の重要課題を推進するとともに、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織とする等を目的に平成19年4月に組織改正を行いました。改正の特徴は、①子育て支援施策・生涯学習施策の充実のため、子ども家庭部と生涯学習部を新設、②安全安心のまちづくり推進のため、地域安全課と交通対策課を新設、③子ども関係の手当や住宅施策の窓口の一本化を図るため、子育て支援課手当助成係とまちづくり推進課住宅係の新設等が挙げられます。

2 財政健全化への取組

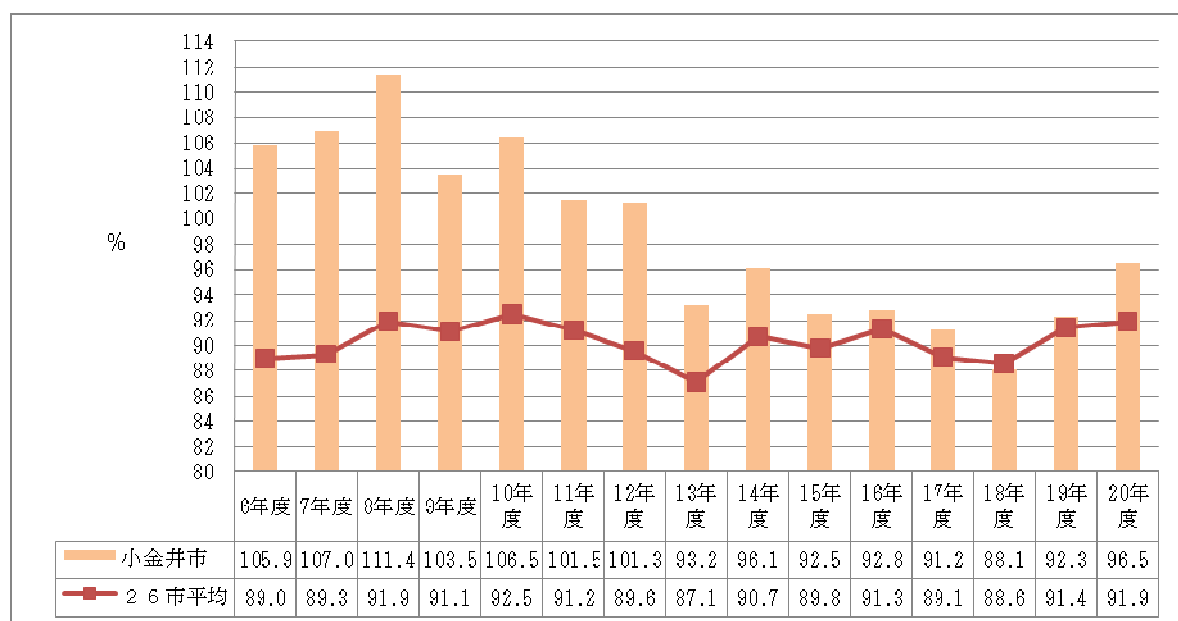
(1) 経常収支比率の推移

経常収支比率は財政構造の弾力性を表す指標であり、都市部では70～80%が適正水準とされています。本市では、平成6年度から100%を超え、平成7、8年度は全国で最下位の数値となりました。行財政改革大綱を策定した平成9年度からは、行財政改革の取組により徐々に健全化の方向に向かってきました。

第2次行財政改革大綱(改訂版)では、経常収支比率の目標値を80%台後半

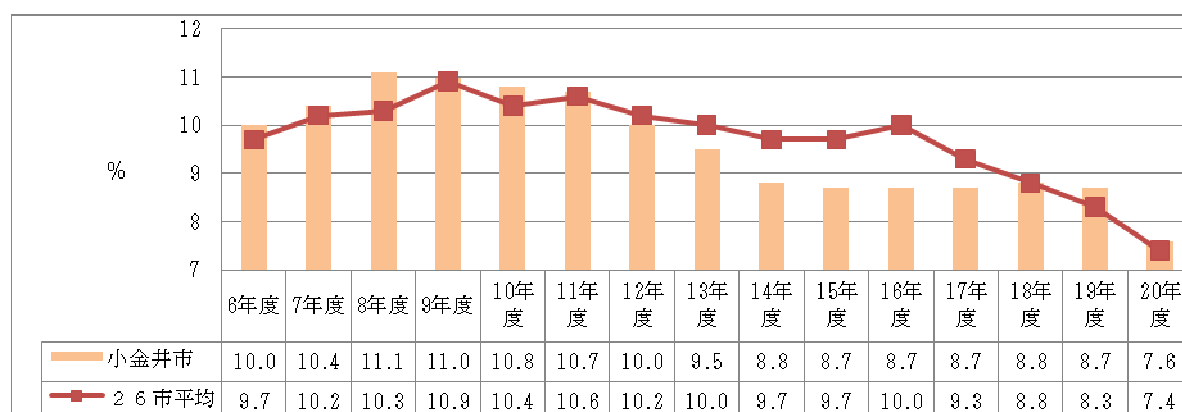
としており、平成18年度は88.1%となり目標を達成し、26市平均も下回ることができました。しかし、平成19年度からは、三位一体の改革による所得譲与税の減少、ごみ問題や駅周辺整備等による物件費及び公債費の増加により、経常収支比率は平成20年度においては96.5%となり、今後更なる行財政改革を推進する必要があります。

○表6 「経常収支比率の26市平均との比較」(単位：%)



※平成13年度から経常一般財源に減税補てん債と臨時財政対策債を加算 ※平成11年度までは27市平均

○表7 「公債費比率の26市平均との比較」(単位：%)



※平成11年度までは27市平均

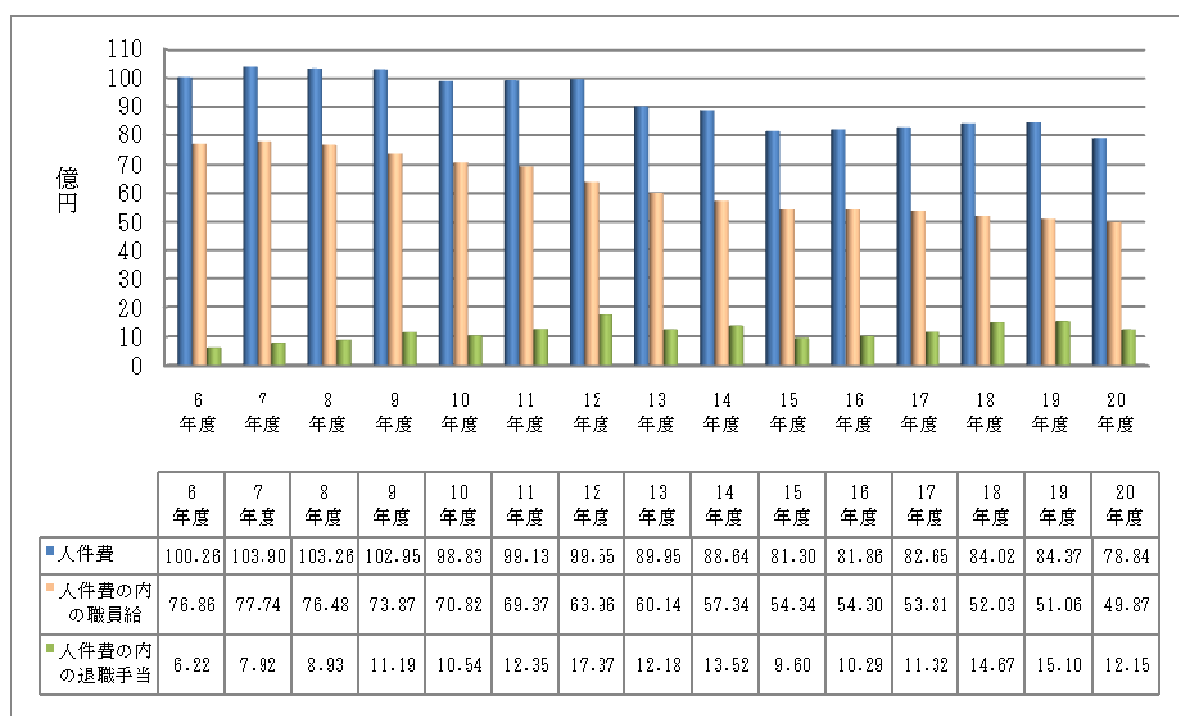
(2) 人件費と人件費比率の推移

人件費は、平成7年度をピークに平成15年度まで減少し、平成15年度から平成19年度までは微増となっています。これは、職員数と給与制度を見直した

結果、職員給（給料、職員手当（退職金を除く））は減少傾向となっているが、後年度の財政負担の軽減と組織の活性化を図るため、早期退職を促す勧奨退職制度を実施し、平成16年度から平成19年度までに60人が勧奨退職したため、勧奨退職に係る退職手当が増加したためです。

人口規模に対する人件費を示す市民1人当たりの人件費は、平成6年度に96,117円であったものが平成15年度には74,915円まで減少し、その後は平成19年度までほぼ横ばいに推移しています。これは、人口が毎年微増していることと、人件費が上述のように推移したためと思われます。

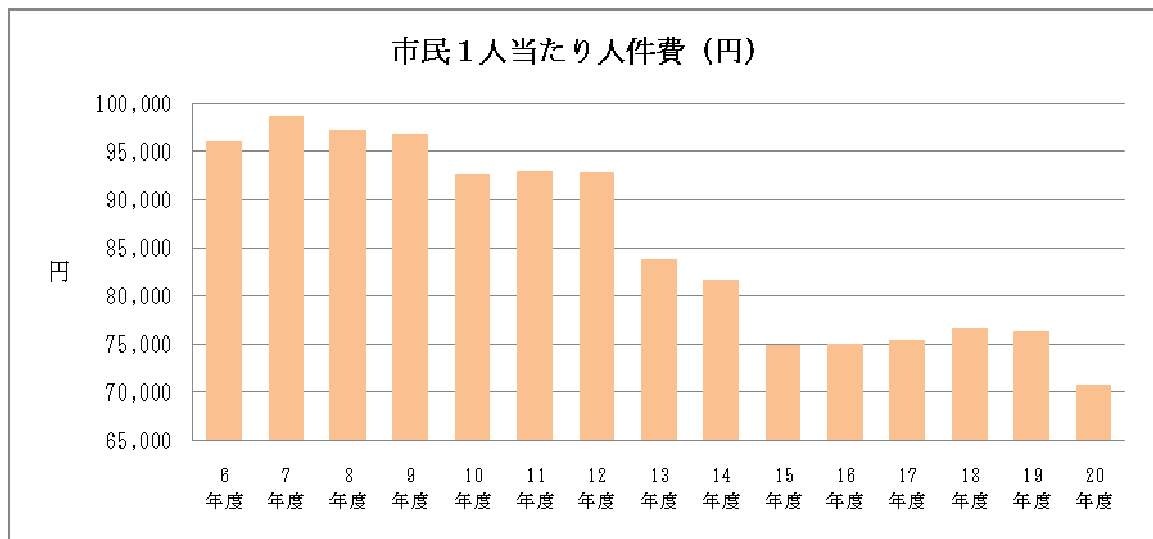
○表8「人件費の推移」（単位：億円）



○表9「市民1人当たり人件費の推移」

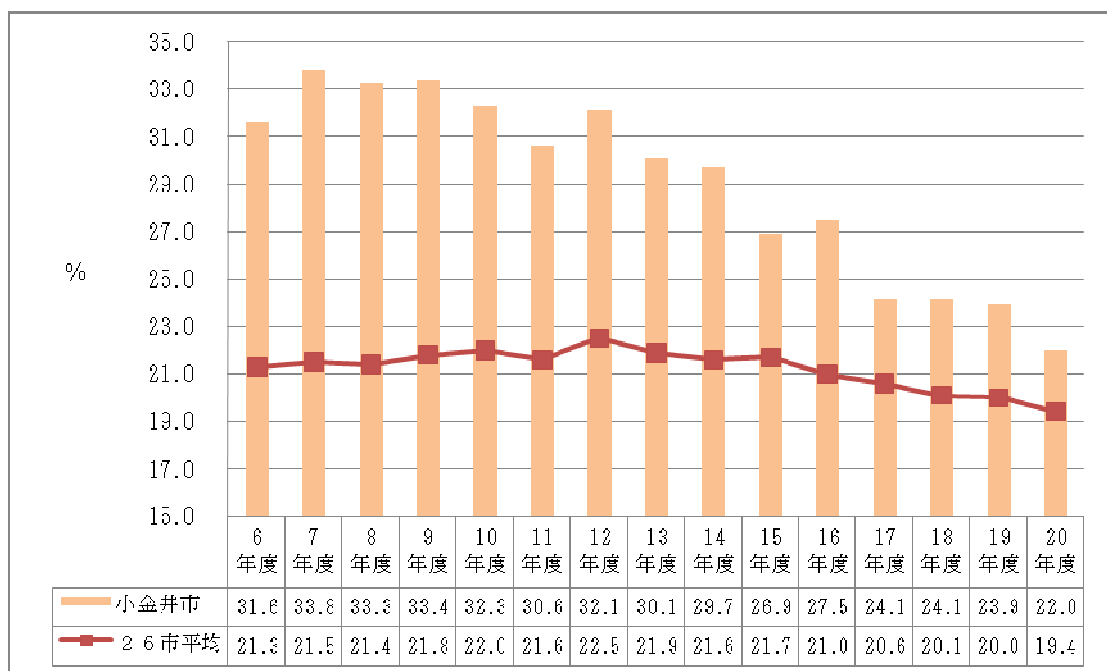
年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
人件費(千円)	10,026,045	10,390,746	10,325,937	10,294,581	9,882,802	9,913,301	9,954,770	8,995,307
人口(人)	104,311	105,285	106,140	106,175	106,478	106,481	107,217	107,303
市民1人当たり人件費(円)	96,117	98,692	97,286	96,959	92,815	93,099	92,847	83,831

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人件費(千円)	8,864,074	8,130,647	8,185,662	8,264,909	8,402,038	8,436,587	7,883,797
人口(人)	108,387	108,531	109,002	109,465	109,721	110,558	111,321
市民1人当たり人件費(円)	81,782	74,915	75,096	75,503	76,576	76,309	70,820



人件費比率は、歳出総額に占める人件費の割合であり、この割合が大きいほど財政運営の硬直化の要因となります。平成14年度は29.7%で、特殊要因のあった平成4年度を除き、30年振りに20%台への改善が図られました。平成14年度は26市平均に比べ8.1ポイント超過していたものが、平成20年度では2.6ポイントの超過と徐々に26市平均に近づいてきています。しかし、依然として26市平均より高い数値を示しており、財政の健全化を実現するためには、更なる効率的な職員配置の検討が必要です。

○表10 「人件費比率の26市平均との比較」（単位：%）



※平成11年度までは27市平均

市を取り巻く社会経済情勢

1 社会情勢の変化

現在、市を取り巻く社会情勢は、超少子高齢社会・人口減少社会の到来、住民の自立意識・自治意識の高まり、社会経済活動の広域化・国際化、世界的な環境意識の高まりと、めまぐるしく変化しています。そしてまた、都市化や地域コミュニティの衰退等によって、市民ニーズはますます多様化・高度化する一方で、経済の低成長化のため、財政的制約が急速に強まってきています。

こうした社会情勢の変化に対して、「旧来の中央集権型行政システムが、変動する国際社会への対応、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の形成、高齢社会・少子化社会への対応などの新しい時代の諸課題に迅速・的確に対応する能力を失ってきている」（「地方分権推進委員会最終報告」）と指摘されているとおり、この変化に対応していくために地方分権の取組を進めることが不可避となっています。

特に、「地域において自己責任と自己決定の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりでなく、住民自治が重視されなければならない」（第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に対する答申」）とされるように、自治体の自律性を確立するのみならず、市民自治の観点から「市民協働」「公民連携」等を行政運営の基本原則としていくことが求められています。

2 経済情勢の変化

100年に一度と言われる世界的な金融危機により、非常に厳しい状況となっています。金融経済月報（2010年4月：日本銀行）によると、景気は持ち直しを続けるが、そのペースが緩やかなものにとどまることが予想されており、市財政の根幹となる市税収入についても、平成22年度当初予算において対前年度6.87億円（3.5%）の大幅な歳入減が見込まれています。

一方、歳出面においては、少子高齢化の中で増加が見込まれる福祉関連経費や最重要課題であるごみ処理問題、武蔵小金井駅南口再開発事業、東小金井駅北口の区画整理事業、老朽化した施設の改修など、多くの財源を必要とする課題が山積しています。さらには団塊世代の大量退職による退職金等により、大幅な基金の取崩しと臨時財政対策債の発行をせざるを得ない状況も加わり、市においては厳しい財政運営が続くことは明らかです。

このような経済情勢の変化に的確に対応し、市民サービスの維持・向上を図っていくためには、強固な財政基盤を確立しつつ必要な財源を最も効率的な形で的確に

活用できる自律した行政経営を確立していくことが求められています。

新たな改革の必要性

1 地方分権の進展

国と地方の役割分担を明確にし、地方の自己決定の範囲を拡大し、地方の自立性を高めるため、地方分権は進められています。

平成5年の衆議院・参議院の地方分権の推進に関する決議に始まり、平成7年に成立した地方分権推進法、地方分権推進委員会の設置・議論を経て、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務の廃止とともに、国から地方へ一定の事務権限の移譲が行われ、国と地方の関係は従来の「上下・主従」から「対等・協力」へと大きく転換しました。

平成16年11月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」（新地方行革指針）が示されました。

この指針では、行財政運営全般について、P D C Aサイクルによる不断の点検を行いつつ、行財政改革大綱の策定又は見直しを行うこと、民間委託の推進、P F I手法の適切な活用、地方公営企業の経営健全化、地域協働の推進、定員管理及び給与の適正化、人材育成の推進、電子自治体の推進等、行政改革の具体的な推進を求めています。

平成18年6月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）では、より良質で低廉な公共サービスを実現するための官民競争入札など、民が担えるものは民へと委ねる観点からの公共サービスの改革について定められています。

また平成18年8月に総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（行政改革推進法）が示され、指針の中で総人件費改革として、地方公共団体の職員数について一層の純減を求めています。

財政面での分権としては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004では国から地方へ税源移譲、国庫補助負担金の見直し、地方交付税の見直しなどを行う三位一体の改革が決定されました。この三位一体改革が不十分であったため、必ずしも国と地方は「対等・協力」の関係になったとはいえませんが、少子・高齢化や国際化に伴う社会の変化がめまぐるしい中、個性豊かで活力ある地域社会を実現するためには、従来の国による画一的な地方行政から脱却する地方分権を更に推進していく必要があります。

さらに平成21年9月に閣議決定された基本方針においても、明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を大きく転換していくことが掲げられています。

以上のことから地方自治体には、「地方にできることは地方に」の観点から、その地域の特性・実情を踏まえ、必要な政策を主体的に立案し、執行するという、「自己決定・自己責任型」の行政経営が求められています。

2 市民ニーズの高度化・多様化

少子・高齢化、国際化、高度情報社会の急速な進展、環境保全意識の高まりなどを背景に、市民の生活様式や価値観は日々大きく変化しています。

それに伴い市民ニーズもますます高度化・多様化していることから、市民ニーズを迅速かつ的確に把握し政策に反映させる行政経営が不可欠となっています。

3 新たな改革に向けて

市では、平成9年に行財政改革大綱を策定して以来、第2次行財政改革大綱、第2次行財政改革大綱（改訂版）と継続して行財政改革に取り組み、「質の改革」を進めてきたところです。

これまでの行財政改革は、経費の縮減など、直面する財源不足の解消を目的としたものが中心となっており、行政運営の仕組みや職員の意識を変革するには至っていません。

上記のような社会経済情勢の変化等に対応し、市民ニーズに適合した施策・事業の選択・決定や、予算や人員の適正な配分を行うためには、このまま行政のスリム化を進めていっても、やがて限界に至り、質の高い行政サービスを提供し続けることは困難となることが予想されます。また、市民が満足できる地域づくりを進めるためには、公（行政）と民（市民・自治会・各種団体・NPO・企業等）との役割分担を見直した上で、公と民が一体となって「共に考え、共に行動する」仕組みづくりを行っていくことが必要不可欠となっており、単に市役所内部の改革・改善に限定することなく、市民協働・公民連携等を基本とした地域を経営する視点に立った見直しを進める必要があります。

そのため「政策決定は、それにより影響を受ける市民、地域に身近なところで行われるべきである」という補完性の原理に基づいて、行政・市議会・市民などの地

域を構成する各主体の役割分担を見直し（市民協働・公民連携等の推進）、その地域の特性・実情を踏まえ、必要な政策を主体的に立案し、執行できる行政システムへ転換する分権自治体改革を実行しなければなりません。

そこで、「市民協働」「公民連携」等を基本原則として、限りある財源と人的資源の活用による自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指すことを目的とした「第3次行財政改革大綱」を策定することとし、分権自治体改革という課題に向かって、職員が一丸となって取り組み、新たな課題に対応できるよう改革を実行し、真に市民が満足するまちづくりを推進し、もって市民の負託に応えうる自治体を目指すものとします。

※市民協働

＝行政と多様な構成主体（市民、自治会・町内会、NPO、企業等）が、公共の利益に資する同じ目的のためにそれぞれが主体となり、対等の立場で協力して共に取り組むこと。

※公民連携（PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ）

＝これまでの行政主体による公共サービスを、誰が最も有効性のある効率的なサービスの担い手になり得るかという観点から、行政と多様な構成主体（市民、自治会・町内会、NPO、企業等）との連携により提供していく考え方。公と民が連携する手法の総称。例えば、公の施設の管理運営を委ねる「指定管理者制度」、公共施設の整備について民間の資金・技術・経営能力等を活用する「PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」、専門的技術や事務量の集中する業務に民間の資源や能力を活かす「業務委託」等が挙げられる。ただし、本行財政改革大綱においては、より広く、行政と多様な構成主体（市民、自治会・町内会、NPO、企業等）が役割分担しつつ、対等の立場で連携する形態を指す語としている。

第3次行財政改革大綱基本方針

第3次行財政改革大綱の位置付け

本大綱は、先行した第2次行財政改革大綱（改訂版）に掲げた全ての項目を点検し、必要な是正措置を講じるとともに、現下の社会経済情勢の変化や地方分権の進展、市民ニーズの高度化・多様化等に対応する、分権自治体改革の視点に立った行政経営への転換を目指す計画として位置付けられるものです。

第3次行財政改革大綱の目的

前述のような考え方にに基づき、本大綱の目的を次のとおり定め、これに基づいた改革の方向性を設定します。

「市民協働」「公民連携」等を基本原則として、自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指します。

改革の方向性

本大綱では、目的に基づく改革の方向性として次の4つの改革を改革の柱として設定し、取組の具体化を図ります。

1 人材・組織改革

人材・組織改革では「市民協働」「公民連携」等を基本原則として、組織の目的・目標の共有等による意識改革を推進するとともに、人材育成基本方針に基づいた市民との協働を推進しながら課題に迅速・果敢な対応ができる職員の採用・育成、非常勤嘱託職員の制度の見直しとそれを支援する職場づくりを行います。

また、市民ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応するとともに、限られた経営資源の効率的・効果的な活用を図ることができるよう、庁内意思決定の迅速化、権限・財源の移譲等の庁内分権の推進、プロジェクト・チームの活用、人員の適正配置等の組織体制の整備、人事制度の改善、職員の再配置などを推進します。

2 行政経営改革

行政経営改革では「市民協働」「公民連携」等を基本原則として、補完性の原理に基づき行政・市議会・市民などの地域を構成する各主体の役割分担を全体最適の

視点から見直し、政策の立案・実施・改善ができるように、自治体としての理念や行政運営の手続きの明確化、重複・類似等の課題がある諸計画・事務事業の見直し・整理・統合を行います。

また、施策の成果を明らかにするための行政評価の更なる見直しや、災害等への危機管理体制等の充実、環境配慮の取組として環境マネジメントシステムの活用・電動自転車利用の促進などを推進します。

3 財政・財務改革

財政・財務改革では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、経済情勢の悪化など、前年度並みの歳入の確保すら難しいと思われる厳しい財政状況にあって、多くの行政課題を克服し、市民サービスの安定的な提供等を行えるよう、税収の確保や新たな歳入の確保、受益者負担の適正化など歳入を見直し、市財政を取り巻く諸課題への対応を踏まえた地域資源の活用、コストを意識した業務・制度の見直し・効率化など歳出の削減を行います。

また、財政・財務状況が、市民・職員に分かりやすく説明され、理解されるよう情報提供等を推進します。

4 行政サービス改革

行政サービス改革では、行政はサービス業であるという視点に立ち、市民の満足のため、市民の価値観や生活様式の変化等に合った施策の実現や市民が求めるサービスの効率的・効果的な提供及び向上を目指して、業務の徹底した見直し、新たな市民ニーズの把握を行います。

また補完性の原理に基づき、公と民との役割分担を見直した上で、「市民協働」「公民連携」推進の観点から、適切なNPO等支援、民間委託、指定管理者制度、PFI、民営化などの取組を進めつつ、行政サービスの維持・強化を図ります。

また、市政に関する情報を積極的に発信し、市民との情報共有を進めた上で、市民参加の拡大や市民意見の政策反映を推進します。

第3次行財政改革大綱の推進に向けて

1 計画期間

本大綱は、平成22年度～27年度末の6年間の計画期間とします。ただし、実施計画において早期実施などが有益な場合については、可能な限り早期の実施に努めます。

また社会経済情勢の変化などに柔軟に対応するため、本大綱については常に見直しを行い、修正していきます。

なお計画期間終了後、本大綱の効果を測定、評価し、必要な措置を講じます。

2 第3次行財政改革大綱の成果指標

本大綱では、6年間の計画期間の間に、成果の一定の目安として次の数値指標を達成することを目標とします。

(1) 職員数・職員1人当たり人口

平成27年度末までに（平成28年4月1日時点）661人（職員1人当たり人口は169.2人）を目標とします。

(2) 経常収支比率

第2次行財政改革大綱（改訂版）と同じ80%台後半を目標とします。

(3) 人件費比率

第2次行財政改革大綱（改訂版）と同じ26市平均以下を目標とします。

(4) 公債費比率

第2次行財政改革大綱（改訂版）と同じ12%以下を目標とします。

3 実施項目の体系化

本大綱では、先に掲げた目的を実現するために実施する具体的な実施項目を、実施項目計画表として策定します。

本大綱に掲げていない事項についても、本大綱の目的、趣旨に基づき、見直しを行います。

4 財政効果の把握

本大綱を財政健全化への一助とするため、各実施項目の財政効果を実施項目計画表に示します。

5 進行管理

本大綱については、市長を本部長とする行財政再建推進本部において、毎年度、進行管理を行い、大綱に掲げた実施項目の全てを点検し、必要があれば是正の措置を行います。

進行管理に当たっては、市民の代表等で構成する小金井市行財政改革市民会議に、随時報告し、建議、助言を受けて計画の推進を図ることとします。

6 進捗状況の公表

本大綱の進捗状況については、毎年度市民に対して公表し、情報公開の推進と説明責任を果たします。

実施項目計画表

実施項目計画表の表記について

実施概要	各項目を実施するための、目的・手法・検討すべき内容などを記載します。
計画	<p>検討・・・課単位、部単位等で検討、方針決定、計画の策定等実施に向けた準備などを行うことを表します。</p> <p>実施・・・審査機関や委員会等の設置、制度開始、業務開始などを表します。</p> <p>試行・・・業務等の試行を行うことを表します。</p> <p>検証・・・試行及び実施の結果を検証することを表します。</p> <p>随時・・・随時、上記の検討、実施、検証を行っていくことを表します。</p>
財政効果	<p>前年度と比較して削減できた経費を千円単位で表記します。</p> <p>例 100万円の経費を削減できた場合 → ▲1,000</p> <p>100万円の新たな歳入を確保した場合 → ▲1,000</p> <p>100万円の経費が増加する場合 → 1,000</p>
職員削減	<p>前年度と比較して削減できた正規職員数を人単位で表記します。</p> <p>例 5人の正規職員を削減できた場合 → ▲5</p> <p>5人の正規職員が増加した場合 → 5</p>

※実施項目計画表の表記については、あくまで計画策定時の表記・試算であり、今後の各実施項目の検討状況により変動する場合があります。

No. 1	プロジェクト・チームの更なる活用						
実施概要	小金井市プロジェクト・チーム設置要綱に基づき、緊急案件などへの対応にプロジェクト・チームの更なる活用を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	全部局	関 連 課					

No. 2	市税完納の資格要件化						
実施概要	市からの給付・あっせん等各種行政サービスの享受、工事・物品納入業者の選定等の資格要件に市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）の完納を加えることについて検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	全部局	関 連 課					

No. 3	新たな公共の構築						
実施概要	地方分権の住民自治の趣旨に基づき、新たな公共の在り方、市民協働型の事業推進のための制度づくり等を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課	全部局				

No. 4	各種委員会、審議会の在り方の見直し						
実施概要	各種委員会、審議会について、目的が重複している会の統合や、委員報酬の適正化、必要性・市民参加条例で定める基準の順守などの定期的検証を行うための方策を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 5	各種イベントの在り方の見直し						
実施概要	各種イベントについて、必要性・市民ニーズの把握・財政状況を考慮するなどの定期的検証を行うための方策を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 6	各種使用料等の在り方の見直し						
実施概要	各種使用料等について、受益者負担の原則に基づき定期的検証を行うための方策を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 7	行政評価の充実						
実施概要	庁内評価に加えて、行財政改革市民会議等を活用した外部評価の導入や施策評価、長期総合計画との連動、予算への反映など、評価体制を充実し、実行性のある行政評価システムを検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	試行	試行・ 検証	実施	検証	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革	行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革			
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 8	公共施設の整備への民間活力の活用						
実施概要	公共施設の整備において、PFI など民間の技術力、経営力及び資金力を活用し、効果的・効率的な方策を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革	行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革			
	第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 9	市民投票条例の検討						
実施概要	重要政策決定に市民の意見を取り入れるため、重要政策の明確化と併せて、市民投票条例策定を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課	総務課、選挙管理委員会事務局				

No. 1 0	事務事業の整理・統合						
実施概要	市民参加・協働の更なる推進、住民満足の向上の観点から、諸計画の整理や、縦割りで重複・類似した事務事業（文教事業など）の整理・統合、選択と集中による既存事業の見直しを検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 1 1 事務マニュアルの有効活用							
実施概要	定年退職者の増加並びに人事異動による事務の停滞を防ぐため、事務マニュアルの有効活用を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">人材・組織改革</div> 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続</div>						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 1 2 職員の再配置・組織の見直し							
実施概要	定員管理指標等を活用し、分権改革（業務量変化への対応、重点配置の明確化、部門間の人員配置の適正化）に対応できる、職員の再配置・組織の見直しを検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	▲28,200	▲79,500	▲5,300	10,600	▲37,100	15,900	
職員削減 (人)	▲17	▲12	▲6	3	▲7	3	13
分 類	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">人材・組織改革</div> 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 1 3	庁内意思決定の迅速化						
実施概要	組織のフラット化や係制の廃止、グループ制の導入などを検討し、庁内意思決定の迅速化を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 1 4	負担金補助及び交付金の在り方の見直し						
実施概要	負担金補助及び交付金（各種負担金、分担金、補助金等）の必要性・費用対効果の定期的検証を行うための方策を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 1 5 部への権限移譲							
実施概要	庁内分権推進の一環として、部単位での政策の立案・公表、業務の繁閑に合わせ機能的に人員配置できるなどの人事権の部への一部移譲などを検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課	職員課				

No. 1 6 広告収入の拡充							
実施概要	新たな財源を確保するため、あらゆる広告収入拡充の方策（壁面広告、市報、案内封筒、ネーミングライツ等）を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	▲260	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 1 7 財政支援団体の在り方の見直し							
実施概要	財政支援団体への財政支援の在り方を見直すための方策を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 1 8 市場化テストの実施の研究							
実施概要	官と民が透明かつ公正な競争の下で公共サービスの実施者を決定する市場化テストについて研究する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 19 指定管理者制度の更なる活用							
実施概要	市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、公の施設に民間の能力を活用する指定管理者制度の更なる活用を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	▲8,900	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	▲1	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 20 職員の相互応援体制の確立							
実施概要	効率的な行政運営と時間外勤務の抑制を図るため、職員の相互応援体制の確立を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 2 1 電気料金の節減							
実施概要	電気料金の節減のための方策（N A S 電池等）を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	▲2,780	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	企画政策課	関 連 課					

No. 2 2 企業会計手法の活用							
実施概要	公会計制度、財政健全化法に基づき、企業会計手法の活用を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
	第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	財政課	関 連 課	情報システム課、管財課、会計課				

No. 2 3 予算編成の在り方の見直し							
実施概要	枠配分予算の更なる改革など、予算編成の在り方について検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	財政課	関 連 課					

No. 2 4 苦情・要望等のデータベース化							
実施概要	苦情・要望等をデータベース化し、全職員で情報共有することにより、市民への接遇向上、業務改善を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革	行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革			
担 当 課	広報秘書課	関 連 課	情報システム課				

No. 2 5 無料ソフト導入の検討							
実施概要	経費縮減を図るため、無料ソフト導入を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	1,660	710	400	▲500	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	情報システム課	関 連 課	全部局				

No. 2 6 ホームページの充実							
実施概要	行政情報、生活情報等、市民の暮らしに役立つ情報を提供して、市のホームページのより一層の充実を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
	第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	情報システム課	関 連 課	全部局				

No. 27 情報公開制度の見直し							
実施概要	市民参加・協働の更なる推進を目的とした、情報の積極的な公開を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	総務課	関 連 課					

No. 28 郵送物の宅配便の利用							
実施概要	郵送している配布物について、民間宅配便の利用などと比較検証し、費用対効果を踏まえて導入を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	総務課	関 連 課					

No. 29 公文規程等の見直し							
実施概要	公文規程の見直し、改正を行うとともに、「公文書作成の手引き」改訂版を作成する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	総務課	関 連 課					

No. 30 政策法務の充実							
実施概要	政策法務の充実を図り、条例等原案策定の段階からの検討に加わるなどの機能的な政策法務体制の確立を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	総務課	関 連 課					

No. 3 1 庁内印刷業務の見直し							
実施概要	業務の効率化を図るため、庁内印刷業務の委託化を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	▲10,850	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	総務課	関 連 課					

No. 3 2 文書保存の在り方の見直し							
実施概要	電子データでの文書保存など、業務の効率化等を考慮した文書保存方法を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革	行政経営改革		財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	総務課	関 連 課					

No. 3 3 危機管理体制等の充実							
実施概要	危機管理業務、災害対策業務、防犯業務等の危機管理体制の充実を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	地域安全課	関 連 課	全部局				

No. 3 4 55歳以上昇給抑制							
実施概要	55歳以上の昇給抑制を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	▲870	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 3 5 新たな人事考課制度の導入							
実施概要	能力考課と目標管理に基づいた、人材育成を目的とした新たな人事考課制度を導入する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	試行	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 3 6 給与支払事務の見直し							
実施概要	職員の給与支払事務の民間等への委託を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	職員課	関 連 課	情報システム課、庶務課				

No. 3 7 給与明細書の見直し							
実施概要	給与明細書の配布について、庁内 LAN システムの活用などを検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	▲70	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	職員課	関 連 課	情報システム課、庶務課				

No. 3 8 シフト勤務の検討							
実施概要	市民サービスの向上、業務繁忙時間への対応のために、業務内容に即した勤務時間を設定したシフト勤務の導入を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	試行	試行・ 検証	実施	検証	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 39 職員研修の充実							
実施概要	職員の能力向上（コンプライアンスの維持・確立、アカウントビリティの向上など）を図るため、OJT（職場内研修）の充実と人材育成方針を踏まえた研修を実施する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 40 人材育成基本方針の具体化							
実施概要	人材育成実施計画に基づき、専門性の活用など人材育成基本方針の具体化を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 1 人事・給与制度の改善							
実施概要	職員の資格・専門職の在り方を検討し、見直しすべき業務と充実すべき業務の洗い出しを行う。また、多様化・高度化する市民ニーズに応える複線型人事制度等新たな人事制度、給与制度の在り方についても検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	一部実施	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 2 非常勤嘱託職員の制度の見直し							
実施概要	非常勤嘱託職員制度（処遇等）の充実を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 3 希望制降任降格制度の導入							
実施概要	職員の家庭事情や体調に配慮して係長以上の職員が自ら希望により降任降格できる制度を導入し、人事に反映させ円滑な組織運営を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">人材・組織改革</div> 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続</div>						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 4 時間外勤務の抑制							
実施概要	健康保持と公務能率の向上を図るため、ノー残業デーの実施回数の拡大などを検討し、時間外勤務手当の縮減を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	▲14,020	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">人材・組織改革</div> 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続</div>						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 5 職員採用試験の改善							
実施概要	優れた人材を市職員として確保するため、魅力ある職場環境づくりと広報活動を積極的に行う。さらに市職員に適した人材を採用するため、多様な採用試験の方法を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">人材・組織改革</div> 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続</div>						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 6 人材派遣サービスの活用							
実施概要	市民サービスを円滑に提供するため、人材派遣会社の派遣サービスを活用し、新たな人材確保の方法を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">人材・組織改革</div> 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 7 接遇の向上							
実施概要	接遇研修及び職場内での指導の充実により、接遇の向上を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">人材・組織改革</div> 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続</div>						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 8 他団体等への研修派遣							
実施概要	行政運営の質の向上を図るため、民間企業、シンクタンク、他の自治体等への研修派遣を行う。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">人材・組織改革</div> 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続</div>						
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 4 9 旅費の見直し							
実施概要	旅費の支給方法（日当等）の見直しを図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	職員課	関 連 課					

No. 5 0 公契約条例の制定							
実施概要	公正労働基準、男女共同参画、福祉等の社会的価値の実現の推進のために、公契約条例の制定を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革	行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革			
担 当 課	管財課	関 連 課					

No. 5 1 庁舎案内の見直し							
実施概要	各課窓口の表示を工夫するなど、来庁者にとって利用しやすいよう、庁舎案内の見直しを図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	管財課	関 連 課	広報秘書課				

No. 5 2 低未利用地の売却・有効活用							
実施概要	市有財産の有効活用を図るため、低未利用地の売却・有効活用を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	管財課	関 連 課	道路管理課				

No.5 3 電動自転車利用の促進							
実施概要	利用率が悪い庁用の原付バイクの廃止や庁用車の利用を制限し、環境にやさしい電動自転車の導入・活用を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革		行政サービス改革	
担 当 課	管財課		関 連 課				

No.5 4 入札・契約の在り方の見直し							
実施概要	入札・契約制度の更なる改善を進めるための方策（総合評価方式等の検討等）を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	試行	→	試行・ 検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革		行政サービス改革	
	第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	管財課		関 連 課				

No. 5 5 電話料金の節減							
実施概要	電話料金の節減のための方策（I P 電話等）を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
担 当 課	管財課	関 連 課					

No. 5 6 自動交付機の導入							
実施概要	市民サービスの向上を図るため、住民票、印鑑証明書などの自動交付機の導入を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	実施	検証	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	340	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	▲1	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革	行政サービス改革		
	第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	市民課	関 連 課					

No.57 NPO等との協働推進							
実施概要	ボランティアやNPOとの協働推進の方策を検討する。						
年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計 画	検討	→	→	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	コミュニテ ィ文化課	関 連 課	全部局				

No.58 (仮称) 市民協働支援センターの整備							
実施概要	市民活動団体などと市の協働によるまちづくりを推進するため、(仮称) 市民協働支援センターの整備を検討する。						
年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計 画	検討	→	→	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	コミュニテ ィ文化課	関 連 課					

No. 5 9	集会所（4会館）の有料化の検討						
実施概要	利用者の実態や利用状況を考慮し、受益者負担の適正化を図るため、上之原会館、西之台会館、上水会館、婦人会館の使用の有料化を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	→	実施	検証	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	▲6,890	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	コミュニテ ィ文化課	関 連 課					

No. 6 0	特定健診、後期高齢者医療健診の見直し						
実施概要	一部負担金（受益者負担金）の徴収を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	保険年金課	関 連 課					

No. 6 1 公金納付環境の研究							
実施概要	市民の利便性を高めるため、公金の納付方法の多様化（公金のクレジットカード払い、コンビニ納付等）を研究する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	納税課	関 連 課	保険年金課、会計課				

No. 6 2 収納率の向上							
実施概要	収納率の向上を図るため、徴収体制の強化等あらゆる方策を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	納税課	関 連 課					

No.6 3 小金井市環境マネジメントシステムの活用							
実施概要	小金井市環境マネジメントシステムを活用し、光熱水費削減や物品の適正数量・長寿命品の購入など環境に配慮した経営効率化を図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革		行政サービス改革	
担 当 課	環境政策課		関 連 課				

No.6 4 ごみ収集業務の見直し							
実施概要	ごみ収集業務の見直しを行い、民間委託する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	41,780	▲10,600	—	—	—	—	
職員削減 (人)	▲1	▲2	—	—	—	—	▲1
分 類	人材・組織改革		行政経営改革	財政・財務改革		行政サービス改革	
	第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	ごみ対策課		関 連 課				

No. 6 5 高齢福祉業務の見直し							
実施概要	高齢福祉業務（ひと声訪問事業、老人福祉電話事業、高齢者緊急通報システム事業、友愛活動事業等）を公共的団体等に委託する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	▲3,650	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	▲1	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	介護福祉課	関 連 課					

No. 6 6 生活機能検査の見直し							
実施概要	一部負担金（受益者負担金）の徴収を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	介護福祉課	関 連 課					

No.67 独自健康診査、がん検診の見直し							
実施概要	一部負担金（受益者負担金）の徴収を検討する。						
年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計 画	検討	→	→	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	健康課	関 連 課					

No.68 ピノキオ幼児園業務の見直し							
実施概要	市民サービスの充実を図るため、民間委託や公共的団体等の活用を検討する。						
年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
計 画	検討	→	→	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	25,750	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	保育課	関 連 課					

No. 6 9 保育業務の見直し							
実施概要	市民サービスの充実を図るため、順次民間委託や公共的団体等に委託する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	▲7,410	▲11,210	30,950	▲26,700	▲17,800	
職員削減 (人)	—	▲2	▲5	▲3	▲3	▲2	▲2
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	保育課	関 連 課					

No. 7 0 保育料の改定							
実施概要	受益者負担の適正化を考慮し、国基準徴収額の50%を目途に改定する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	→	実施	検証	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	▲50,390	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	保育課	関 連 課					

No. 7 1 学童保育業務の見直し							
実施概要	市民サービスの充実を図るため、順次民間委託や公共的団体等に委託する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	実施・ 検証	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	▲10,320	▲5,160	▲5,160	▲5,160	▲5,160	
職員削減 (人)	—	▲4	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	児童青少年 課	関 連 課					

No. 7 2 児童館業務の見直し							
実施概要	市民サービスの充実を図るため、順次民間委託や公共的団体等に委託する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	随時	→	→	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	▲370	▲6,650	—	—	—	
職員削減 (人)	—	▲2	▲3	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	児童青少年 課	関 連 課					

No. 7 3 小学校給食業務の見直し							
実施概要	市民サービスの充実を図るため、順次民間委託や公共的団体等に委託することを視野に入れ、新しい経営方法を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	試行	試行・ 検証	実施	検証	→	
財政効果 (千円)	—	5,040	—	▲15,910	—	—	
職員削減 (人)	—	▲3	—	▲10	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	学務課	関 連 課					

No. 7 4 図書館業務の見直し							
実施概要	民間委託等の民間活力の活用について検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	—	検討	→	→	一部実施	検証	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	図書館	関 連 課					

No. 7 5 公民館業務の見直し							
実施概要	公民館業務を一部委託化し、公民館本館のセンター化を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	→	実施	検証	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	▲33,710	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	▲3	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革 第2次行財政改革大綱（改訂版）からの継続						
担 当 課	公民館	関 連 課					

No. 7 6 公民館の有料化の検討							
実施概要	受益者負担の適正化を図るため、公民館使用の有料化を検討する。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	→	→	→	実施	検証	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革 行政サービス改革						
担 当 課	公民館	関 連 課					

No. 7 7 選挙公報の見直し							
実施概要	選挙公報の在り方について見直しを図る。						
年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計 画	検討	実施	検証	→	→	→	
財政効果 (千円)	—	—	—	—	—	—	
職員削減 (人)	—	—	—	—	—	—	—
分 類	人材・組織改革 行政経営改革 財政・財務改革			行政サービス改革			
担 当 課	選挙管理委 員会事務局	関 連 課					

第3次行政改革大綱 財政効果額一覧

(単位：千円)

実 施 項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	摘 要
人材・組織改革							
No.12 職員の再配置・組織の見直し	▲ 28,200	▲ 79,500	▲ 5,300	10,600	▲ 37,100	15,900	・再任用職員の活用 ・組織の見直し
No.34 55歳以上昇給抑制			▲ 870				・55歳以上昇給停止
No.44 時間外勤務の抑制	▲ 14,020						・ノ残業デー1日追加
(人材・組織改革) 小計 (a)	▲ 42,220	▲ 79,500	▲ 6,170	10,600	▲ 37,100	15,900	▲ 138,490
行政経営改革							
(行政経営改革) 小計 (b)	0	0	0	0	0	0	0
財政・財務改革							
No.16 広告収入の拡充			▲ 260				・広告収入1割増を目標
No.21 電気料金の節減			▲ 2,780				・電力入札の実施
No.25 無料ソフト導入の検討			1,660	710	400	▲ 500	・無料ソフトの活用
No.31 庁内印刷業務の見直し			▲ 10,850				・庁内印刷業務の外部委託 ・再任用職員1人減員
No.37 給与明細書の見直し			▲ 70				・給与明細書作成経費の節減
No.59 集会所（4会館）の有料化の検討					▲ 6,890		・有料化による歳入増
No.70 保育料の改定					▲ 50,390		・改定による歳入増
(財政・財務改革) 小計 (c)	0	0	▲ 12,300	710	▲ 56,880	▲ 500	▲ 68,970
行政サービス改革							
No.19 指定管理者制度の更なる活用					▲ 8,900		・正規職員1人減員
No.56 自動交付機の導入			340				・正規職員1人減員
No.63 ごみ収集業務の見直し	41,780	▲ 10,600					・ごみ収集業務の委託
No.65 高齢福祉業務の見直し		▲ 3,650					・高齢福祉業務の委託及び非常勤化 ・非常勤嘱託職員1人増員
No.68 ピノキオ幼稚園業務の見直し				25,750			・ピノキオ幼稚園業務の委託 ・非常勤嘱託職員7人減員
No.69 保育業務の見直し		▲ 7,410	▲ 11,210	30,950	▲ 26,700	▲ 17,800	・保育業務の委託
No.71 学童保育業務の見直し		▲ 10,320	▲ 5,160	▲ 5,160	▲ 5,160	▲ 5,160	・学童保育所業務の委託 ・非常勤嘱託職員24人減員
No.72 児童館業務の見直し		▲ 370	▲ 6,650				・児童館業務の委託 ・非常勤嘱託職員3人減員
No.73 小学校給食業務の見直し		5,040		▲ 15,910			・小学校給食業務の委託 ・非常勤嘱託職員21人減員
No.75 公民館業務の見直し					▲ 33,710		・公民館本館のセンター化 ・再任用職員1人減員 ・非常勤嘱託職員4人減員
(行政サービス改革) 小計 (d)	41,780	▲ 27,310	▲ 22,680	35,630	▲ 74,470	▲ 22,960	▲ 70,010
財政効果額累計							
財政効果 年度計 (a+b+c+d)	▲ 440	▲ 106,810	▲ 41,150	46,940	▲ 168,450	▲ 7,560	▲ 277,470

※正規職員人件費は、1人当たり8,900千円で試算

※再任用職員人件費は、1人当たり3,600千円で試算

※財政効果額は、1万円未満を調整し算出

第3次行財政改革大綱 職員人員計画

	第2次行財政改革大綱(改訂版)		第3次行財政改革大綱計画期間					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画数	743※	725	699	682	670	654	653	661
増減数(対前年)		▲18	▲26	▲17	▲12	▲16	▲1	8

第3次行財政改革大綱計画期間 削減数▲64

※人員計画数は各年度の4月1日現在

※教育長1人含まず

※平成22年度計画数725人は実数

(単位:人)

実施項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	摘要
人材・組織改革								
No.12 職員の再配置・組織の見直し	▲17	▲12	▲6	3	▲7	3	13	・再任用職員の活用 ・組織の見直し
(人材・組織改革)小計(a)	▲17	▲12	▲6	3	▲7	3	13	▲23
行政経営改革								
(行政経営改革)小計(b)	0	0	0	0	0	0	0	0
財政・財務改革								
(財政・財務改革)小計(c)	0	0	0	0	0	0	0	0
行政サービス改革								
No.19 指定管理者制度の更なる活用					▲1			・生涯学習課減員未実施分
No.56 自動交付機の導入			▲1					・自動交付機の導入
No.64 ごみ収集業務の見直し	▲1	▲2					▲1	・ごみ対策課退職不補充
No.65 高齢福祉業務の見直し		▲1						・介護福祉課業務見直しによる減員 ・非常勤嘱託職員1人増員
No.69 保育業務の見直し		▲2	▲5	▲3	▲3	▲2	▲2	・保育課退職不補充
No.71 学童保育業務の見直し		▲4	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	・児童青少年課任用替 ・非常勤嘱託職員24人減員
No.72 児童館業務の見直し		▲2	▲3					・児童青少年課任用替 ・非常勤嘱託職員3人減員
No.73 小学校給食業務の見直し		▲3		▲10				・学務課退職不補充及び任用替 ・非常勤嘱託職員21人減員
No.75 公民館業務の見直し					▲3			・公民館業務見直しによる減員 ・再任用職員1人減員 ・非常勤嘱託職員4人減員
(行政サービス改革)小計(d)	▲1	▲14	▲11	▲15	▲9	▲4	▲5	▲59
職員削減数累計								
職員削減 年度計(a+b+c+d)	▲18	▲26	▲17	▲12	▲16	▲1	8	▲82

小金井市第3次行財政改革大綱

平成22年5月発行

発行・編集 小金井市・企画財政部企画政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

電話 042-387-9826（直通）

第 3 次行財政改革大綱に対する市議会からの意見・要望についての対応

1 みどり・市民ネット 片山委員

意見・要望の要点		対応
1	市民協働に不可欠な「市民」を積極的に育成、支援するための大胆な仕組み作りとして、「市民協働支援センターの早期設立及び機能強化の項目」をプラスするべき。	「No.58（仮称）市民協働支援センターの整備」を実施項目に追加し対応していきたい。
2	民間委託の対象となっている職場（清掃、給食、保育、児童館、図書館、学童、高齢者福祉業務）には多くの非常勤職員がいる。いらなくなったら解雇というやり方は認められない。	非常勤嘱託職員の任用に関する要綱において、「任用期間は1年以内とする。任命権者は、特に必要があると認める場合は、嘱託職員の任用を1年を超えない期間で更新することができる。」と定められており、この規定に基づき対応していきたい。
3	委託先の事業所で働く人たちの条件の保障もないと、さらなる官製ワーキングプアを生み出すこととなる。労働条件、賃金格差を解消していくことこそが重要な課題と考える。	委託業務の質と適正な労働条件の確保のため、「No.50 公契約条例の制定」、「No.54 入札・契約の在り方の見直し」の中で検討していきたい。
4	子どもに関する事業は、行革の視点でなく、子どもにとって必要な事業の改革、拡充、充実が重要である。そのことが子どもを育てる若い世代を定住させ、安定した税収につながる。	行財政改革の目的はあくまで市民サービスの向上なので、当然ながら子どもに関する事業についても、子どもを第一と考えていきたい。
5	民間委託によって非常勤の解雇をすすめるよりも、既に掲げられている「非常勤嘱託職員の制度の見直し」に早く取り組み、	「No.42 非常勤嘱託職員の制度の見直し」の中で非常勤嘱託職員を十分に活かせる制度を検討していきたい。

	非常勤嘱託職員の力を十分に活かすことができる体制をつくることを優先するべき。	
6	多くの民間委託を進める前に、「公契約条例の制定（平成24年度実施予定）」「入札・契約のあり方の見直し（総合評価方式等）（平成24年度試行）」を平成22年度にも実施し、委託先で働く労働者を守ることが必要である。	実施に当たっては十分な検討期間が必要と考えており、現行の計画のとおり平成24年度の実施・施行を目指したい。

2 みどり・市民ネット 野見山委員

	意見・要望の要点	対応
1	「市民協働、公民連携」については、民間との役割分担を行わなくてはならない。そのため、現状の問題点を総括し、課題を抽出する必要がある。NPOが受託している事業については、内容、体制、金額等が充分納得いく状態ではないようであり、今後に向け意見聴取するべきである。	「市民協働、公民連携」は、市民、自治会・町内会、NPO、企業など多様な構成主体と対等な立場で協力して取り組む必要があり、事業の実施に当たっては十分な協議を行いたい。
2	「市民協働、公民連携」を行っていくうえで、ポイントになるのはどのような自治体像にしていくかのイメージを示すことである。具体的に解決していく課題についても担当はほとんど白紙状態であり、たいへん心もとない状態である。とりわけて市民への事業の委託が課題になるが、これも事実上「市民協働センター」準備室への丸投げ状態であり、「市民協働、公民連携」が看板倒れにならないことを願う。	
3	新たな公共として、NPO等の育成、連携が課題となる。NPO等が自発的形を促すような支援策（補助金、税制優遇策、契約上の配慮、保険、活動拠点の提供、行政的助言等）が必要	
		頂いたご意見については「No.57 NPO等との協働推進」の中で対応していきたい。

	である。「協働推進基本指針」を具体化して「行動指針」を策定すべき。	
4	図書館の開館時間の拡大は民間委託しなくても可能であり、大綱から「図書館の委託」を削除すること。	「No. 7 4 図書館業務の見直し」については、項目としては残し、新たに検討期間を設けて見直しを図りたい。
5	ピノキオ幼稚園は児福審の答申に従い、公設公営とすること。	「No. 6 8 ピノキオ幼稚園業務の見直し」については、市民サービスの向上を図るため民間委託等の可能性を検討していきたい。
6	保育園の民間委託については、「公立の園は、より手のかかる子どもを受け入れる等、民間との役割分担を行う」との答弁があり、公立の園と委託される園との役割分担を明確にしないまま委託の方針をだすことは自己矛盾しているので削除すること。	「No. 6 9 保育業務の見直し」については、委託を検討する中で、公立園と委託された園の役割分担についても、関係者と十分な協議をしながら検討を進めたい。
7	学童保育所の民間委託は、将来を見据えた施設のあり方や職員対応の方針を明らかにしないまま、あいまいな形で委託化の方針を出していくのは拙速であり、削除すること。	「No. 7 1 学童保育業務の見直し」については、保育時間の延長等の市民サービスの充実を実現するため、関係者と十分な協議をしながら検討を進めたい。
8	公民館は社会教育施設であり、無料だからこそ市民の学びを保障している。	「No. 7 6 公民館の有料化の検討」については、利用状況や目的など利用の実態を見極め、どのような形での受益者負担が適切であるか検討していきたい。
9	公民館のセンター化は地域教育が重視されている改正教育基本法に逆行する。分館こそ常勤職員を配置し、市民の学びの要求と結びつき、解決の役割を果たすべき。	「No. 7 5 公民館業務の見直し」については、どのような運営方法が最も効率的かつ利用者の要望を果たせるかも含め検討していきたい。
10	「市民協働、公民連携」で高額の給料をもらっている公務員こそ、困難な事業を引き受けるべき。	市民協働では、行政と市民、自治会・町内会、NPO、企業等が公共の利益のために対等の立場で協力することであ

		り、市が行うことが最適な事業は当然ながら市が行い、様々な分野でそれぞれの性質や適性に応じた役割を果たすこととしたい。
11	職員の会議室使用目的、図書館の委託化に関する議事録不備、再開発地域地権者団体への常軌を逸した支援などの問題もあり、「職員全体のガバナンス、アカウントビリティ、コンプライアンスの育成」の項目も大綱に掲げるべき。	「No. 39 職員研修の充実」の中で対応していきたい。

3 みどり・市民ネット 田頭委員

	意見・要望の要点	対応
1	東児童館や子ども家庭支援センターの委託について、行政としての委託事業への点検・準備は不十分と言わざるを得ない。「市民協働、公民連携」の実施のためには、現場の声や市民ニーズを把握し、的確に分析し計画に反映することを要望する。	委託事業に関しては、現場や利用者の声を把握し、市民ニーズを的確に反映できるように努めていきたい。
2	協働事業が目標に沿って適正・効果的に行われるための指針づくりと、事業の点検、評価は市民参加で行うことを提案する。	小金井市協働推進基本指針に基づき、協働の評価の在り方を検討していきたい。
3	「4つの会館（上野原、西之台、上水、婦人）の有料化」は、現場の声を聞き、子育て中の親や年金暮らしの方も気軽に集い仲間作りができるように見直すこと。	「No. 59 集会所（4会館）の有料化の検討」の中で、利用状況や目的など利用の実態を見極め、どのような形での受益者負担が適切であるか検討していきたい。
4	庁内事務作業等のシステム化で、更なる職員配置や業務内容の見直しが可能と思われる。	今後も全ての部局において業務の見直しを継続し、新たな行政課題への対応や効率的な行政組織を目指したい。
5	市政において、どの施策を重点的に推進し財源を振り分けるのか、市民の意見を反映できるような予算編成のあり方を検討すべき。	予算編成への市民参加、予算編成権の付与については、これまでも、市長が市民と市政に関し定期的、かつ直接的に対話する場の設置、市民からの声の常時受付等により、市民の意見等

		を十分に集約の上、市政に反映しており、今後も予算編成の透明性の確保等の観点から、「No. 2 3 予算編成の在り方の見直し」の中で取り組んでいきたい。
6	「市民協働、公民連携」は新しい概念であり、市民と行政が共に学び合い・育ち合い、語り合うシステム構築を要望する。	市民協働では、行政と市民、自治会・町内会、NPO、企業等が公共の利益のために対等の立場で協力することであり、それぞれが十分に能力を発揮できるような環境づくりに配慮したい。

4 日本共産党小金井市議団

	意見・要望の要点	対応
1	不要不急の道路拡幅（市道 3. 4. 8 号線に 2 6 億、東町連雀通り 2. 7 億）をやめるだけで、第 3 次行革は不要になる。	道路の整備も市として重要な政策であり、市民の方の理解を得ながら、推進していきたい。
2	子どもの権利条例は策定委員会の答申から二年間もまともな説明無く放置され、図書館協議会の答申を無視し図書館の窓口業務の民間委託が提案されたなど、進め方に大きな問題がある。貫井北地域センターは、図書館協議会や公民館運営審議会にも諮らず民間委託が打ち出されている。委託が強行された中学校給食では、「質の確保」もされていないことは、中学一年生のアンケートに「小学校の方がおいしかった」と多数記入されていることから明白である。市民協働を言うならば、第 2 次行革を市民と検証することが当然必要だがそれすら行われていない。結局、第 3 次行革の市民協働・公民連携のうたい文句は、行政の責任放棄を覆い隠す口実に過ぎない。	「市民協働、公民連携」とは、行政と多様な構成主体（市民、自治会・町内会、NPO、企業など）が公共の利益に資するために対等な立場で協力して共に取り組むことである。高度化・多様化する市民ニーズに対応するためには、公と民との役割分担を見直し、「共に考え、共に行動する」仕組みづくりが必要不可欠となっており、単に市役所内部の改革・改善に限定することなく、市民協働・公民連携等を基本とした地域を運営する視点に立った見直しを進めていきたい。
3	市民の健康・教育・福祉に対する行政の責任を財政的理由で	市民の健康・教育・福祉に対する行政の責任を果たすために

	投げ出す取組は許されない。(受益者負担：独自健康診査、がん検診、保育料、公民館・集会所の有料化) (民間委託：幼稚園、保育園、学童、児童館、小学校給食、図書館、公民館)	は、それぞれの分野において長期的かつ安定的な仕組みづくりをしなければならない。そのためにはサービスの質や内容等に応じた受益者負担を求めることも必要と考える。また、行政よりも民間の団体等の方が優れたサービスを提供できる場合は民間の団体等との連携を検討していきたい。
4	目的も金の流れも違う企業会計を公会計に取り入れることは、木に竹を接ぐようなものであり、利益を生まない福祉等の切り捨ての口実になるだけである。	従来の公会計制度では、保有する資産債務の状況を把握できないため、自治体が破たんする程の多大な負債を抱えてしまう場合もある。よって「資産・債務管理」「費用管理」「財務情報の分かりやすい開示」「政策評価・予算編成・決算分析との関係付け」などを目的とした企業会計手法も活用した新たな公会計制度に取り組みたい。
5	真の行財政改革はリース庁舎の中止、駅前市役所計画の中止、不要不急の道路拡張等の中止である。そして、幼稚園、保育園、学童、児童館、小学校給食、図書館、公民館の民間委託をやめ、特別養護老人ホームを建設するなど、市民生活を守る施策を前進させることである。	今後の市役所の建設場所や業務の民間委託の検討は、長期的かつ安定的な行政運営には不可欠であり、市民生活を守る施策と同様に取り組んでいきたい。

5 民主党・社民クラブ

	意見・要望の要点	対応
1	市民との協働と連携を成功させるためには、多くの市民の賛同が必要である。この大綱にある「市民協働、公民連携」を具体的にイメージすることは難しく、「協働」という言葉を安易に、偏った立場から都合よく使うことのないよう要望する。	市民協働とは、行政と市民、自治会・町内会、NPO、企業等が公共の利益のために対等の立場で協力することであり、その趣旨に沿って取り組みたい。
2	幼稚園、保育園、学童は、児福審から「現状で改善が可能な課題」が示されているが、どのようになっているか納得できる	幼稚園、保育園、学童の業務委託等については、その必要性や効果等を示し協議していきたい。また、委託等により削減さ

説明がない。第3次行革でこれらを改革する必要性の説明が不足している。また、浮いた財源の何に使うのか市民に示すべき。	れた経費については、サービスの拡充等に活用したい。
-----------------------------------------------------------	---------------------------

6 小金井市議会公明党

意見・要望の要点		対応
1	第3次行革大綱の目的として掲げられた「市民協働・公民連携等を基本原則として、自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指す」は、方向性は正しいが、現実的には様々な創意工夫が必要である。市民ニーズを正確に把握し、「柔軟な思考」と「民間の目線」を意識し取り組んでほしい。	市民協働とは、行政と市民、自治会・町内会、NPO、企業等が公共の利益のために対等の立場で協力することであり、ご指摘のとおり、市民ニーズの把握、柔軟な思考、民間の目線等も意識して改革に取り組みたい。

7 自由民主党小金井市議団

意見・要望の要点		対応
1	「No. 5 2 低未利用地の売却・有効活用」では、実施の段階で財政効果がないのはなぜか。	「No. 5 2 低未利用地の売却・有効活用」については、計画のとおり平成23年度末までの検討期間中に具体化させるので、現段階では明確な財政効果を示せない。
2	「No. 6 各種利用料等のあり方の見直し」、「No. 1 6 広告収入」、「No. 5 8 集会所の有料化」、「No. 7 5 公民館の有料化」などは、市民サービスに必要な財源を受益者負担や幅広く求めるという点では、22年度検討となっているがより早い実施を求める。	受益者負担等については、市民の理解を得ながら、可能なものはより早い実施を目指したい。
3	「No. 4 各種委員会、審議会のあり方の見直し」の項目の中で、報酬のあり方についても検討するよう追加してほしい。	「No. 4 各種委員会、審議会の在り方の見直し」の中で、報酬・謝礼も併せて検討していきたい。
4	「No. 5 イベントのあり方の見直し」については、全市的に求められた内容か、一部の人たちの売名行為的に使われていないか等、市民の意見を聞く必要がある。	「No. 5 各種イベントの在り方の見直し」の中で、イベントに対する市民の意見についても考慮したい。

5	「No. 1 7 財政支援団体のあり方の見直し」では、見直す方法や見直す期間も検討すべき。	「No. 1 7 財政支援団体の在り方の見直し」の中で、見直しの方法や期間についても検討していきたい。
6	「No. 1 9 指定管理者制度」については、今後とも経費削減のため、早い時期での実施を求める。	今後も、公の施設について指定管理者制度の導入を図っていきたい。
7	「No. 3 6 給与支払い事務」「No. 3 7 給与明細などの見直し」は、一括項目のほうがよいのではないか。	共に給与の支払いに関することであるが、内容が異なり、それぞれを確実に推進するため別項目としたい。
8	「No. 5 6 自動交付機の導入」は東小金井駅出張所以外にも導入する方向で検討すべきではないか。	「No. 5 6 自動交付機の導入」の中で、自動交付機の仕様、設置場所など検討していきたい。
9	幼稚園、保育園、学童、児童館、給食の委託については、積極的な実施を求めるが、弱い立場の市民が影響を受けるので、定期的な評価・見直しも検討課題としてほしい。また、職員、非常勤ではなく、利用する人や子どもの声を聞かなくてはならない。	幼稚園、保育園、学童、児童館、給食の委託については、市民の声を聞きつつ、定期的な評価・見直しを実施していきたい。

小金井市第 3 次行財政改革大綱（案）に対する意見及び検討結果について（概要）

市では、自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指すため、平成 22 年度から平成 27 年度までを計画期間と定めた「第 3 次行財政改革大綱（案）」を策定しました。この素案に対して、市民参加条例第 15 条の規定に基づき、市民の皆様への意見募集（パブリックコメント）を行いました。これらの意見を市で整理し、検討等を行いましたので、市の考え方について下記のとおり公表いたします。

ご意見等の整理、掲載に当たりましては、同主旨のものをまとめるとともに、長文のものについては要約させていただきましたので、ご了承ください。

なお、お寄せいただいたご意見と市の検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、企画政策課（市役所本庁舎 2 階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎 1 階）、情報公開コーナー（市役所第二庁舎 6 階）、図書館本館、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、保健センター、東小金井駅開設記念会館にてご覧いただけます。

記

1. 施策の名称

小金井市第 3 次行財政改革大綱（案）

2. 意見募集期間

平成 21 年 12 月 16 日～平成 22 年 1 月 15 日

3. 意見提出方法

直接持参、郵送、FAX、電子メール

4. 意見の提出状況

提出件数 232 件 ・ 延べ意見数 928 件

5. 提出された意見と検討結果

別紙のとおり

6. 問い合わせ先

小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

（電話） 042-387-9826（直通）

（FAX） 042-387-1224（共通）

（電子メール） s010199@koganei-shi.jp

(別紙) 小金井市第3次行財政改革大綱(案)に対する意見及び検討結果について

ページ・項目	意見	意見に対する検討結果
1ページについて (総意見数1件)	<p>「第2次行財政改革大綱(改訂版)の取組と成果」について。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2段落目の表記について、行財政改革の主要課題⑤として「業務内容の質の維持、向上」を加える。 	<ul style="list-style-type: none"> 2段落目の表記については、既に策定し進めてきた第2次行財政改革大綱(改訂版)の取組と成果をまとめた部分となっております。ですので、これから実施する案ではなく、この表記の中に新たに⑤「業務内容の質の維持、向上」を加えることはできませんのでご了承ください。
2ページについて (総意見数1件)	<p>「(2)財政効果」について。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間委託に比べて人件費の抑制は限定的だが何故か。受託者の人件費は市の財政上も人件費として計上しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の抑制は主に、給与制度の見直しによって得られた財政効果を示しています。また民間委託の委託料等の内訳における受託者の人件費相当については、市の歳出予算上は人件費ではなく物件費として計上されます。
3ページについて (総意見数2件)	<p>「(3)職員数の見直し」について。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> どの部分が適正職員数に対して「多い」のか。また適正人員とはどのような方法で決めているのか。 職種によっては大量退職後、現場が非常にたいへんになっている。長期に見通しのある計画的な配置、異動を行って欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員数の適正化を考える際の1つの指標として全国統一で実施される定員管理調査結果があります。その中で小金井市と同規模の市(類似団体)との比較等も行っております。また団塊の世代の大量退職も踏まえた職員の計画的な配置、異動の必要性についても認識をしているところであり、具体的な対応については実施項目「No.12職員数の再配置・組織の見直し」の中で、検討していきたいと考えております。
6ページについて (総意見数1件)	<p>「人件費の推移」について(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費の計算には民間委託はどのように計算、反映されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間委託に伴って正規職員等の削減があった場合、当然、人件費等も減となります。しかし減となる人件費等に伴い、委託料等の物件費が新たな支出として増となります。その差額を民間委託の実施に伴う財政効果としております。
8ページについて (総意見数3件)	<p>「2 経済情勢の変化」について。(延べ意見数3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 限られた市の財政をもっと有効活用すべきである。他市と比較して土木費に偏重している。いまの経済不況、国政の動きをみても、時流にあっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理問題等の多くの財源を必要とする課題に対する市民の皆様への厳しいご批判を真摯に受け止め、現在の厳しい社会経済情勢の中、市全体の状況を勘案しながら、限られた財源を無駄なく有効に活用

	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ問題や、駅前開発事業等財源のかかる問題を多く抱え。云々」とあるが、それこそ、市行政の失策のゆえである。 ・保育園民営化により小金井市離れが起き、強固な財政基盤が成立しない可能性についてはどのように検討されているのか。 	<p>し、市民サービスが向上するように努めていきたいと考えております。また個別の業務の見直しにあたっては、市民サービスの向上を第一に考え、魅力ある小金井市となるよう考慮していきたいと考えております。</p>
1 1 ページについて (総意見数 2 件)	<p>「※市民協働」について。(延べ意見数 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明文に「行政は市民に代わり市民の為に税金を使う主体として責任を負う。」を加える。 <p>「※公民連携」について。(延べ意見数 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明文に次の一文を加える。「行政は職員を各々の分野の仕事が全うできる者に育成する責任を負う、職員は市民の為に仕事をする誇りと自覚を持ち研鑽しなければならない。その前提に立った上での公民連携である。(市役所の存在価値を問われるものである)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当の記載部分は、用語の意味などの説明の記載とさせていただきますので、現行の内容で表記させていただきます。
1 2 ページについて (総意見数 2 件)	<p>「第 3 次行財政改革大綱の目的」について。(延べ意見数 2 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民協働」「公民連携」等を行政運営の基本原則としているが、これからの 6 年間で、特に成果を挙げるための具体的な進め方や、モデルを示して貰いたい。 ・有効な成果を挙げるための市民との役割分担と、具体的な市民との対話、協議の仕組みについての考え方は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の実施項目を取り組んでいく際には小金井市協働推進基本指針等に基づき進めるものと考えております。なお本大綱は実施項目に関して、想定した計画の概略を記載し、個々の詳細な説明については、計画を進める上で個別に行っていくものと考えております。
1 3 ページについて (総意見数 1 件)	<p>「3 財政・財務改革」について。(延べ意見数 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の適正化の言葉のもとに、自治体の公共サービスすべてを有料化しようとする考え方には反対である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本文にも記載しておりますが、少子高齢化、経済情勢の悪化に伴う市の歳入の減少が続くと予想される中、今まで通りの市民サービスの提供を続けていくことは難しいと考えております。市民サービスの維持のためにも、市民サービスを受益者負担の適正化という観点で見直していくことは必要であると考えております。
1 4 ページについて (総意見数 2 件)	<p>「第 3 次行財政改革大綱の推進に向けて」について。(延べ意見数 1 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度、緊急度から考え、順位をつけて、期間内に行うべき最重要業務は何かを明示すべきである。 <p>「職員一人当たり人口」「人件費比率」について。(延べ意見数 1 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本大綱で掲げた全ての実施項目については、本大綱の計画期間内に行うべきと考えており、優先順位につきましては明記しないこととさせていただきます。 <p>「職員 1 人当たり人口」は確かに人口が増えることで改善されると</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が流入しやすい町にすれば、一人当たり人口は改善される。その方向を考えるべきである。この先数年で70年代に入職したベテラン職員がほとんど定年になる。同じ人数を新卒で補充しても、給与が違うのだから、人件費は下落する。あえて人件費削減を行う必要はない。 	<p>予想され、人口が増えることで税収増も期待されることから、人口増を目指す方策の必要性はあると考えます。しかしながら極端な人口増が見込めない中、業務の見直しによる職員削減に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>「人件費比率」においてベテラン職員と新人職員の給与差による人件費の差につきましては、あくまで一過性と考えており、退職者と同数の採用を行ってはいは将来的に現在と同様の人件費の課題が起るものと考えております。よって人件費削減に対する取組は続けていくべきと考えております。</p>
<p>「No.2 市税完納の資格要件化」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事・物品納入業者の選定の資格要件として市税完納は当然である。研究ではなく、即実行に移せないのは何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究としたのは、資格要件化を契約のみに限らず実施した場合に起こりうる問題について研究した上で実施すべきと考えたからであります。しかしながら研究という表記は積極性に欠ける印象を与えることもあるため、いただきましたご意見を参考に、大綱の記載について「～を加えることについて研究する。」を「～を加えることについて検討する。」と修正させていただきます。
<p>「No.4 各種委員会、審議会の在り方の見直し」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への参加報酬(日当)は高すぎるのではないかと、現在の半額程度が妥当。また、市民も必要に応じて、見学、講習会等への旅費実費の支給は検討されるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただきました委員報酬、旅費等の支給については、検討する必要があると考えますので、本実施項目の中で検討したいと考えております。
<p>「No.5 各種イベントの在り方の見直し」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
<p>「No.6 各種使用料等の在り方の見直し」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
<p>「No.7 行政評価の充実」に</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、実施項目に取り組む際には記載した実施

<p>ついて (総意見数2件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 ・事業評価については内部評価だと、甘くなる。専門家や市民参加による客観的な外部評価のシステムを導入して欲しい。 	<p>年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>また外部評価の必要性については認識をしておりますので、本実施項目の中で検討したいと考えております。</p>
<p>「No.8 公共施設の整備への民間活力の活用」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFIに市が求めているものはどのような内容か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFIでは、特に民間事業者等が持つ資金調達、経営能力、技術能力を活用し、市単独で行うよりも効率的、効果的な事業実施となることを考えております。
<p>「No.9 市民投票条例の検討」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何を持って「重要政策」となるのか。議会や議員が決めるのか。市民から署名があれば、そのようになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただきました重要政策の決定につきましては、市民投票条例を考える上で非常に重要な部分であり、本実施項目の中で検討したいと考えております。いただきましたご意見を参考に、大綱の記載に「重要政策の明確化と併せて」を追記させていただきます。
<p>「No.11 事務マニュアルの有効活用」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルはあくまでも手段であるので、頼りすぎないこと。頼りすぎると柔軟な思考ができなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただきましたマニュアルのデメリットにつきましては、マニュアル活用を図っていく上で重要な課題と認識しており、本実施項目の中で検討したいと考えております。
<p>「No.12 職員の再配置・組織の見直し」について (総意見数2件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用制度は運用を停止する。勤務成績優秀な退職職員は非常勤職員として再雇用する。 ・監査委員事務局長職は、部長職から課長職に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただきました再任用制度の廃止については、団塊の世代の大量退職に伴う業務ノウハウの継承、年金制度等を考慮すると廃止は難しいと考えております。また監査委員事務局長の役職につきましては、部長、課長、課長補佐といった管理職者全体を見直す中で検討すべきであり、本実施項目の中で検討したいと考えております。
<p>「No.13 庁内意思決定の迅速化」について (総意見数2件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 ・公園の壊れたベンチを直すのが遅い。事故が起こってからでは遅い。こういう対処こそ、迅速にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。また、ご意見いただきましたベンチにつきましては、正に意思決定を迅速に行い対処すべき事案であると考えますので、同様の事案を繰り返さないよう、本実施項目の中で検討したいと考えております。

<p>「No.1 4 負担金補助及び交付金の在り方の見直し」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
<p>「No.1 5 部への権限移譲」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事権を部へ移譲する必要性は何か。それは部へ権限を委譲しないとできないことなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部への権限移譲については、限られた人的資源を部といった現場に近い視点で有効活用できるなどのメリットも見込まれるため、検討する必要があると考えております。
<p>「No.1 6 広告収入の拡充」について (総意見数3件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな小金井市の風景が損なわれることの無いよう、壁面広告などの屋外広告物については、市として制限していくべきである。 ・本庁舎1階のテレビモニター広告を募集する。また、中央線沿いの市有地への企業看板の設置を検討する。 ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物が無秩序に設置され、景観を損ねることは当然避けるべき事態であり、実施項目の中で検討したいと考えております。ご意見いただきましたテレビモニター広告、市有地への企業看板については、広告収入の方策の参考とさせていただき、検討したいと考えております。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
<p>「No.1 8 市場化テストの実施の研究」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園民営化なども、市場化テストに含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場化テストについては、制度自体の検討もまだまだ必要と考えております。保育園に限らず、外部委託等については市場化テストの一つの方策と考えます。
<p>「No.2 1 電気料金の節減」について (総意見数3件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の削減のため、エアコンの「間引き」システムの導入を検討する(1時間のうち、一定の時間、エアコンが自動的に停止となるもの)。またLED照明を積極的に導入する。 ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただきましたエアコン、LED照明については、電気料金節減の方策の参考とさせていただき、実施項目の中で検討したいと考えております。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NAS電池とは何か。風力発電や太陽電池発電、音による発電、公設照明のLED対応などは検討されていないのか。小金井市の現状の消費電力量や目標値は公表されているのか。 	<p>NAS電池とは、電気料金が安い夜間電力で充電し、昼間放電することによって電気料金を節約を図る設備であります。</p> <p>風力発電、太陽光発電の検討については、公共施設の大規模な改修及び新設において、可能な限り環境への配慮を行う上で太陽光発電</p>

		<p>等自然再生エネルギーの活用を行う方針となっております。現在は、中間処理場事務棟、東小金井開設記念会館（マロンホール）、上水公園管理棟において太陽光発電設備を設置しております。また、風力発電及び太陽光発電を活用した時計等の設置も行っております。</p> <p>消費電力量、目標値については、電力以外のエネルギーも含めて温室効果ガス換算でエネルギー種別、施設別に公表しております。目標値については、温室効果ガス換算で平成22年度までに平成16年度対比で6.3%の削減する計画を地球温暖化対策実行計画（市役所版）において定めております。</p>
<p>「No.23 予算編成の在り方の見直し」について (総意見数2件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算編成への市民参加の導入を行なう。また、市内をいくつかのブロック（小学校区または中学校区）に分けて、予算編成権を付与する。 ・予算編成に市民の声を反映すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成への市民参加、予算編成権の付与については、これまでも、市長が市民と市政に関し定期的、かつ直接的に対話する場の設置、市民からの声の常時受付等により、市民の意見等を十分に集約の上、市政に反映しているところであります。従いまして、今後も予算編成の透明性の確保等の観点からも見直しに取り組んでいきたいと考えております。
<p>「No.26 ホームページの充実」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所ホームページを見やすくするため、さらなる動画の活用を全課で検討する。また、ホームページ版「市民掲示板」を創設する（掲載内容の審査基準も定める）。また、消防団の活動を紹介するホームページを創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの動画の活用、市民掲示板、消防団活動の紹介については、見直しの参考とさせていただき、実施項目の中で検討したいと考えております。
<p>「No.27 情報公開制度の見直し」について (総意見数2件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の総合的な推進のため、庁議の議事録をHPで公開する。 ・情報公開の推進の観点から、労使交渉の議事録を公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁議議事録の公開、労使交渉の議事録の公開については、見直しの参考とさせていただき、実施項目の中で検討したいと考えております。
<p>「No.28 郵送物の宅配便の利用」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せず、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
<p>「No.30 政策法務の充実」</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目では、総務課が各部署での条例等原案策定段階での検討

<p>について (総意見数1件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例等原案策定の段階からの検討に加わるとあるが、これは市民が加わるという事か。 	<p>に加わることを想定しており、本実施項目で市民が参加することは想定しておりません。</p>
<p>「No.3 1 庁内印刷業務の見直し」について (総意見数3件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 ・市から発行されるもので、ほとんど読まれていないものもある。啓蒙のため必要とされるものは、厳選して発行してはどうか。 <p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内印刷業務の委託の目的はコスト削減なのか、印刷業務を行っていた職員が別業務に当たれる効率化か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行物の厳選については、簡素効率化の観点からも必要であると考えられますので、実施項目の中で検討したいと考えております。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せず、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。本実施項目の委託の目的はコスト削減、効率化と考えております。
<p>「No.3 3 危機管理体制等の充実」について (総意見数2件)</p>	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には行政職員が先導的な役割を果たす事が期待されるが、平常時一般業務での適正人員と災害時に必要とされる人員の乖離や充足方法(行政職員以外)について検討されているのか。 ・保育園・学童保育は災害時に父母が職場等より市に戻ってくる事が不可能、長時間かかる可能性があるが、その場合についてはどのような体制で対応するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の職員体制については、災害時の職員体制については、地域防災計画(平成21年3月修正)の中で市職員の初動態勢や配備体制等を明記してございますが、今後作成していく予定の事業継続計画(BCP)の中で併せて再検討していく予定でおります。 災害時の保護者帰宅遅延に伴う対応については、地域防災計画(平成21年3月修正)、各施設の防災マニュアル及び緊急対応マニュアルに基づき対応することとなっております。 認可保育所(公立)における災害時の体制については、小金井市地域防災計画第3部第18章第13節の「応急保育」に基づく措置を講じます。特に災害発生時における在園児童の保育については、各園の防災マニュアルに基づき、保護者若しくは事前に登録されている親族等の迎えがあるまでの間は、当該保育所において児童を保育します。
<p>「No.3 4 55歳以上昇給抑制」について (総意見数3件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛成である。民間企業では経営が悪化したら当然給与が減る。赤字と借金が多い小金井市は職員の給与を例えば一律に10%削減するといいい。もちろん55歳以上の昇給は抑制できたら停止すべき。働き方、賃金こそ、民間を見習うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただきましたご意見につきましては、見直しの参考とさせていただきます、実施項目の中で検討したいと考えております。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せず、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたい

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	と考えております。
「No.3 5 新たな人事考課制度の導入」について (総意見数3件)	実施項目について賛成。(延べ意見数1件) <ul style="list-style-type: none"> ・導入について賛成である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただきました人事考課に基づく勤勉手当につきましては、参考とさせていただきます、実施項目の中で検討したいと考えております。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
	実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件) <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 ・ボーナス(勤勉手当)に関して、勤務評定(人事考課)に基づいた支給を導入する。 	
「No.3 6 給与支払い事務の見直し」について (総意見数2件)	実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件) <ul style="list-style-type: none"> ・No.3 6 給与支払い事務の見直しとNo.3 7 給与明細書の見直しは同時に解決できる問題である。 ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・No.3 6は市長部局と教育委員会で行っている業務の統合化も含めた委託の検討、No.3 7は給与明細書の配布方法の検討と実施項目を分割しているのは、見直しの進ちょく状況を細かく管理するためであり、実際の見直しにあたっては同時に検討していく考えであります。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
「No.3 7 給与明細書の見直し」について (総意見数2件)	実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件) <ul style="list-style-type: none"> ・No.3 6 給与支払い事務の見直しとNo.3 7 給与明細書の見直しは同時に解決できる問題である。またH24に実施は遅すぎる。 ・社内WEB上での閲覧ができるようなシステムを早急に導入すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・No.3 6とNo.3 7の実施項目の分割、計画の前倒しについては、No.3 6に対する回答と同様であります。ご意見いただきましたWEB上での給与明細閲覧につきましては、見直しの参考とさせていただきます、実施項目の中で検討したいと考えております。
「No.3 8 シフト勤務の検討」について (総意見数3件)	実施項目について賛成。(延べ意見数2件) <ul style="list-style-type: none"> ・シフト勤務について賛成である。シフト勤務が出来るところでは行う。職員数がまだ多いなら、正規職員を減らし非常勤職員を増やすといい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただきました非常勤嘱託職員の増員につきましては、見直しの参考とさせていただきます、「No.1 2 職員の再配置・組織の見直し」「No.4 2 非常勤嘱託職員の制度の見直し」と合わせて検討したいと考えております。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
	実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件) <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	
「No.3 9 職員研修の充実」について (総意見数1件)	実施項目についての疑問。(延べ意見数1件) <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託される業務について、民間職員の研修の充実はどのように行われるのか。またそのチェック体制はどのようになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目では、市職員を対象とした職員研修の充実を想定しており、本実施項目で業務の受託先のスタッフの研修について対応することは想定しておりません。受託先のスタッフの研修体制、チェッ

		ク体制については個別の事業ごとに対応すべきと考えております。
「No.4 0 人材育成基本方針の具体化」について (総意見数1件)	実施項目についての疑問。(延べ意見数1件) ・現在、市で進めている業務の民間委託の基本方針はどのように策定し、実行されるのか。 また委託先が方針にあっているのかのチェック体制、指導はどのようになっているのか。	・本実施項目では、市職員を対象とした人材育成基本方針の具体化を想定しており、本実施項目で個別の事業における民間委託の基本方針の策定等について対応することは想定しておりません。個別の事業における民間委託の基本方針の策定等については、個別の事業ごとに対応するものと考えております。
「No.4 2 非常勤嘱託職員の制度の見直し」について (総意見数6件)	実施項目について賛成。(延べ意見数3件) ・賛成である。格差も難しいが、賃金をもう少し上げてよき人材を集めるのはいかがか。	・ご意見いただきました非常勤嘱託職員の賃金、総合的なコスト判断等につきましては、見直しの参考とさせていただきます、実施項目の中で検討したいと考えております。更なる活用とは、非常勤嘱託職員の業務力の向上等を考えておりますが「活用」の表記につきましては分かりにくい表現でありますので、いただきましたご意見を参考に、大綱の記載について「非常勤嘱託職員の更なる活用を図るための制度の充実を図る」を「非常勤嘱託職員制度(処遇等)の充実を図る。」と修正させていただきます。
	実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件) ・非常勤嘱託職員など別の就業形態を増やすことでほかのコストが発生していないか質が保たれているか、トータルバランスで適不適を判断すべき。 ・非常勤職員への夏期報奨金・冬期報奨金・退職報奨金の支給を行う。	
	実施項目についての疑問。(延べ意見数1件) ・廃止なら分かるが「更なる活用」とは何か。何の効果が期待されているのか分からない。	
「No.4 3 希望制降任降格制度の導入」について (総意見数1件)	実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件) ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。	・計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せず、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
「No.4 4 時間外勤務の抑制」について (総意見数2件)	実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件) ・予定内の時間外勤務であれば容認できる。 ・時間外手当・休日出勤手当の抑制のため、係長の職務内容の管理職化を検討する。	・時間外勤務についてはワークライフバランスなどの点からも抑制していくことが必要と考えております。また、ご意見いただきました係長の職務内容の管理職化につきましては、見直しの参考とさせていただきますが、管理職者数の増加、名ばかり管理職を生み出すといった問題等も考慮し、実施項目の中で検討したいと考えております。
「No.4 8 他団体等への研修派遣」について (総意見数1件)	実施項目についての疑問。(延べ意見数1件) ・研修派遣後、どのような方法で質の向上を確認するのか。	・研修派遣終了後の配置先について、派遣先で学んだ知識等を生かすことができる部署とすることで、派遣職員の更なるスキルアップが図れると考えています。

<p>「No.4 9 旅費の見直し」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目について賛成。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しに賛成である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただきましたご意見を踏まえ、本実施項目の検討に取り組んでまいります。
<p>「No.5 0 公契約条例の制定」について (総意見数2件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 <p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公契約とは何か。どういった相手方と結ぶものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せず、「No.5 4 入札・契約の在り方の見直し」についての項目にあるように、入札・契約制度の更なる改善を進めるための方策(総合評価方式等)の検討を踏まえて、可能な限り早期に委員会等を設置して実施できるように取り組んでいきたいと考えております。 また、公契約とは国や自治体などの公的な機関が結ぶ契約のことを指し、市と契約を結ぶ相手方は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスや小金井市小額等随意契約希望者登録制度等に登録がある者となります。
<p>「No.5 6 自動交付機の導入」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。また、平成22年2月2日より一部の市区町村でコンビニでの証明書交付サービスが開始されましたので、自動交付機とコンビニ交付の費用対効果を十分に研究して決定していきたいと思います。
<p>「No.5 7 NPO等の活用」について (総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。
<p>「No.5 8 集会所(4会館)の有料化の検討」について (総意見数11件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数10件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所が有料になれば、ささやかな楽しみも続けられなくなるかもしれない。 ・行政業務一般としてコスト意識をもった運営は大事である。しかしそれを住民に転嫁してサービス有料化を当然とすることには異議がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、施設の使用について受益者負担の適正化という観点で見直していくことは必要であると考えており、実施項目は取り組むべきと考えております。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民各層の日常的な交流や文化、学習の活動の場として、小さな集会施設を無料開放することは有意義であり市民が元気に、文化的、活動的であり続けることは自治体こそ受益者であると考えべきである。 ・集会施設を有料化してわずかのお金を得て、失うものの方が大きい。 	<p>施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。</p>
	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 	
<p>「No.59 特定健診、後期高齢者医療健診の見直し」について</p> <p>(総意見数9件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての市民が健康維持と早期治療をするため、無料は続けるべきである。 ・行政業務一般としてコスト意識をもった運営は大事である。しかしそれを住民に転嫁してサービス有料化を当然とすることには異議がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、特定健診、後期高齢者医療健診について受益者負担の適正化という観点で見直していくことは必要であると考えております。ただし、本項目の実施により、受診抑制される事がないよう、検討にあたっては慎重に取り組むべきと考えております。
<p>「No.60 公金納付環境の研究」について</p> <p>(総意見数1件)</p>	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何故、即実行ではなく研究なのか。阻害要因があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・即実行ではなく研究となっているのは、公金の納付方法の拡充で起こりうる問題、費用対効果等、研究した上で実施すべきと考えたからであります。
<p>「No.63 ごみ収集業務の見直し」について</p> <p>(総意見数3件)</p>	<p>実施項目について賛成。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託に賛成である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、ごみ収集業務については民間事業者の業務力も向上していることから、民間委託を業務遂行の一つの手段として検討する必要があると考えており、実施項目は取り組むべきと考えております。またご意見いただきました指導班業務の委託につきましては、指導班業務はごみの排出抑制・資源化の促進を進めていく上で市民への啓発・指導業務が非常に重要となることから、現時点で民間委託については考えておりません。
	<p>実施項目について反対。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と力を合わせて問題に取り組むために職員でなければ困る。 	
	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集業務は全面委託化。また、ごみの捨て方指導業務も全面委託化。 	
<p>「No.64 高齢福祉業務の見直し」について</p> <p>(総意見数1件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託に反対である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、高齢福祉業務については既に委託している他の事業との関連も含め、委託を業務遂行の一つの手段として検討する必要があると考えており、実施項目は取り組むべきと考えております。

<p>「No.6 5 生活機能検査の見直し」について (総意見数2件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部負担金に反対である。 	<ul style="list-style-type: none"> 本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、生活機能検査について受益者負担の適正化という観点で見直していくことは必要であると考えております。ただし、本項目の実施により、受診抑制される事がないよう、検討にあたっては慎重に取り組むべきと考えております。
<p>「No.6 6 独自健康診査、がん検診の見直し」について (総意見数7件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の考え方に反対である。 行政業務一般としてコスト意識をもった運営は大事である。しかしそれを住民に転嫁してサービス有料化を当然とすることには異議がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、独自健康診査等について受益者負担の適正化という観点で見直していくことは必要であると考えております。ただし、本項目の実施により、受診抑制される事がないよう、検討にあたっては慎重に取り組むべきと考えております。
<p>「No.6 7 ピノキオ幼稚園業務の見直し」について (総意見数95件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数46件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 明らかに弱者切り捨てである。 移転に伴って同じ建物に公営・民営の施設が入るとするのは理解しがたい。 自治体が責任を持って運営していくべき。 財源を保育にかけずに少子化対策はできない。 民間委託することで市民サービスの充実が図れるとは考えにくい。 保育園の公営、人材の投入は市の良心であり最後の最後までゆずるべきではない。 民間委託の傾向として利益追求型になり社員は低賃金・短期雇用、少ない研修ということになりがちであり、仕事の積み重ねはできにくく著しい質の低下が危ぶまれる。 人の命を預かり、生活の場を提供する福祉サービス事業は、利益を追求する民間企業が請け負うサービスにはそぐわない。 市が保育園の民営化を目指すならば、まずは民営化の具体像を示し、その具体像について利用者を含めた市民と検討・協議した上で最善の方策を決定すべきである。 低予算で今までと同じサービスを提供できるのであれば、予算削減ではなく、更なるサービスの向上に努めるべき。更なる予算措置を望む。 民営化は、急ぐと混乱に陥ると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉審議会の答申で「これまでどおり、公立保育園併設のメリットを最大限生かした形で、現在の業務や拡充策についての検討を加えつつ、公設公営で継続運営するという結論に至りました。区画整理事業による施設の移転計画についても、計画が具体化した時点で、施設の在り方を含めた検討をする必要があり、この時に改めて、施設の利用者を交えて施設の形態、運営主体についての具体策を検討すべきであると考えます。」とされました。 区画整理事業の計画が具体化した現在、児童福祉審議会の答申に基づき、利用者である児童の保護者を交え、施設の形態、運営主体についての具体策を検討する予定となっております。 ピノキオ幼稚園に求められている、待機児童対応のための母子通園業務、通園児以外を対象とする発達相談を含めた相談業務、子育て関連施設職員との障害児支援の研修・交流、さまざまな家庭支援に対する具体策の検討と促進について、現行の職員・スタッフ体制の中で一部試行的に実施しているところですが、費用対効果を検討する中で保護者が求めているニーズに答えきれていない現状にありま

	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の登園に対する気持ちの変化が心配である。 ・職員の入れ替わりが激しくなり、子どもの心は不安定となり、成長・発達に大きな影響があると思われる。 ・直営であれば他の保育園から職員の人事異動もでき、ピノキオでの経験も他の保育園で活かすことも可能。 ・小金井の誇りとして公設公営で存続をお願いしたい。 ・職員の質は最低でも現状維持して欲しい。人員削減は止めて欲しい。 	<p>す。</p> <p>ピノキオ幼児園業務の拡充について、一定の対応を図るため、第2次行財政改革大綱（改訂版）に引き続き「市民サービスの充実を図るため、民間委託や公共的団体等の活用を検討する。」としているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、利用者である児童の保護者を交えた、意見交換を実施し、施設の形態、運営主体についての具体策を検討していきたいと考えております。 <p>いただきましたご意見等については、利用者（保護者）の皆様の不安・意見・疑問等として重く捉え、子どもの幸福を第一に考えとともに、利用者（保護者）の意向を踏まえ、問題点や課題等について、検討・協議し、ご理解を得たいと考えております。</p> <p>また、ピノキオ幼児園業務についての意見要望については、保育行政を計画的にすすめる上での参考といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、利用者（保護者）を交えた意見交換に当たり、児童福祉審議会の答申を踏まえ、検討・協議を行っていききたいと考えております。
	<p>実施項目についての不安。（延べ意見数5件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の先生方全員が一度に変わってしまう。ベテランがいなくなってしまうことは親として非常に不安。 ・民営化で保育の質・職員の質が保てるのか不安である。 ・民営化するとどうしても採算を重視するため、極端な場合、儲からない子供は受け入れないとか、儲からないから撤退するといった不安がある。今のピノキオの療育内容で引き受ける業者がいるのかも疑問である。 ・民間委託された場合、月々の療育費が高額になってしまわないか心配。 	
	<p>実施項目についての意見要望。（延べ意見数16件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減ではなく、子どもの育ちに着目して取り組んでほしい。 ・状況を一番よくわかっている父母や園の先生方の意見に耳を傾けた改革を強く希望する。 ・待機児童等の目の前の問題を解決させるだけでなく、子供たちの将来（人間形成等）も視野に入れて考え直して頂きたい。 ・何をもって市民サービスの充実なのかを提示せず利用者への説明も無いままでは市民を軽視している。 ・単に財源確保で解決できる問題なら、利用料の値上げで済む。 ・職員を減らすなら保育士ではなく市役所の窓口の職員を減らしてほしい。 ・現場の職員をむしろ増やしてほしい。 ・民間委託に際してデメリットと他国、他自治体等の実情を検証するべき。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・予算削減のため以外の目的で、民間の力を借りるのであれば、検討の余地はある。たとえば、民間で、ハンディをもつ子供たちをより専門的にサポートできるなど。 ・他の改革案からは財政効果をあまり感じられない。保育関係をターゲットに財政を確保している。 ・民営化による経済的負担が全部保護者に向くような方法、考え方でなければ部分的な民営化は受け入れ可能ではないかと考える。 ・委託の場合でもすべての障がいのある子供たちが必要な療育を受けられるように経済的な困難を抱える家庭に配慮してほしい。 ・「子育て支援の強化」をうたう一方で「財政効果」がオーソライズされ、ひいては、行政サービスの本質とは関係なく「財政効果」そのものが目的化してしまうことに危惧を感じる。 	
	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化して成功した例が全国にどれだけあるか調査したか。失敗して子どもたちが被害を受けた例を知っているか。 ・市民サービスの充実とあるが具体的には何を示すのか。 ・市の職員が市民のために仕事をしてこそ質の良い市民サービスが行われるのではないか。 ・市民サービスの充実とは民間委託や公共的団体等への委託でしか実現しないのか。保育以外の市の業務も市民サービスの充実が望まれるものは全て民間委託や公共的団体等への委託を行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な調査は実施していませんが、一定、調査を実施していきたいと考えております。 ・市民サービスの充実については、児童福祉審議会の答申を踏まえ、今後の利用者（保護者）を交えた意見交換の中で、検討・協議を行っていききたいと考えております。 ・厳しい財政状況が続く中、多くの自治体が行財政改革に取り組んでいます。本市においても第1次、第2次と行財政改革を進め、人件費の抑制、既存事務事業の見直しを実施してきました。幼児の通所訓練施設事業は、今後も重要な施策であり、区画整理事業に伴う施設の移転に併せ、事業を拡充・推進するため、また、限られた財源の中でサービスの拡充を図るために、民間委託や公共的団体の活用を含めた運営主体の具体策を検討する必要があると考えております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・質を維持し、向上させるために委託が必要なら、委託をする事で何がサービスの充実につながるのか具体的に明確にして欲しい。 ・財政効果を1千万削減とされているが反対に1千万ならば正職員を若くし、人を1人減らすことで済むのではないか。 	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの充実については、児童福祉審議会の答申を踏まえ、今後の利用者（保護者）を交えた意見交換の中で、検討・協議を行っていきたいと考えております。 ・正規職員1名を削減した場合の財政効果は、職員の年齢にかかわらず8,900千円と定め財政効果を算出しています。 ピノキオ幼児園業務について、区画整理事業に伴う施設の移転に併せ、事業を拡充・推進するため、また、限られた財源の中でサービスの拡充を図るために、民間委託や公共的団体の活用を含めた運営主体の具体策を検討する必要があると考えております。
	<p>ピノキオ幼児園業務についての意見要望。(延べ意見数15件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景気低迷の影響もあり保育施設の需要は高く、市は早急に保育施設を整備して待機児解消を図るべき。 ・子供をどのように育てていくのか、理念とかポリシーを明確にしてほしい。 ・今のピノキオでの療育環境（バス・給食・担当制・訓練）を維持・向上すること。 ・経済的負担も、収入の違いで療育に差が出ないように配慮してもらいたい。 ・給食・バスの継続。 ・言語訓練、機能訓練の継続。 ・十分なスペースの確保を。 ・入園の基準は現状のままでよい。 ・職員数は園児一人当たり1人を最低限とし、希望する園児は週5日から6日登園可能とする。 ・入園希望者全員が入園できるよう、定員を2から3倍増やす。 ・園児の発達を促すプログラムを増やす。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・園児1人当たりの保育スペースを、国の基準以上とする。 ・広い園庭を確保し、各園児の状態に合った遊具を各種配置する。 ・降園時間を各園児の状態に合わせ、午後2時、午後4時、午後5時など選択可能とする。 ・保育園との連帯を深め、園児の交流を増やす。 ・延長保育を可能とする。 	
	<p>児童福祉審議会の答申についての疑問。(延べ意見数5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児福審の答申内容は尊重されるのか。 <p>・児福審後、3年が経過し、既に国内で多くの民託例があがり、状況が変わっている。利用者、学識経験者、一般市民参加の上で、新たな検討組織を立ち上げる必要性を大きく感じるがいかがか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の答申を踏まえ、利用者（保護者）を交えた意見交換の中で、検討・協議を行っていきたいと考えております。 ・ピノキオ幼稚園業務の見直しについては、利用者を交えた意見交換会を実施する予定です。
<p>「No.6 8 保育業務の見直し」について (総意見数269件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数144件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の民営化になると、現状維持はとてできない。 ・現状のまま変えないでほしい。 ・「市財政が困難」などを理由に、「委託」などで現行の保育の質を下げてはならない。 ・市内の私立保育園保育士の労働環境を維持・発展のためにも、「スタンダード」としての公立保育園の位置づけは大きい。 ・公立の保育園をさらに充実させることこそ大事である。 ・職員の質は最低でも現状維持してほしい。人員削減は止めて欲しい。 ・市民サービスの充実と称する安易な民間委託は考えないでほしい。公立という体制はとて重要。 ・H25年度の財政効果は何によって得られるものか。移転後民営化を考えているのなら止めてほしい。 ・退職者の補充がないのは困る。 ・保育に関わる全てから市は手を引くということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育需要が定員を上回る状況が続いており、これまで、民間認可保育所の定員の拡充、児童福祉施設最低基準の範囲において年齢別の保育定員の見直し等、待機児童対策への取組を行ってきましたが、解消に至らず、待機児童の解消は喫緊の課題となっています。 また、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化し、現下の社会経済情勢と相まって、今後も、保育所への入所を希望する申込者が増加することが見込まれるとともに、保護者が求める保育サービスも多様化し、子育て環境が大きく変化する中で、児童が一日の大半を過ごす保育所等に期待される役割も変化しています。 これまで、異年齢保育の実施、児童福祉施設最低基準の範囲において年齢別の保育定員の見直し、園庭開放、電話相談、障害児の受入の拡充、障害児巡回相談・指導、一時保育・緊急一時保育の実施、高齢者との交流など保育業務の充実に向けてきたところですが、長時間延長保育、病児・病後児保育、休日保育、障害児保育の拡充、

	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの環境を大きく変化させてしまう民営化はやめてほしい。 ・公的機関、つまり市の責任で保育に向き合ってほしい。 ・民間委託を推進していただくの根拠を示していない。 ・待機児童等の目の前の問題を解決させるだけでなく、子供たちの将来（人間形成等）も視野に入れて考え直して頂きたい。 ・市が対応できないので民間等に委託し、責任を放棄しているようなものではないのか。 ・民間委託＝安上がり、という発想自体が問題ではなからうか。 ・利益を求めるような性格ではないものについてこそ、行政が関与すべきであると思われるが、このようなものまで民間委託して、市は一体何の仕事をするつもりなのか。 ・民間委託については他自治体でも多くの失敗例が伝えられ続けている中、安易に選択すべきではない。 ・保育園の公営、人材の投入は市の良心であり最後の最後までゆずるべきではない。 ・保育の仕事は保育士の質が大きく問われるものであり、保育の仕事は市の専門職員により責任をもって行うべきである。 ・人の命を預かり、生活の場を提供する福祉サービス事業は、利益を追求する民間企業が請け負うサービスにはそぐわない。 ・将来を担う子どもたちを育てるための事業を、財政削減の対象に含めないでほしい。 ・「企業の競争原理」を持ち込むことになり、保育内容が低下する恐れがある。 ・公的な保育は憲法・児童福祉法に照らしても、当然である。 ・公立保育所を利用している市民（親）達は、民間委託反対の意志を示し、これから運動をおこしていこうという現実がある。 ・他市も同じように、民間委託の議論をされているが、市民の反対を受け、民間委託を取り下げている。 ・自分は保育士として、小金井市職員として、保護者（市民）の何らかの役に立てたいと考えて今まで仕事してきた。そんな優秀な仕事を減らさないでほしい。 ・民間委託をする事が、保育サービスの拡充になるとの考えが解らない。民間に労働強化 	<p>障害児の一時保育等、費用対効果を検討する中で保護者が求めているニーズに応えきれていない現状にあります。</p> <p>今後も、保育所の入所を希望する申込者が増加することが見込まれる中での待機児童の解消、また、課題となっている保護者が求める保育サービス拡充について、一定の対応を図るため、第2次行財政改革大綱（改訂版）に基づき、民間委託及び公共的団体の活用を視野に入れ、総合的に運営方式を見直していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、利用者である児童の保護者を中心とした協議会を設置し、市としての考え方を示した上で、意見交換・協議を実施していきたいと考えています。 <p>いただきましたご意見等については、利用者（保護者）の皆様の不安・意見・疑問等として重く捉え、子どもの幸福を第一に考えるとともに、利用者（保護者）の意向を踏まえ、問題点や課題等について、一つずつ丁寧に検討・協議し、ご理解を得たいと考えております。</p> <p>いただきました反対のご意見につきましては、貴重な意見（多くの保護者の意見）として重く捉え、今後の協議の参考といたします。</p> <p>また不安というご意見につきましては、利用者（保護者）の皆様の不安として重く捉え、検討・協議する所存です。</p> <p>いただきました意見要望につきましては、保育行政を計画的にすすめる上での参考といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政効果に関する疑問ですが、退職正規職員の不補充及び代替非常勤嘱託職員の雇用等により算出しています。 ・民営化に関する具体的な疑問については、民営化の方法・対象園等具体的な市の考え方が決まっておきませんので、現段階ではお示しできません。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>の保育を求めるのではなく、公立と同じように人的にも配置をし、お金の面でも補助をし、公立も民間も同じ質の保育をするように出来ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっと市民の声を聞いて別の方法で市民サービスの充実を図ることを考えてほしい。 ・保育園の民営化は、子どもにとって良いものではない。 ・予算を削減して待機児解消と保育の質を守ることは絶対無理である。 ・民間委託したからといって保育の拡充にはつながらない、かえって保護者に負担がある。 ・公立と民間の職員の大きな違いは“市の職員”であるか“その保育園の職員”であるかということ、この意識の違いは大きく影響してくる。 ・安心して働ける就職先として、小金井市保育士職員というのが、職員の心の安定が、ゆくゆくは保育園で生活する子供の安定という事になる。優秀な保育士確保の面においても民営化に反対である。 ・大切な人格形成の時期を「市の人件費削減」の犠牲にするのはやめてほしい。 ・市は市内の保育サービスの実態について把握しているのか。 ・保育の質の問題や保育者が変わることでの子どもへの影響なども考え、今あるものは現状維持、新たに民間が作るものを市が支援していくというのが本筋ではないか。 ・正規職員を減らすということは、職場内は不安定になる。そういう中で、市民への充実したサービスが生まれるとは思わない。 ・まずは民営化の具体像を示し、その具体像について利用者を含めた市民と検討・協議した上で最善の方策を決定すべきである。民営化ありきということで枠組みを先に決めるということであれば、民営化そのもの自体に反対せざるを得ない。 ・市の職員が市民のために仕事をしてこそ質の良い市民サービスが行われる。耳触りのよい「市民サービスの充実」を漠然と使うべきでない。公務員は何もできないと自分達で言っているようで本末転倒である。 ・児童福祉法を素直に読めば、本来自治体が直接保育を提供する事が基本、つまり保育園は公立が基本である。それにもかかわらず、市内に5か所しかない公立保育園を総て委託しようというのは言語道断。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化に伴う財政効果に関しては、保育サービスの拡充等子育て支援に充てたいと考えています。 ・保育サービスの拡充については、保護者のワークライフバランスを考慮した上ですすめる必要があると考えています。 ・児童福祉審議会につきましては、利用者（保護者）を中心とした協議会等を設置する予定であり、児童福祉審議会の答申を踏まえ、行財政改革及び保育サービスに関する意見交換・協議を実施していきたいと考えています。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保のための安易な民間委託は、弱者切り捨てで容認できない。 ・食育を大事にして保育するために、給食の人員削減はやめてほしい。 ・私達職員の働く場が失われていき、どうなっていくのかという不安もとても大きい。 	
	<p>実施項目についての不安。(延べ意見数22件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化時代に、逆行するのではないか。 ・本当に利用者サービスの充実につながるのか。 ・運営に市が直接関わらないことで、保育の質が保てるかどうかわからない。 ・民営化によって職員（保育士）の総入れ替えが行われることは、子供たちに多大な不安を与え、健やかな成長に悪影響を及ぼしてしまう。 ・子供中心の保育からいかに人件費等を抑えて利益を出すか、営利を前面に出す保育システムになりかねない。 ・保育所の数も必要だが、その結果保育の質が下がるような民営化は避けて欲しい。 ・利害関係者へきちんとした説明なく、“民間委託＝コスト削減”と話を進めるのは、時期尚早ではないか。 ・保育園の民間委託を進めていた他の自治体では、訴訟が複数提起されているようであり、最近では、民間委託を積極的に推し進めることにつき、見直しをしている自治体も増えている。 ・民間委託してもそれ相応の費用を負担しない限りサービスの向上にならないのではないか。 ・本大綱は経費削減のみのために保育園の民間委託に着手するという内容にとれ、その点が父母の不安を非常にあおっている。 ・小金井市税収は市民税が大きな割合をもっているが、民営化でより良い内容にならなければ小金井市離れが起きるのでは。 ・保育園サービスの現状は各園でどのようになっているのか把握しているのか。把握している場合、それは民営化された場合、どのように向上するのか。具体的な方針を行政で条例等で最低基準を決めるのか。基準が決まっていない状態での民営化は、目的であ 	

	<p>る向上が実感できない場合は、当初の目的を満たした事にならないのでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営となれば現在の保育料よりも確実に上がるのではないかと。 ・民間委託をして、全てにおいて保育の質が低下することを不安に感じる。 ・委託で一時的に市の予算はプラスになるかもしれないが、それを維持していくことはできないのではないかと。 	
	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数35件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供は市民で育てていくスタンスにたち、そこに必要な財源をかけていただきたい。 ・コスト削減ではなく、子どもの育ちに着眼して取り組んでほしい。 ・どうしても職員を減らしたいのであれば、非常勤の給与・処遇の改善を行い、非常勤としての働きがいを見出させ、現状以上の保育体制を整えるべきではないかと。 ・全国的に待機児童が増加している状況であれば、逆に増員を行い保育環境を整え市民のニーズに伝えていくことが先決なのではないかと。 ・行財政改革は、状況を一番よくわかっている利用者(子ども、保護者)や現場で働いている職員の意見をよく聞き、慎重に進めるべきではないかと。 ・単に財源確保で解決できる問題なら、利用料の値上げで済む。保育料では、現に無認可保育所と認可保育園で格差が大きく、待機児が多くて自由に保育園を選べない中で不公平感は大きい。 ・保育業務の見直しにより、職員に欠員が出る事のないよう強くお願いする。 ・職員を減らすなら保育士ではなく市役所の窓口の職員を減らしてほしい。 ・保育園の果たしてきた役割、現状をしっかりと分析したものがどこにもない。現場を実践してほしい。 ・市民の為のサービスの向上であるなら、今現在子育てをしている人々の声、多くの市民の意見を聞いてもらいたい。 ・市民サービスの充実は、公立保育所の増設で待機児童を解消していき、子育て支援をするべき。 ・民営化の実施や職員の補充を行わないことにより、職員の労働環境が悪化し、結果的に 	

	<p>子供の保育環境に影響が及ぶことの無いよう、現状もしくは今以上の一定の水準で保育環境が維持されるよう、市は監督していく責任がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい環境の中で保育している小金井の保育をアピールし、維持し公立の保育所を増設すること。 ・保育の分野は、単に財政効果が得られるかという視点だけではその内容など判断が難しい、十分な説明をして欲しい。 ・単なる人減らしで、一過性の削減に過ぎず、市民サービスの充実との関係性が明確でない。 ・保育料は非常に安いと感じる。保育料を改定した上で財政面でどのくらいになるかをしっかり計算し、委託や新たな担い手を支援していく方策も考えてほしい。 ・民間委託等のデメリット（民間は利益を上げなくてはいけない為、本当に園児にとって良い事はできなくなる等）をしっかりと他自治体等の実情を検証するべき。 ・保育園を民営化する事が子育てしている親や子どもたちにとっていいことなのか、求められている事なのかもう少し考えてみて欲しい。 ・保育士については、現状でギリギリの運営であるため、減らさないでほしい。 ・民間委託にすることのメリットを経費節減以外に明示すれば検討の余地はある。 ・公立保育園の民間委託ではなく、行政が主体的な立場に立った待機児童の解消や子育て支援に乗り出すために、更なる予算措置を望む。 ・財政改革はやる必要があるが、子どもに関する費用は財政が困難だからと言って安易に削るべきではない。 ・保育士の正規職員採用の削減に関して、もう少し現状把握をお願いしたい。 ・保育の質を落とさないということもしっかりと考えておいて欲しい。 ・順次民間委託が市民サービスの充実に直結するとは思わない。 ・保育士、給食調理ともに必ず正規を入れて欲しい。 ・充実する市民サービスの内容をもっと具体的にわかりやすく書いて欲しい。 ・委託によって得られる「財政効果」とは、単なる勘定科目の付け替えか、「サービスの低 	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>下に直結するコスト削減」になると考えられる。行政サービスの本質とは関係なく「財政効果」そのものが目的化してしまうことに危惧を覚える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に財源確保で解決できる問題なら、保育料の値上げで済む。 	
	<p>実施項目についての疑問。(延べ意見数41件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託で、サービスの充実・向上が図れると本当に考えているのか。 ・子育て関連の予算を削ることは、他の施策を実施した後、それ以上に予算を絞っていかなければならない段階で、実施すべきことではないか。 ・市は子どもの教育・保育環境は職員削減を行ってもすんなりといくと考えているのか。 ・市の未来を担う子供たちの教育環境を疎かにせず、充実させることが改革なのではないか。 ・職員を減らし保育環境を悪化させれば職員を減らせる。というのが財政改革の本音なのか。 ・市民サービスの充実とは民間委託や公共的団体等への委託でしか実現しないのか。 ・保育園の民営化を行う以外に予算を出す方法は無いのか。 ・市民サービスの充実と職員数減に矛盾を感じる。職員数(小金井市全体の)の見直しは必要だが、全て減らせばよいのか。 ・市民とは、小金井市に住んでいる共働きをしながら子育てをしている親やその子供のことも含めて考えているか。 ・削減する職員が正規職員だとすると単純に、H23:▲18,400、H24:▲46,000、H25:▲27,600、H27:▲18,400となりますが、一覧の表と比較するとH23~H25の財政効果が一致しません。H23:10,080、H24:39,950、H25:▲21,400、これらの差分は何に使うのか。 ・退職者の補充をせずにどうするつもりなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況が続く中、多くの自治体が行財政改革に取り組んでいます。本市においても第1次、第2次と行財政改革を進め、人件費の抑制、既存事務事業の見直しを進めてきました。保育所の運営を含めた子育て関連事業は、今後も重要な施策です。限られた財源の中で、待機児童の解消、保育サービスの充実等、子育て関連施策の推進を図るため、公立保育園の民営化を検討して行きたいと考えております。 ・市民とは、小金井市に住んでいる共働きをしながら子育てをしている親やその子どもと認識しております。 ・児童福祉施設最低基準に、児童の年齢・定員数により配置すべき保育士数が定められていますが、入所児童の処遇水準の確保が図られ、かつ一定の条件が満たされる場合に限り、正規職員に代わり、非常勤嘱託職員を雇用することにより保育所の運営を図るものとして財政効果を算出しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75にも及ぶ実施計画項目の中で職員削減計画が学童と保育園に集中しているのはなぜか。 ・ 現在行政が行っている市民サービスを委託した場合に委託された側及び利用する市民が満足する委託のケースがあるのか。 ・ 民間委託が失敗した場合、どこまで市としては責任をとるのか。 ・ 保育園を民営化して成功した例が全国にどれだけあるか調査したのか。失敗して子どもたちが被害を受けた例を知っているのか。 ・ 民間委託をすることにより、安くしかもサービスが向上するというのであれば、現在の職員は高い給料で不十分なサービスの提供しかしていないということを市としては認めているのか。 ・ 民間委託をして費用を削減し、その浮いたお金を何に利用する予定なのか。駅前再開発等の借金返済、リース庁舎のリース代のために利用されるということでは納得できない。 ・ 働きながら子育てをしている世帯を狙い撃ちにしているようにしか見えない。 ・ 市民サービスの充実とはなにか。市民サービスの充実とは、何を指標に、どのように充実されると考えているのか。 ・ 全体として福祉を大幅に後退させることにならないか。 ・ 何をもちて市民サービスの充実なのかを提示せず利用者への説明も無いままでは市民を軽視している。 ・ 市として「子育て」から手を引くのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年6月に策定された第2次行財政改革大綱及び平成18年6月に策定された第2次行財政改革大綱（改訂版）に引き続く計画と考えております。 ・ 具体的な調査は実施していませんが、一定、調査を実施していきたいと考えております。 ・ 子どもの幸福を第一に考えるとともに、利用者（保護者）の意向を踏まえ、問題点や課題等について、丁寧に検討・協議し、ご理解を得たいと考えております。 ・ 限られた財源の中で委託することで拡充となるサービスがあります。児童福祉審議会の答申を踏まえ、また、求められるサービスの拡充に応じていくものと認識しております。 ・ 保育園業務の見直しによる財政効果及びピノキオ幼児園業務の見直しによる財政効果と併せ、原則として、保育施策又は子育て関連施策の充実に充てていきたいと考えております。 ・ 保育業務の見直しにより、市が子育て関連施策に対する責任を放棄するものではないものと認識しております。保育業務の見直しにより限られた財源の有効活用を検討し、もって、待機児童の解消、保育サービスの充実等、認可保育所や認可外保育施設に在園している児童や児童の保護者のほか、子育て関連施策の充実に図っていききたいと考えております。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育や学童保育とは、民が担うものなのか。 ・子どもたちへの責任、公的保育の必要性についてどのように考えているのか。 ・保育園を民設民営とは土地も含めて売却するのか。 ・少子化対策が叫ばれる中、安易に民間委託に頼るのではなく市としてきちんとした対策を考えていくべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、公立保育園が開園する以前から、「民」である民間認可保育所において、児童の保育を行っております。公立・民間ともに認可保育所では、児童福祉法、児童福祉施設最低基準や保育所保育指針に基づき保育が実施されており、基本的な保育内容においては、公立と民間の違いはないと考えております。 ・保育業務の見直しにより、市が子育て関連施策に対する責任を放棄するものではないものと認識しております。公的保育については、人材育成や民間保育所の偏りを補う存在等、一定の必要性はあると考えております。しかし、本市の保育施策は、民間認可保育所のほか、認証保育所・保育室・保育ママ（家庭福祉員）等認可外保育施設の協力により成り立っており、保育業務の見直しにより限られた財源の有効活用を検討し、もって、待機児童の解消、保育サービスの充実等、認可保育所や認可外保育施設に在園している児童や児童の保護者のほか、子育て関連施策の充実を図っていききたいと考えております。 ・保育業務の見直しの方法については、大きく「公設民営」と「民設民営」の二つがあります。現段階では、市の考え方が決まっておりませんので、具体的な回答は困難と考えております。 ・保育業務の見直し等の行財政改革により、限られた財源の有効活用を検討し、子育て関連施策の充実を図り、もって、誰もが安心して子育てができるよう、子育て家庭の支援をすすめる考えです。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から職員削減が予定されているが、この削減の方法はどのように行うのか。 ・保育課退職不補充となっているが、これは保育園の先生方を減らしていくという方向か。 ・長時間保育、病児保育、夜間保育等、保育サービスの拡充を図るとされていますが、それらは子どものためになるのか。「保護者のニーズ」によって振り回される子どもがかわいそうだ。 ・保育園民営化における保育士の人材育成、給与の適正化は、民間委託することにより行財政運営から外れると考えているのか。外れるとした場合、保育園サービスを享受する親・子として適切なサービスの担保はどのように受けられるのか。 ・保育園を民設民営化とは建築から委託されるのか。その場合は小金井市の保育園についての建築基準等は条例で決められているのか。 ・保育業務は「委託」で決まっているのか。 ・十分な話し合いが父母となされているか。民間委託時の建物基準や保育基準、保育士の基準等は既に示されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正規職員の退職者の補充を行わない方法により、職員の削減を図ります。なお、児童福祉施設最低基準に、児童の年齢・定員数により配置すべき保育士数が定められていますが、入所児童の処遇水準の確保が図られ、かつ一定の条件が満たされる場合に限り、正規職員に代わり、非常勤嘱託職員で対応することも考えられます。現段階では、具体的な市の考え方が決定しておりませんので、明確な回答はできません。 ・利用者（保護者）の就労形態や生活スタイルの多様化により、長時間延長保育、病児・病後児保育、夜間保育、休日保育等保育サービスの充実が求められていますが、保護者のワークライフバランスを考慮しつつ、検討していきたいと考えております。 ・保育業務の見直しの方法については、大きく「公設民営」と「民設民営」の二つがあります。現段階では、市の考え方が決まっておりますので、具体的な回答は困難ですが、子どもの幸福を第一に考えるとともに、利用者（保護者）の意向を踏まえ、問題点や課題等について、丁寧に検討・協議し、ご理解を得たいと考えております。なお、保育施設の建設に当たっては、建築基準法、児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準等に基づき建設することが義務付けられています。 ・現段階では、具体的な市の考え方は決定しておりませんが、保育業務の見直しについて、利用者（保護者）を中心とした協議会において、児童福祉審議会の答申を踏まえ、行財政改革及び保育サービスに関する意見交換・協議を実施していきたいと考えております。ま
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・人員削減について、職場内教育等に不備は来たさないのか。 	<p>た、保育士等の配置、施設の整備等については、児童福祉施設最低基準に基づき行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員の削減による、保育園内における人材育成への影響はないと考えております。
	<p>保育業務についての意見要望。(延べ意見数17件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育園は、段階的に公設民営化するべき。 ・市は子供をどのように育てていくのか、理念とかポリシーを明確にしてほしい。 ・病児保育は毎年「検討項目」に入っているものの、市は未だに何もしていない。財政のことばかり考えないで、もう少し市民の事を尊重してほしい。 ・保育士の増員を要望する。 ・市民の割合に対する職員の割合が高いということで、職員削減を一つの目標として掲げることは理解できる。 ・保育・教育環境を整えて、市民が満足するような教育環境の改革を望む。 ・民間委託にあたって、内容を子供たちの目線で、安心・安全に生活できる環境を整備して頂きたい。 ・景気低迷の影響もあり保育施設の需要は高く、市は早急に保育施設を整備して待機児解消を図るべき。 ・幼保一元化を進め、新規の保育所開設よりも幼稚園施設を利用すること。 ・少子化対策にはお金がかかるということを市民にもっと理解してもらえらるような活動をすべき。 ・職員の相互応援体制の確立により、保育時間の延長や、病時後保育などには対応できないのか。 ・子どもを預ける側として、正規で無い方ばかりでは安心できない。 ・保育制度に対して、どうか私たちに不安を抱かせないでほしい。 ・保育課の窓口業務で、保育の申し込みに1時間以上かかり、とてもスリム化したとは思 	

	<p>えない。むしろ逆である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のびゆく子どもの成長のためにも、子ども育つ権利を守り、安全に、環境と人材を確保し、幅の広い保育の実現のために、保育士も研修を受け、様々な知識を深めて頂き、豊かな個性を尊重する保育の実現に努めて欲しい。 ・保育士の労働と給料は全く釣り合っていない。正規職員を削減すれば過労死が頻発する。 ・保育園事業の収支改善のために、職員の給与レベルを下げ（特に正規職員）、利用者負担額の収入による変動を大きくする（高収入世帯の負担額を上げる。下は上げない）。 	
	<p>児童福祉審議会の答申について意見要望。（延べ意見数5件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会が民間委託せず現行制度での業務見直しで予算の削減等すべきとしていたのに順次民間委託するとしているのは答申をまったく無視している。 ・児童福祉審議会の答申でも保育園の民設民営化を否定している。勝手に解釈を変えないでほしい。 ・児福審の答申で、市は職員・保護者との理解形成をなすために協議組織を設置すべきであるとされながら、これまでなんら調査・検討がなされていない。ぜひ、市内認可園全ての保護者から保育サービスの実態についてアンケート等を実施し、現在の実態について正確に把握してほしい。 ・児童福祉審議会の答申で「3年間の検証を経て」とされている。これを覆すことはおかしい。3年間の検証結果が3年以上たっても出されず、市民としては行政に不安を抱く。 ・人員削減については児童福祉審議会がやめるべきという答申を出したにもかかわらず、初めの策を強行しようとしている。このような姿勢は「市民協働」の対極に位置する。 	
	<p>児童福祉審議会の答申について疑問。（延べ意見数5件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児福審の答申内容は尊重されるのか。即ち、3年間の公設公営による改善は行われたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（保護者）を中心とした協議会等を設置する予定であり、児童福祉審議会の答申を踏まえ、行財政改革及び保育サービスに関する意見交換・協議を実施していきたいと考えております。児童福祉審議会の答申を受け、異年齢保育の実施、児童福祉施設最低基準の範囲において年齢別の保育定員の見直し、園庭開放、電話相談、障

	<ul style="list-style-type: none"> ・その評価は民託に値するものだったのか。 ・運営協議会による検討は怎么样了のか。 ・児福審後、3年が経過し、既に国内で多くの民託例があがり、状況が変わっている。利用者、学識経験者、一般市民参加の上で、新たな検討組織を立ち上げる必要性を大きく感じるいかがか。 ・保育園民営化については、市民ニーズをどのような方法で把握を行ったのか。その中で児童福祉審議会の意見については、どのように反映したのか。 	<p>害児の受入の拡充、障害児巡回相談・指導、一時保育・緊急一時保育の実施、高齢者との交流など保育業務の充実に努めてきたところですが、長時間延長保育、病児・病後児保育、休日保育、障害児保育の拡充、障害児の一時保育等、費用対効果を検討する中で保護者が求めているニーズに応えきれない現状にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者（保護者）を中心とした協議会等を設置する予定であり、児童福祉審議会の答申を踏まえ、行財政改革及び保育サービスに関する意見交換・協議を実施していきたいと考えております。学識経験者、一般市民を含む協議会を設置する考えはありません。 ・保育所の入所を希望する申込者が増加することが見込まれる中での待機児童の解消、また、課題となっている保護者が求める保育サービス拡充について、一定の対応を図るため、第2次行財政改革大綱（改訂版）に基づき、民間委託及び公共的団体の活用を視野に入れ、総合的に運営方式を見直していきたいと考えております。
<p>「No.6 9 保育料の改定」について (総意見数24件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数17件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の観点から保育料は値上げすべきではない。保護者にとっては保育料も「保育の質」の一部を成すもの、この値上げは質の低下をも意味する。 ・生活がかかっている。現状でお願いしたい。 ・これ以上保育料の値上げは困る。安心して仕事にいけない。 ・子育て世代の負担が増えることになるので、改定はするべきでない。 ・小金井市は近隣の市に比べ住民税が高いのに、その住民税を払っている働く親たちが預けている子どもが通う保育園の保育料を値上げしようなんて論外。 ・保育料の値上げは家計を圧迫し、親は保育料を支払うために働かなくてはならないとい 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料（保育所運営費保護者負担金）は、児童福祉法に基づき、保育サービスを受ける者が応能・応益により負担することを原則としており、小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方（平成11年6月制定）において、国庫負担金徴収基準（国が定めた保護者から徴収することのできる保育料清算基準額）の50%を目途に改定するとしているところです。 近年の税制改正に伴い、所得税額を算定基礎としている保育料は減収となり、本市の保育料の基本的な考え方である国庫負担金の50%を大幅に下回る状況が続いています。

	<p>う矛盾を引き起こす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の値上げ反対です。これ以上あげられては負担が大きすぎます。 ・これ以上の保育料の値上げは働く市民を苦しめるのみ。 ・せっかく共働きで働いたとしても、その分保育料が上がれば、その分労働時間が長くなり、子どもと接する機会が少なくなる。 <p>実施項目についての不安。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化などで負担が大きくなるのではないか。 <p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受益者」とあるが、子供は親のものではなく、小金井市、日本の未来を背負う公共の宝といえる。その意味で「受益者負担」とは不適切な考え方といえる。 ・保育料については現行は高所得者層に関しては上限が安すぎる。所得に応じて一律何%などとして保育料を確保し、十分な保育者を各園に配置し、安易に民間委託にしないでほしい。 ・政府が行なう「子ども手当」施策との関係で言うと、子育て支援関係の増額改定は整合性がとれない。子育てのコストを誰がどのように負担すべきなのかについては、慎重な考察を要する。 ・民営となれば現在の保育料よりも確実に上がるのではないかと少なくとも保護者が安心して働ける環境確保のために、改革の際には配慮して欲しい。 ・無認可と認可、認証などの保育料の格差が、マイルドになるようにしてほしい。多少の差はやむを得ない。小金井市の認可保育園では、保育料以外に、手作り品や預ける側で用意するものが多い。おむつ代の日割り計算は計算する時間や集金の手間がかかり、時間コストを使っている。月同額で若干余剰がでて構わない。 ・民間委託の検討の前に、保育料の見直しを考えるべき。 	<p>長引く景気低迷により、保護者の年間所得の大きな増収が見込まれない状況の中、保育料改定が家計の大きな負担となることは避けられませんが、多摩26市中多くの市で、税制改正に伴う保育料の改定を実施しており、保育所の安定的な運営を考慮すると、保育料改定の検討は行う必要があると考えております。</p> <p>認可保育所（公立及び民間）の安定的な運営を図り、また、老朽化した施設の改修や保育サービスの拡充、認可・認可外格差等の解消を図るため、保育料の改定について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反対意見、不安、意見要望について、たくさんのご意見をいただきましたが、多くは現段階では、市の考え方としてお示しできる準備が整っておりません。 <p>いただきましたご意見等については、利用者の皆様の不安・意見・疑問等として重く捉え、保育料の改定に関し、参考とする所存です。</p>
<p>「No.70 学童保育業務の見直し」について (総意見数266件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数76件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育時間の延長などどうにでもなる話で、民間委託のリスク、子供を安心して預けられないリスクをわざわざ冒そうとする市の施策は、市の責任を放棄しているばかりでなく、 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず「学童保育業務の見直し」につきましては、現行の保育水準を維持し、児童福祉審議会の答申を踏まえたサービスの拡充、また、保護者が求めている保育時間の延長及び保育時間の延長に伴う市議

- 国に背く、つまり民意に背くことになるのは言うまでもない。
- ・厚生労働省として学童保育関連の予算を増やしている中、それに逆行する小金井市の施策にはあきれられるばかりで、市民として全く恥かしい限りである。厚顔無恥な施策はやめて欲しい。
 - ・小金井市として学童保育を民間に委託するのが最良だとは到底考えがたい。
 - ・市民サービスの充実と称する安易な民間委託は、考えないでほしい。公立という体制はとても重要。
 - ・学童保育所で大規模化対策がとられだしたという状況で、民間委託を進めるということは、現在の中途半端な形が委託先に引き継がれてしまうのが必然。学童保育の質の低下を招く。
 - ・頭数しか考えない政策で指導員を削減する。公的機関としての仕事の放棄ではないか。
 - ・民間委託は安上がり、という安易な発想自体が問題ではないか。
 - ・現在の少子高齢化の社会環境の中、子育てに関わる部分を削減しようということが社会の流れに反している。
 - ・市が対応できないので民間等に委託し、責任を放棄しているようなものではないのか。
 - ・利益を求めるような性格ではないものについてこそ、行政が関与すべきであると思われるが、このようなものまで民間委託して、市は一体何の仕事をするつもりなのか。
 - ・単純に人件費を削減して現状の「保育の質」を保てるとはとても思えない。
 - ・民間委託については他自治体でも多くの失敗例が伝えられ続けている中、安易に選択すべきではない。
 - ・ベテランの専門指導員の教育は民間では不可能。子供を適切に指導できる専門性の高い人材は市が責任を持って育てるべき。
 - ・現状のまま保育園のように、保育ママ・パートさんなどをもっと活用し大規模化に対応する保育の質・量の向上などもっと最優先すべきことがある。
 - ・そもそも、民間への業務委託ではなく民間と公営が両方存在し利用者が選択できる事の方が市民サービスとしては望ましいのではないか。

会の付帯決議（全会一致）などのサービスの拡充について、現行体制で対応していくことは難しいと考えております。今後、学童保育集団規模の適正化に伴う2か所運営についても、一定の予算措置が必要となるものです。このような現状から、児童福祉審議会の答申を踏まえ、サービスの拡充として、学校休業日の朝9時前の保育時間の前倒し及び18時以降の時間延長、学校休業日における保護者の短時間就労の就労形態等に対応した一時保育の実施、また、子育て支援として求められている0歳時からの乳幼児親子が近隣で集うことができる場所としてのサービスの拡充を考えているところで、限られた財源の中で求められているサービスの拡充を図るため、委託をしたいと考えています。

本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、市の行財政改革の計画としての第2次行財政改革大綱（改訂版）がありますが、この計画で学童保育業務の見直しに関する目標は「学童保育所の順次公共的団体への委託」としており、平成19年度実施の目標でしたが、延伸しています。平成14年の第二次行財政改革大綱を受けて平成15年度に児童福祉審議会に学童保育業務の見直しについて諮問しており、平成18年の児童福祉審議会の「委託の可能性がある」との答申を踏まえて進めてきております。今後、保護者の方や学童保育所運営協議会にご理解を得なければならないと考えています。

いただきました不安、心配といったご意見につきましては、現状では保育水準の維持の方策として、児童福祉審議会の答申を踏まえ、平成20年6月に「学童保育所運営基準」を作成し、平成20年5月に「学童保育所懇談会」を設置し、平成21年5月に「学童保育所運営協議会」として再編しました。今後、学童保育所運営協議会の中で、現行の「学童保育所運営基準」を再検討するとともに、仕

- ・人の命を預かり、生活の場を提供する福祉サービス事業は、利益を追求する民間企業が請け負うサービスにはそぐわない。
- ・指導員の退職者の補充をしないということは市の職員を育てないということ。市の職員を削減することには賛成だが、指導員に限れば人手が必要なのではないかと。
- ・人や経費を減らし安心・安全、高質な保育は期待できない。
- ・民間委託もノウハウのきちんと備えた企業に委託するのであれば検討してもよいが、今はもっと現状を考えるときである。現状でもサービスの向上は可能と考える。
- ・市民のニーズを的確に捉えているとは思えないし、そのような調査すらしていない。明らかに現場や実態を無視してイメージだけで、質の向上なり、新たなニーズを唱えている。
- ・まだまだ、市民協働、公民連携のスタイルが行政側、市民側に根づいていない現段階では、市民ニーズを無視した、民間委託という安易な考えは非常にリスクが高いどころか、失敗が明らかに予想される。
- ・格差社会を作り出してまで行われる行革は長期的にみて絶対に市民の理解は得られない。
- ・単純に時間拡大だけのための民営化であれば不要。
- ・安全面の更なる充実や、子供たちの安心・満足の充足など、もっと他に見直すべきことがあるのではないかと。
- ・なぜ、わずかな人件費の削減の為に民間に委託してしまうのか。安易な民間委託は、どれだけ多くの親・子供を不安にし、大きなリスクを背負う事になりかねない。
- ・保育の質の問題や保育者が変わることでの子どもへの影響なども考え、今あるものは現状維持、新たに民間が作るものを市が支援していくというのが本筋ではないかと。
- ・不信感、不安、心配しかない。早急に保護者への詳細説明を希望する。
- ・財政効果で30%の見込み違いで削減分と増加分がひっくり返ってしまうような案の場合、それでも実施すべきかどうかの見極めが重要である。
- ・質に対する検討が十分されているとは思えない。
- ・教育、保育分野は市の根幹。市が責任を持って担うべき。

様書、選考基準等についても協議していきたいと考えています。委託の具体的な内容については、実施項目の中で、検討していきたいと考えております。

またいただきました意見要望につきましては、見直しの参考とさせていただきます、実施項目の中で検討したいと考えております。

児童福祉審議会の答申の取り扱いにつきましては、これまでも児童福祉審議会の答申に沿って進めてまいりましたし、今後も答申の内容を踏まえ、進めていきたいと考えております。

- ・安易に経費削減・人員削減をしないでほしい。
- ・利用者に対しての説明がまだ一度も開かれておらず、このような中での早急な委託には反対である。
- ・市の職員が市民のために仕事をしてこそ質の良い市民サービスが行われる。耳触りのよい「市民サービスの充実」を漠然と使うべきでない。公務員は何もできないと自分達で言っているようで本末転倒である。
- ・児童福祉法を素直に読めば、本来自治体が直接保育を提供する事が基本、つまり保育は公立が基本である。それにもかかわらず、委託しようというのは言語道断です。
- ・子どもには平等に育つ権利がある。撤回を要請する。
- ・今のままでは、サービスの向上はできないのか。財政効果もあまりない、現在のままで時間延長や保育内容の検討をするよう希望する。
- ・財政を削減する目的、民間の利益優先とした仕事に子どもの将来を左右されたくない。
- ・行政は民間委託をし、放課後の子どもたちの保育の場を見はなしている。市が迅速に解決できないことを民間業者に任せられるとは到底思えない。
- ・義務教育の期間の放課後の保育は、国都、市区町村で保障すべき。民間委託にすれば、保育能力の継承ができず、保育の質は必ず低下する。
- ・子ども達の保育サービスをコスト削減のターゲットにするという市の姿勢には納得いかない。
- ・市民に対する説明もなく、H22年実施というのは、早急すぎる。

実施項目についての不安。(延べ意見数12件)

- ・少子化時代に、逆行するのではないか。
- ・委託をおこない経費節減をすることについて、本当に利用者サービスの充実につながるのか。
- ・学校給食の民間委託などであれば、大きな問題はないと思われるが、学童保育の民間委託となると保育の質の低下が心配される。
- ・委託となると保育の質が下がり、保育者の入れ替りも頻繁になる恐れが大きい。

- ・民営化によって、1年足らずで替わってしまう方達と信頼関係が築けるのか。
- ・民間委託してもそれ相応の費用を負担しない限りサービスの向上にならないのではないか。
- ・市民サービスの向上と人件費削減の達成のためというが、本当にこの2点セットで成功できるのか。
- ・学童保育業務の民間委託が本当に市民サービスの向上につながるのかすごく不安である。
- ・「十分な準備の元に1カ所の委託を行い、その評価を十分行ってから次の委託に進む」のが本来の道筋であり、時期的な枠組みだけが決定してしまうことは不安である。
- ・学童保育の予算を削減し、民間委託にした場合、指導員の方への給料がかなり低くなり、その場合に良い指導員が集まらないのでは、という不安がある。
- ・保育サービスの質をあげて財政効果もあがるなんて、そんなに単純なものなのか。安かろう悪かろうになるのではないかと大変危惧する。

実施項目についての意見要望。(延べ意見数90件)

- ・年度途中の委託は、指導員の引き継ぎ、子供への影響などを考えると適切ではない。
- ・なぜ、22年度中の実施を予定しているのか。その理由の説明がない。保護者への説明会の開催を早急にお願いしたい。
- ・なぜ、意味の無い道路に20億もの予算を付けて、一方、年間300万程度の財政効果しかない学童の民間委託を推し進めるのか、さっぱり理解できない。
- ・子供は市民で育てていくスタンスにたち、そこに必要な財源をかけていただきたい。
- ・民主党政権になり、人への投資ヘシフトしようとしている中、小金井市は、全く民意からかけ離れた施策を実行しようとしている。小金井市民として恥ずかしい限りであるので、今回の件は国政に救済を訴えようと考えている。
- ・小金井の財政に対し人件費削減・経費の削減は望ましい。
- ・コスト削減ではなく子供の育ちに着目してとり組んでほしい。
- ・今現状の学童のあり方と民間委託にしたときのあり方、各々のメリット、デメリットが伝わってこない。そのため何に賛成し、何に反対すべきなのか、子供達にとってどうあ

- ることが良いのかを親が決めかねているのが実状。然るべき説明をいただきたい。
- ・現場を見てほしい。
 - ・委託については悪いことではないが、我々父母にきちんとした説明、話し合いもなく本年度からの実施というのは、行政側の勝手にしか感じない。
 - ・事業者の選定など利用する父母、子供たちの意見を聞き、十分な話し合いをもって、必要であれば進めるというステップをふんでもらいたい。財政のため安く受けてくれるというだけでは決めてほしくない。
 - ・子育て関連の予算を削ることは、他の施策を実施した後、それ以上に予算を絞っていかなければならない段階で、実施すべきことではないか。
 - ・利害関係者へきちんとした説明なく、“民間委託＝コスト削減”と話を進めるのは、時期尚早ではないか。
 - ・民間委託を推進していくだけの根拠を示していない。
 - ・大規模化問題は、民間委託問題より、先に解決しなければならない“今の問題”。この解決にあたり、ぜひ、新たな民間機関による整備を考慮していただきたい。
 - ・市民の割合に対する職員の割合が高いということで、職員削減を一つの目標として掲げて行くことは理解する。
 - ・どうしても職員を減らしたいのであれば、非常勤の給与・処遇の改善を行い、非常勤としての働きがいを見出させ、現状以上の保育体制を整えるべきではないか。
 - ・官から民へで成功するのは民がやっても利益が出る業務のみであり民間で利益が出ないものを無理に委託しても、サービスの大幅低下を招くか、官が補完する必要が出てきて、結局のところ費用削減にならないのではないか。
 - ・指定管理者制度を検討していると聞かすが、建物の管理などを効率よくする為に考えられた制度で、学童の業務のような、人（特に子ども）と直接対応する形態にはそぐわない。
 - ・学童保育の民間委託によって、サービスの拡充を図るという改革案も一部理解出来なくはないが民間委託＝サービスの拡充とは一概には言えないのではないか。
 - ・まずは大規模化が進む学童保育所をこれ以上の劣悪な環境に置かぬよう大規模化解消に

対応すべき。

- ・現在の小金井学童の十分な検証、父母、現場職員との慎重な協議のうえ、今後の小金井学童のあり方を決めていくことを強く望む。
- ・民間委託にあたって、内容を子供たちの目線で、安心・安全に生活できる環境を整備して頂きたい。
- ・民間委託でサービス向上のひとつとうたわれている時間延長ですが、民間委託せずとも出来るはず。
- ・くわしい説明もなく、早急に改革をすすめようとしていることにも危惧を感じる。民間委託こそが、よい環境づくりのために必要であると強い理念があるのならば、もっと具体的に説明してほしい。当事者である親に説明会も開かないとは、いかにも強引である。
- ・経費削減を行うのは、どの部門でも検討すべきだが、子供達の安全の確保や、質の向上が見込めるか等、他自治体の事例も検証し進めていただきたい。
- ・委託は市の一方的な決定であり、「市民協働」の為の重要な場である、「学童保育所運営協議会」では全く協議されていない。
- ・平成22年度中の委託について、委託のための仕様書や評価項目の準備には極めて早すぎる。このまま進むと、見切り発車で委託に突入する危険性がある。
- ・なぜ民間委託なのか、なぜ民間委託でないといけないのか、他の方法はないのか議論の余地がある。
- ・民間委託が大前提なのはおかしい。子供の立場に立っての協議をすべき。民間を市の中に導入してもよいが、保育園のように親が選択できるシステムにするべき。
- ・延長保育に関しても追加料金システムを活用すれば、もっと柔軟に対応できるようになるはず。親にも選択肢を増やして、どんどんシステムをかえれば民間委託による質の低下はふせげる。
- ・何をもって市民サービスの充実なのかを提示せず利用者への説明も無いままでは市民を軽視していると思えない。
- ・行政や親の都合ではなく何よりも安心できる子供の生活環境、サービスの向上を第一に

考えていただきたい。

- ・単に財源確保で解決できる問題なら、利用料の値上げで済む。
- ・子どもを預ける親が、保育施設に対して真に望むのは、子どもの安全と健全な発育であり、民間企業が売りにしているオプション的なサービスではない。将来を担う子どもたちを育てるための事業を、財政削減の対象に含めないでほしい。
- ・少子化対策が叫ばれる中、安易に民間委託に頼るのではなく市としてきちんとした対策を考えていくべきではないか。
- ・サービス向上のうち、時間延長は現状の指導員でも検討しているはず。現場の声によく耳を傾けてほしい。
- ・一時保育は、ニーズは認めるが一時保育を導入することによってどんな町にしたいのかが見えてこない。耳障りのよい言葉だけを振り回していると、結局サービスは低下するだけ。
- ・本当にサービス向上を考えているならば、日野市などが行なっているトワイライトステイなどの別途導入を真剣に検討すべき。
- ・職員削減（民間委託）による財政効果の算出根拠を具体的に示されたい。
- ・委託に合う項目、合わない項目をしっかりとわけるべき。一人920万円の公務員、240万円の民間、どちらの金額もおかしい。その中間に当たる適正な金額で専門職員を、生涯にわたって継続雇用できるような雇用形態を設営してほしい。
- ・財政健全化はもちろん大切だが、少子化問題が深刻な現在、保育に関する予算を減らすのは理解できない。市庁舎のリース代など、他にもっと切りつめる所があるのではないか。
- ・他の項目と比較してもスケジュールに検討がないのはなぜか。もっときちんと検討した上で進めるべき。
- ・公設にしる民間にしる、お金を削ることで、サービスが良くなるとはちょっと考えにくい。
- ・一人当たり年間920万円で試算されている正規職員の人件費そのものを少し引き下げ

<p>る、リース庁舎をやめる等税金の使い方をもっと考えて頂ければ、学童保育にしわ寄せをする必要が無いのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所は、保護者などが運営に関わるNPO法人への委託（または指定管理）を検討することが望ましい。また、保育時間枠の拡大は、すみやかに実施すべき。 ・この計画について、もっと情報や政策の根拠を公開して欲しい。 ・民間委託の実例やメリット、デメリットを十分検討し、また机上だけの検討だけでなく現場職員や利用者の意見をもっとよく聞くべきである。 ・結果のみを周知するのではなく、検討段階から現場の声の反映を願う。 ・進め方によってはサービスの向上も望めると思うので、個人的には民間委託に反対ではないが、市の姿勢や今後の方針など利用者に分かりやすい、ちゃんとした説明は必要不可欠である。 ・市と父母とで連携をとり、民間委託を進めるならば、例えば市の職員と父母を交えた業者のプレゼン会や、業者の運営する施設の視察を行う等して、慎重に選考すべき。 ・正規職員を削減し、民間委託をするくらいなら、職員の給与を見直しをすればいい。能力、利用者に職員通信簿などをつけてもらったりするのも案。 ・施行前に説明会の開催をお願いしたい。 ・「子育て支援の強化」をうたう一方で「財政効果」がオーソライズされ、ひいては、行政サービスの本質とは関係なく「財政効果」そのものが目的化してしまうことに危惧を覚える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の保育水準を維持し、児童福祉審議会の答申を踏まえたサービスの拡充、また、保護者が求めている保育時間の延長及び保育時間の延長に伴う市議会の付帯決議（全会一致）などのサービスの拡充について、現行体制で対応していくことは難しいと考えています。今後、学童保育集団規模の適正化に伴う2か所運営についても、一定の予算措置が必要となるものです。限られた財源の中で求められ
<p>実施項目についての疑問。（延べ意見数59件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託することで、サービスの充実・向上が図れると本当に考えているのか。 ・財政改革は今や民間の企業では当たり前のように行われており小金井市においても必要であるのは十分理解するが、無駄なコスト及び人件費の削減と子供達の安全で健全な保育環境を確保する事は本来別に検討しなくてはならない事項ではないか。 ・人件費の削減＝民間委託という方法しかないのか。人件費の削減よりも利用者の声に耳を傾けサービスの向上に努めることが行政の役割ではないか。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、300万前後の金額を削減する為の民間委託か。 ・市民サービスの充実とは民間委託や公共的団体等への委託でしか実現しないのか。 ・学童を民間委託するよりも、他に出来る事があるのではないか。 ・市民とは、小金井市に住んでいる共働きをしながら子育てをしている親やその子供のことも含めて考えているのか。 ・学童保育所運営協議会での議論は十分にしくされたのか。 ・委託先の選定等は、どのような基準で行われるのか。 ・民営化＝市民サービスという考えは、何をもっているのか。 ・人件費を削るより、今ある人材を活かす事の方が、市民サービスにつながるのではないか。 ・75にも及ぶ実施計画項目の中で職員削減計画が学童と保育園に集中しているのはなぜか。 ・小金井市は子どもの教育・保育環境は職員削減を行ってもすんなりといくと考えているのか。 	<p>ているサービスの拡充を図るため、委託をしたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民とは、小金井市に住んでいる共働きをしながら子育てをしている親やその子どもと認識しております。 ・学童保育所運営協議会での議論は現在進行中となっております。 ・選定の基準も含め、具体的な委託の条件等は、今後の検討内容となっております。 ・市民サービスは直営によるものも、民間委託によるものもあると考えております。 ・市民サービスの方法は多様であると考えます。限られた財源の中で求められているサービスの拡充を図るため、様々な条件の中で方法を選択することになります。 ・平成14年6月に策定された第2次行財政改革大綱及び平成18年6月に策定された第2次行財政改革大綱（改訂版）に引き続く計画と考えております。 ・委託の実施に当たっては、サービスの維持向上を図るための具体的な方法について検討したいと考えております。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が増加している状況であれば、逆に増員を行い保育環境を整え市民のニーズに応えていくことが先決なのではないか。 ・職員を減らし保育環境を悪化させれば職員を減らせる。というのが財政改革の本音なのか。 ・現在行政が行っている市民サービスを委託した場合に委託された側及び利用する市民が満足する委託のケースがあるのか。 ・H22年度から実施予定となっているが、そのような重要なことについて、今の時期にパブコメをしておいて、すぐに意見を反映できるのか。十分な検討時間が確保できていないのではないのか。万が一、何か問題が起きた時には、誰が責任を取るつもりなのか。 ・学童保育所については、実施のみで、検証を予定していないがなぜか。 ・民間委託をすることにより、安くしかもサービスが向上するというのであれば、現在の職員は高い給料で不十分なサービスの提供しかしていないことを市としては認めているのか。 ・民間委託をして費用を削減し、その浮いたお金を何に利用する予定なのか。駅前再開発等の借金返済、リース庁舎のリース代に利用されるということでは納得できない。 ・民間委託により、人件費削減を図るという発想も理解し難い。サービスの向上の為に言いながら、現在の職員よりも安い賃金で雇われた民間委託の職員が働いたところで、果たして本当に質の高い環境を保てるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の見直しにあたっては、職員削減ありきではなく、市民サービスの向上を第一に考え、保育の質が低下しないよう当然考慮すべきと考えております。またその見直しの中で、職員数を検討することは、地方自治法でも求められているとおり最小の経費で最大の効果を挙げるためにも必要と考えております。 ・委託後に、保護者・受託団体・行政などの協議機関が立ち上げている事例も見られます。 ・実施に当たっては、学童保育所運営協議会と必要な協議を進め、利用者のご理解をいただきながら進めていきます。問題が起きないように慎重に進めていきます。 ・実施後の検証、評価は必要と考えております。 ・限られた財源の中で委託することで拡充となるサービスがあります。児童福祉審議会の答申を踏まえ、また、求められるサービスの拡充に応じていくものと認識しております。 ・コストが削減された部分については、原則として学童保育事業または、子育て支援の経費に充てたいと考えております。 ・賃金に関しては、一定の水準が必要と認識しております。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育の委託に関して最大の問題点として、委託期間に限られることによって、優秀な人材が集まらないという問題があるが、これに関して、現在どのような解決策、考え方でいるのか。 ・受託先の学童の指導員の賃金の低さも問題になっており、当然優秀な人材の確保が困難になる事が予想される。これに関して、現在どのような解決策を考えているのか。 ・現在の委託方針では、ベテラン指導員の維持、育成と確保が途絶えてしまうと考える。これに関して、市として実際にどういう考え方でいるのか。 ・現在、学童保育の様々な問題に対応するために、小金井市学童保育所運営協議会（以下運営協議会）が定期的開催されているが今回の第3次行財政改革での委託計画は事前に運営協議会での説明、協議がなかったが何故か。 ・今回の委託計画に関して、22年度中の委託予定にも関わらず、未だ委託学童名が提示されていない、至急教えてほしい。 ・未だ委託形態が提示されていない。民間委託なのか、その他の形態なのか、至急教えてほしい。 ・未だ学童父母への説明もなく、説明会の計画すら提示されていない。至急教えてほしい。 ・委託するにあたって、当然リスクも伴うと予測される。現在市側が委託リスクとして考えられるものを挙げてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の期間に制限がありますが、期間が終了した後、事業者が再度応募することは可能であり、評価の結果選考されていくものと考えております。 ・一定の賃金の水準は必要と認識しております。具体的な対応策も含めて検討したいと考えております。 ・委託でも直営でも人材を育てていく必要があると考えております。継続していく方策を検討したいと考えております。 ・学童保育業務の見直しは、第2次行財政改革大綱（改訂版）の計画に基づき、市の考え方をお示ししたものと認識しており、第3次行財政改革での委託計画について学童保育所運営協議会で検討することはありませんでした。 ・委託の考え方ですが、具体的な委託の内容に関しては、学童保育所運営協議会の協議を進め、検討した上でお示しできると考えております。 ・パブリックコメント実施後の2月に、保護者会の中で時間をいただき、市の考え方を説明させていただきご意見をいただきました。今後もしご意見を伺う機会を設ける予定となっております。 ・リスクを避けるための工夫をしていきたいと考えております。事業者の選定、委託実施後の体制、評価などが検討する際に重要と考え
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在市側が考えている、委託リスクを軽減、回避するために考え、取り組んでいる事を教えてほしい。 ・ 保育や学童保育とは、民が担うものなのか。 ・ 市民サービスの充実とは、何を指標に、どのように充実されると考えているのか。 ・ 子どもたちへの責任、公的保育の必要性についてどのように考えているのか。 ・ 全体として福祉を大幅に後退させることにならないか。 ・ 市として「子育て」から手を引くのか。 ・ 学童保育民営化案が検討されている中で、現在学童保育所を利用している父母の意見を取り入れないのはなぜか。 	<p>ております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の保育園は存在しています。学童保育についても民間が運営するケースが多くなっております。 ・ 学童保育運営基準や仕様書に沿った業務運営がどれだけ実現できているかということが指標と考えております。児童福祉審議会の答申を踏まえ、また、求められるサービスの拡充に応じていくことが充実と考えております。 ・ 変化の激しい社会経済情勢の中、子育て支援の分野に限らず、業務を見直し限られた財源を無駄なく有効に活用することが必要と考えております。その中で業務を見直し、市民サービスを向上させる手段の一つとして、民間委託も選択肢の一つと考えております。 ・ 限られた財源の中でサービスの維持向上を図りたいと考えております。 ・ 子育て施策に関し市が責任を持つもの認識しています。責任を持つ中で求められているサービスの拡充を図るため、委託をしたいと考えております。 ・ パブリックコメント後に保護者会の中でご意見を伺う機会を設けました。今後もそういう機会を設けることを予定しております。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託をして利用者が以前より満足している事例は他市においても非常に少ないが、市ではその辺はリサーチをした上での判断か。 ・どのようにして民間委託先を選ぶのか。 ・民間委託先の監視、監督はどのようにして行うのか。 ・民間委託された業務を行っていた課は人員削減、縮小、異動されるのか。 ・一般企業であれば、最近では給与カットが珍しくない。役所内部でのコストカットを本当にやっているのか。 ・民営化により、サービスレベルが下がった場合、市にはリスクがない。本当は、サービスそのものを廃止したいのではないか。 ・今の学童指導員の方々の指導力、運営力と同等、あるいはそれ以上の民間委託が本当に実現されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価について公表している市もあります。公表されているものについては参考にしたいと考えております。 ・委託先の選定方法など、委託に関する具体的な内容は今後検討していく予定ですが、公募によるプロポーザル方式を考えております。 ・委託に際しては、仕様書や引き継ぎ書等で業務内容を指示し、委託後は、市として報告を受け、指導することになります。その他委託先との関係としては、学童保育所同士の連携、研修への参加、また、例えば三者協議会（保護者、事業者、行政）の設置なども考えられます。 ・学童保育業務に限らず、業務が民間委託となった場合は、そこに従事していた人員の業務がなくなることから、他の部署へ人事異動することになると考えております。 ・内部でのコストカットにつきましては、特に高いラスパイレス指数など人件費の問題は、民間委託では解決できない問題と認識しております。市民サービスの維持・向上に努めていく中で、人件費の問題も並行して取り組む必要があると考えております。 ・保育水準の維持の方策として、児童福祉審議会の答申を踏まえ、平成20年6月に「学童保育所運営基準」を作成し、平成20年5月に「学童保育所懇談会」を設置し、平成21年5月に「学童保育所運営協議会」として再編しました。今後、学童保育所運営協議会の中で、現行の「学童保育所運営基準」を再検討するとともに、仕様
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ・委託先が倒産等、業務の継続が不可能な状態になった場合の対応はどうか。 ・時間延長等のニーズはどれくらいあるのかを市独自の調査のデータを開示して欲しい。 ・委託を実施する前に現在の市直営（正職、臨時、非常勤）のシフト制での対応が無理なのか。時間延長分を利用者から実費徴収すれば、現状のコスト以上のものはかからないのではないか。 ・市が掲げる「サービスの充実」が果たして、利用者の真のニーズを満たすものなのか、誠に疑問である。 ・どのようなメリットがあり、どのようなデメリットがあるかは十分議論されたのか。 ・人員削減について、職場内教育等に不備は来たさないのか。 	<p>書、選考基準等についても協議していきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託に際しては、事業者の選定や、実施後の体制にも工夫したいと考えております。 ・市の平成20年度実施の調査では、夕方の閉所時間について延長を望む方の割合は、44.4%となっております。 ・職員体制については、保護者が求めている保育時間の延長及び保育時間の延長に伴う市議会の付帯決議（全会一致）などのサービスの拡充について、現行体制で対応していくことは難しいと考えております。また、時間延長利用料金については今後の検討課題ですが、利用料金のみでのサービスの向上は難しいと考えております。 ・児童福祉審議会の答申を踏まえたサービスの拡充、また、保護者が求めている保育時間の延長及び保育時間の延長に伴う市議会の付帯決議（全会一致）などを踏まえたサービスの充実が、利用者のニーズを満たすものと認識しております。 ・委託のメリット、デメリットは、今後委託の具体的な方法について検討する中で、課題として明らかになりたいと考えております。 ・「学童保育所運営基準」を基本とし、職業務の引継、職場内教育に努めていくことから不備はきたなさいと考えております。
<p>学童保育業務についての意見要望。（延べ意見数11件）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の収支改善のためには、職員の給与レベルを下げ（特に正規職員）、利用者負担額の収入による変動を大きくする（高収入世帯の負担額を上げる。下は上げない）。 ・学童保育の質の維持、安全の確保を図るには、1学童40名前後である事が国のガイドラインからも明らかだが、現在それを目指した小金井市の取り組みは見受けられない。 ・学童保育を保育園と同じく、少なくとも夜7：00まで延長してほしい。「小学1年生の壁」はとても高く、行政の力で現実的な保育時間に変更して欲しい。 ・学童保育希望者を全て受け入れておきながら対応の先延ばしでは利用者は本当に困る。 ・景気低迷の影響もあり保育施設の需要は高く、市は早急に保育施設を整備して待機児解消を図るべき。 ・大勢で長い時間を過ごす子供達にとって、校庭は必要不可欠。大規模化解消の為、保育所を分化した場合でも、その施設は何か学校の敷地内に設けることをお願いしたい。 ・学童の保育料は非常に安いと感じる。このさい学童の保育料の改定などしたらよい。その上で財政面でどのくらいになるかをしっかり計算した上で、委託や新たな担い手を支援していく方策も考えてほしい。 ・学童保育の大規模化について早急に対応、説明をしていただき、親が安心して保育を託せる小金井市にしていきたい。まずは説明を。 ・市は子供をどのように育てていくのか、理念とかポリシーを明確にしてほしい。 	
<p>学童保育業務についての疑問。（延べ意見数13件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在市内9学童保育所の耐震化工事の進行状況を教えてください。 ・未だ、耐震化工事の済んでいない学童について、何年度中の工事の着工、完了を計画しているのか。学童名別に教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月以前に建てられた建物が耐震検査の対象となっております。学童保育所では、さくらなみ学童保育所、あかね学童保育所、みなみ学童保育所となります。小金井市中期財政計画素案（中間報告）では、平成23年度にさくらなみ学童保育所建替え、平成25年度にあかね学童保育所建替え、平成27年度にみなみ学童保育所改修となっております。ただし、素案の中間報告ですので、9月に決定するまでに変わる可能性もあります。

<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育の大規模化問題、さくらなみ学童では22年度、90名を超える学童の入所が予想される。早急な対応が必要とされるが、さくらなみ学童に関して、どのように対応するのか。 ・学童別に現在の大規模化問題への対応状況を入所予定人数を示した上で教えてほしい。 ・今後5年間の各学童の入所学童数予想を教えてください。 ・1学童40名を目指しての市の計画と今後の取り組みを教えてください。 ・小金井の学童保育独自の文化と伝統を受け継ぐために、現在どのような考え方、取り組みをしているのか。 ・現在の非常勤指導員の賃金の低さも問題である。この点の改善を強く求める。市側の今 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、第一小学校の教室を午後の時間帯に借用して、学童保育を実施する予定であります。また平成22年度中にさくらなみ学童保育所の建替えの実施設計を実施し、平成23年度に建替えをする予定となっております。 ・平成20年度にみどり学童保育所は児童館の部屋を一つ学童保育所の育成室として移管し、たまむし学童保育所は育成室を増築しました。前原学童保育所と、さわらび学童保育所は、平成21年度に建替をしました。いずれも平成22年度から1施設で2学童保育所として分割をしました。今後、平成23年度にさくらなみ学童保育所とたけとんぼ学童保育所を建替える予定となっております。 ・次年度の入所希望調査を毎年実施し入所希望者を把握していますが、5年間の予想は把握しておりません。今後、どのようにできるか検討する必要があると考えております。 ・平成19年度に出された国の放課後児童クラブガイドラインでは、適正規模を1学童保育所40名とし、最大70名までとしています。学童保育所を建て替える際には、予定入所児童数、敷地の面積や建蔽率、建物の構造など様々な条件もあるため、必ず40名ということにはならないと考えております。 ・平成20年6月に策定された「学童保育運営基準」を、学童保育運営協議会の中で検討していきたいと考えております。 ・非常勤嘱託職員の賃金等に関しては、「No.4 2非常勤嘱託職員の制度の
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>後の改善策を教えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定事項以外、協議会の場で話せないのであれば、協議会の存在意義がなくなってしまう。今回の市側の協議会への対応は学童父母に大きな不信感をもたらした。今後の誠意ある対応を強く求める。今後の改善策を教えてほしい。 ・延長保育のニーズに関して、市側としてどのようなアンケートを実施したのか、アンケート内容と結果を公開してほしい。 ・延長保育に関して、現在の公営でも対応可能と考える。公営での対応策の検討過程とその結果を教えてほしい。 ・職員の相互応援体制の確立により、学童保育時間の延長や、病時後保育などは対応できないのか。(時間外勤務対応を含み) 	<p>見直し」の中で具体的に検討していく予定となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は市の考え方をうかがっていただいたところです。今後、学童保育所運営協議会では、協議すべき内容について協議させていただきたいと考えております。 ・平成20年度中に、次年度の入所希望調査と併せて、開所時刻と閉所時刻の希望調査を実施しました。結果は公開することが可能となっております。 ・保護者が求めている保育時間の延長及び保育時間の延長に伴う市議会の付帯決議(全会一致)などのサービスの拡充について、現行体制で対応していくことは難しいと考えております。
<p>児童福祉審議会の答申についての意見要望。(延べ意見数4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児福審後、3年が経過し、既に国内で多くの民託例があがり、状況が変わっている。利用者・学識経験者・一般市民参加の上で、新たな検討組織を立ち上げる必要性を大きく感じるがいかかか。 ・すでに児童福祉審議会の答申を受け、運営基準が策定され、学童保育所運営協議会も正式な協議組織として発足しているが、未だそこでは「質の確保」された民間委託に向けての議論が十分になされていない。このままでは、児福審の答申を無視し、運営協議会の存在を無視する計画となってしまう。 ・児童福祉審議会が民間委託せず現行制度での業務見直しで予算の削減等すべきとしていたのに順次民間委託するとしているのは答申をまったく無視していると思えない。 ・人員削減については児童福祉審議会がやめるべきという答申を出したにもかかわらず、初めの策を強行しようとしている。このような姿勢が、「市民協働」の対極に位置する。 	

	<p>児童福祉審議会の答申について疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児福審の答申内容は尊重されるのか。即ち、運営基準策定・運営協議組織設置はどうなったのか。 	
<p>「No.7 1 児童館業務の見直し」について (総意見数13件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育分野は市の根幹。市が責任を持って担うべき。 ・市の職員が市民のために仕事をしてこそ質の良い市民サービスが行われる。耳触りのよい「市民サービスの充実」を漠然と使うべきでない。公務員は何もできないと自分達で言っているようで本末転倒である。 ・財政を削減する目的、民間の利益優先とした仕事に子どもの将来を左右されたくない。 ・市民サービスの充実を図るためと書いてあるが、どういう意味かわからない。 <p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何をもって市民サービスの充実なのかを提示せず利用者への説明も無いままでは市民を軽視している。 ・家庭内での虐待、学校での特別支援児童やキレる子供達の増加を考えると児童館が地域の中で果たす役割はますます重要になってくる。0～18歳という幅広い年齢の子供達をきめ細かく対応していくには一館をまるごと委託するというやり方ではなく、例えば小学生(6～12歳)は従来通り市の職員が対応し、0～5歳、13～18歳は専門性の高い民間の団体に委託するとかの工夫が必要なのではないか。 ・教育は長い時間と手間暇とお金がかかるものである。職員を削減してしまうデメリットもよく検討して欲しい。 ・「子育て支援の強化」をうたう一方で「財政効果」がオーソライズされ、ひいては、行政サービスの本質とは関係なく「財政効果」そのものが目的化してしまうことに危惧を覚える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館は平成14年第2次行財政改革大綱の「順次公共的団体等に委託する」方針のもと、平成15年10月に「児童館業務運営の簡素効率化について」、児童館運営審議会に諮問しました。 <p>平成17年4月の答申で、「早急に1館の委託を実施し、その経過を見ながら、さらに将来の民間委託のあり方を検討すべきです」とされており、平成18年10月に児童館1館を委託し、現在は一定の検証が終了し、次の委託について検討する段階となっております。</p> <p>本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、市が現在担っている業務で、民間で担うことが可能な業務もあると考えております。</p> <p>また、市民サービスの充実については、平成18年の東児童館の民間委託では常設子育てひろばの設置、専門相談の実施、児童館開館時間の延長、中高校生事業の週1回実施を実現し、サービスの拡充を図りました。</p> <p>児童館は、子育て子育て支援の地域の拠点として活動を展開したいと考えておりますが、幼児期から中高校生までの継続した利用者との関係作りも大切であり、専門家が必要だとしても事業を年齢で分断する方法では、地域の拠点として全体的な役割を果たすことが難しくなると考えております。</p> <p>本実施項目の見直しの目的は財政効果ではなく、限られた財源の中でサービスの拡充を図るためであり、その方策の一つとして委託という方法があると考えております。</p> <p>民間の利益優先についてのご意見ですが、民間でも社会福祉法人などは、社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的と</p>

		<p>して設立された公益法人で、公共性が極めて高く、営利を目的としない民間の法人といわれております。</p>
<p>「No.7 2 小学校給食業務の見直し」について (総意見数28件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数18件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託=安上がり、という発想自体が問題ではなからうか。 ・利益を求めるような性格ではないものについてこそ、行政が関与すべきである。民間委託して、市は一体何の仕事をするつもりなのか。 ・福祉サービス事業は、利益を追求する民間企業が請け負うサービスにはそぐわない。 ・教育、保育分野は市の根幹。市が責任を持って担うべき。 ・市の職員が市民のために仕事をしてこそ質の良い市民サービスが行われる。耳触りのよい「市民サービスの充実」を漠然と使うべきでない。公務員は何もできないと自分達で言っているようで本末転倒である。 ・中学校給食が委託になって質が落ちている。専門的に中学校給食の検証をすべき。食育が重要視され、市でも食育計画をたてている程なのだから、最も食育効果が高い小学校給食を委託すべきでない。 ・子どもたちの食育が見直しされている最近の状況、また食の質の問題等、心配することがたくさんある。 ・現在、すでに民間委託されている学校の評判は決して良い評判では無いそうである。なのに、今後も増やそうという考えはいかなものか。市民の声に耳を傾けていないとしか思えない。 ・財政を削減する目的、民間の利益優先とした仕事に子どもの将来を左右されたくない。 ・民間委託は食品の質や料金に不平等が生じ、発育にもよくない。 <p>実施項目についての不安。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の質が落ちるのではないかと懸念している。 <p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何をもって市民サービスの充実なのかを提示せず利用者への説明も無いままでは市民を軽視している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まず「小学校給食業務の見直し」につきましては、中学校の調理業務を民間委託することにより生み出された財源により食器改善、アレルギー対応、献立など学校給食の向上を図っています。財政が厳しい中、中学校の調理業務委託による効果があったことから、市民協働、公民連携のなかで小学校給食調理については検討する必要があると考えております。 ・本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、小学校給食業務の見直しについては、中学校の給食調理業務委託と同じく、学校給食の調理業務部分の見直しとなります。従来通り食材の購入や献立の作成は各校に配属している栄養士が行い、学校給食については市が責任をもって給食を提供していきます。また、食育は従来から学校と栄養士が中心となり展開しておりますので今後も学校での食育の推進に努めていきます。中学校での学校給食調理業務委託の実績から民間委託を業務遂行の一つの手段として検討する必要があると考えており、実施項目は取り組むべきと考えております。 ・いただきました不安、心配といったご意見につきましては、現状では、市栄養士・給食調理員・学校長・保護者・受託者からなる運営協議会を開催し、検証しており、学校給食の専門的な検証をし、「安全で、おいしく、温かい給食」を提供させていただいていると考えております。今後も生徒や保護者の方、学校等の意見を聞きながら検証は継続し、小金井市の給食の水準を守ることは必須条件と考えております。中学校の民間委託による栄養士との関わり合いについての整理など、中学校での学校給食調理業務委託の検証により明らかになっている課題については、実施項目の中で、検討してい

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 ・不景気の中、貧困家庭が増え、子どもの1日の食事のうち給食の担う役割は大きい。質を落とすべきではない。 ・経費が減らなくても、地産地消で安全な食べ物を与え、食育にも役立てるべき。 ・民間委託すれば、経費が削減できるという論理がわからない。 	<p>きたいと考えております。また、いただきました意見要望につきましては、見直しの参考とさせていただきます、実施項目の中で検討したいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑問の部分につきましては、市民サービスの充実のための手法として民間委託や公共的団体等を視野に入れる必要があります。実施項目の検討のなかでどのような経営方法が効率的に市民サービスの向上が図れるかを検討していくことが必要と考えています。 ・学校給食調理業務の見直しでの市民サービスの充実、小金井の学校給食の水準を維持しつつ給食設備等を充実することで、食器改善・アレルギー対応食調理スペースの確保など給食改善につながっています。財政が厳しいなかで、効率的運営を検討し、教育分野で財政効果を活用することが市民サービスの向上に資するものと考えております。 ・現状は全ての学校が民間委託となっていないことから、人員削減による人材育成への支障はありません。しかしながら人材育成については見直しの中で研究する必要があると考えております。
<p>「No.7 3 図書館業務の見直し」について (総意見数17件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月議会での議会の意見を尊重すべき。市長は市民の声をもっとよく聞いてほしい。生活中心の市政に転換して大型開発を後回しにできないのか。 ・図書館は市民が文化的生活をするための最小限のきわめて大切な施設である。 ・図書館では委託した方が高く見積もられた。もう一度しっかり見積もりを出して考えてほしい。 ・有能な非常勤嘱託職員を配置し市直営で責任を持って図書館を運営してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目への反対及び賛成のご意見をいただきましたが、図書館業務については民間事業者の業務力も向上していることから、民間委託を業務遂行の一つの手段として検討する必要があると考えており、かねてから要望の高い開館時間・日の拡大による市民サービス充実のため、実施項目は取り組むべきと考えております。図書館協議会の答申につきましては、熱意ある少数精鋭の専門的職員での運営体制、新図書館ビジョンへの市民参加など実現すべきと思われる提言もございますが、非常勤嘱託職員の更なる活用については課題が多いと考えております。また、ご意見いただきましたうち、市民有償ボランティア、新図書館の建設地につきましては、見直し及び
	<p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化したいなら、まず図書館を考えてはどうか。 ・図書館業務については昨年の図書館協議会の答申、そして非常勤職員の提案、関わる諸 	

	<p>団体の陳情を熟読し深く検討し市立図書館の名に恥じない市民の為の図書館を構築、運営してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっと人と人がより強く結び付けるような改革をしてほしい。 ・図書館は、正規職員を削減し、非常勤職員とNPO法人の市民有償ボランティアによる業務運営に切り替える(段階的に非常勤から市民有償ボランティアに切り替える)。なお、正規職員に関しては繁忙な曜日(土日祝)を正規の勤務日に位置付ける。 ・人員削減については図書館協議会でやめるべきという答申を出したのにもかかわらず、初めの策を強行しようとしている。このような姿勢が、「市民協働」の対極に位置する。 ・図書館本館をジャノメシン跡地に確保する。 	<p>今後の図書館行政の参考とさせていただきます、実施項目の検討等の中で対応したいと考えております。</p>
<p>「No.7 4 公民館業務の見直し」について (総意見数6件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市の公民館は誇りの1つ。市民に接する場所は今後も大事にして欲しい。 ・市が責任を持って担うべき。質の低下が心配である。 <p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化したいなら、地域センターも可能だ。 <p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館本館の「センター化」とは公民館を1つに集約するという意味か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、公民館業務については民間事業者の業務力も向上していることから、民間委託を業務遂行の一つの手段として検討する必要があると考えており、実施項目は取り組むべきと考えております。またご意見いただきました地域センターにつきましては、見直しの参考とさせていただきます、実施項目の中で検討したいと考えております。本実施項目で掲げる「公民館本館のセンター化」とは、各分館職員を本館に集約し、各分館の担当者を設置し、本館を拠点に分館業務等を遂行することと考えております。
<p>「No.7 5 公民館の有料化の検討」について (総意見数12件)</p>	<p>実施項目について反対。(延べ意見数9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の新庁舎にかかわる費用等を節約して、会館や公民館の有料化は考え直してもらいたい。 ・有料化されるとまさに市民の足が遠のく。 ・行政業務一般としてコスト意識をもった運営は大事なこと。しかしそれを住民に転嫁してサービス有料化当然とすることには異議がある。 ・公民館活動に受益者負担の考え方を入れることは、民間貸し室業者と同様の経営感覚となり、住民の文化的、自主的活動を行政が援助、奨励するサービスを失う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本実施項目への反対のご意見をいただきましたが、施設の使用について受益者負担の適正化という観点で見直していくことは必要であると考えており、実施項目は取り組むべきと考えております。ご意見いただきました例外措置、利用率の維持につきましては、見直しの参考とさせていただきます、実施項目の中で検討したいと考えております。また計画の前倒しについては、各実施項目に取り組む際には記載した実施年度に固執せずに、可能な限り早期に実現するように取り組んでいきたいと考えております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・文化遅れる町小金井の本当の受益者は個人ではない。 <p>実施項目についての意見要望。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期が遅すぎる、前倒しを検討してもらいたい。 ・少なくとも社会教育団体に登録している活動には例外措置がもらえるよう審議してほしい。 <p>実施項目についての疑問。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は良いと思うが、利用率が下がらないような魅力的な利用空間となるような方策はあるのか。 	
<p>55ページ「財政効果額一覧」について (総意見数1件)</p>	<p>「保育園を民設民営化」について。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会でも行政側の質問、過去の児童福祉審議会等でも、一度も民設民営の話は出ていないが、これはどういうことか。民設にする＝公立園の土地建物も一体で民間に売却することの収入増も案のどこにも書かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育園を民設民営化」の記載については、民間委託の一例として記載しましたが、いただきましたご意見のとおり「民設民営化」の記載では民設民営化で決定といった誤解を招くため、大綱の記載について「保育園を民設民営化」を「保育業務の委託」と修正させていただきます。同様の理由から「ピノキオ幼稚園業務を公設民営化」についても「ピノキオ幼稚園業務の委託」と修正させていただきます。
<p>56ページ「第3次行財政改革大綱職員人員計画」について (総意見数1件)</p>	<p>「退職不補充」について。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全く補充をしていかないのか。年齢構成に偏りができ、将来問題が発生しないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見いただきました退職者不補充を行った場合に想定される年齢構成の偏りについては、将来的な業務体制を踏まえ検討する必要性があると考えますので、個別の実施項目の中で検討したいと考えております。
<p>第3次行財政改革大綱全般について (総意見数24件)</p>	<p>大綱についての意見要望。(延べ意見数24件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働も大切だが、行政サービスの質を下げる事につながる公民連携形態には賛成できない。 ・リース庁舎や駅前ホール建設などの市が招いた財政難のつけを市民に押しつけて苦しめないでほしい。 ・人員を削減する業務は保育園、学童、児童館、小学校給食、図書館、公民館など、市民の知育に直接従事する職員ばかりであり、3億円のために、こういった福祉・教育の場 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次行財政改革大綱の民間委託、職員削減、目的に対するご意見をいただきました。地方自治法では第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、そして第15項では「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と定められてお

	<p>の職員を丸ごと民間任せにすることはやめるべきだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員削減や民間委託ではなく職員の能力向上や専門性を活かして市民サービスを向上させること。その為の研修や現場、職員の状況、声が反映できる組織体制にすること。 ・第3次行革案はその目的を、3億円の経費削減としている。市民の経済的文化的な生活の向上のためとはしていない。この点だけでも、疑問を感じる。 ・労働者を大事にしない姿勢、考えもはっきり見受けられる。市の職員を大事にすべき。 ・こきんちゃんに宮崎監督がもたせたメッセージは「子どもが元気な町が発展するんです」。子どもの元気な町をめざして、抜本的に行革の考え方を変えていただく必要がある。 ・市民へのサービス業務は、先細りの財源の中で市民の全ての要求を実現する事は不可能であり、現状と今後の方向に対する共通認識が出来なければ「行政に対する不満」がどんどん大きくなるばかりである。大綱の基本方針のとおり、これからは市民と行政の協議の具体的な仕組みが重要であり、対等のパートナーとしての検討・協議の「場」の設定が、業務改善の第一歩としてとくに重要である。 ・p 16以降の実施までのスケジュール、特に計画の検討時間が長すぎて全くスピード感、緊張感が無い。 ・税を市民に還元すること。各種集会所の使用料を低くすること。健康保険、後期医療制度を充実させること。予防に力を入れること。 ・全体として検討から検証まで長期間にわたってざっくりした計画になっている項目が多い。各項目について、時間がかかる要因は何か、時間をかけなければならない理由は何か、前倒して優先的に実施できる施策は何か、現時点で各項目の設定そのものは妥当か、など突き詰めて考える必要がある。 ・過去の成果や将来目標の達成率など数値化できるものは、した方がわかりやすいし、評価の指標として取り入れたほうが、計画の実施に際してより効果的である。 ・大綱を策定した各項目の背景について説明が必要な記述は、読者の理解に資するため盛り込むべきだ。 ・第2次の取り組みと成果についても、現状報告にとどまり、現状をどのように分析し、 	<p>ります。以上を踏まえ、現在の厳しい社会経済情勢の中、自治体の業務を見直し限られた財源を無駄なく有効に活用することが必要不可欠と認識しております。よって本大綱の中では業務を見直し、市民サービスを維持・向上を大前提とし、民間委託、職員削減、経費削減等の検討を行うことが必要と考えております。また本大綱にごみ処理施設等の記載がないとのご意見をいただきましたが、本大綱ではごみ処理施設等の、既に決定した方針等により具体的に事業が進められている、又は既に個別に対応されている事業などは、実施項目として想定しておりません。実施項目として掲げた場合においても、想定した計画の概略を記載するものとし、個別の詳細な説明は記載しておりません。各実施項目の個別の詳細な説明については、計画を進める上で個別具体的に行っていくものと考えております。その他にご意見いただきました担当者の対応、委託、有料化への疑問、税の市民への還元等につきましては、本大綱に取り組む際の参考意見として活用させていただきたいと思っております。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>どう改革するのか、のメッセージが弱いまひとつ伝わってこないのが残念である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も緊急、最重要の「ごみ処理施設問題」、「再開発問題」「新庁舎建設」「リース庁舎問題」「市民交流センター取得問題」「JR高架下利用計画」等に対する市の考え方、方向性についての記載が無く大綱としては不完全である。何故記載がないのか。市民に説明すべきである。 ・市民の健康を守る、文化的な生活を行うべき場所の委託や有料化で、市民が住みにくい、魅力のない暮らしにくい市になるのではないか。 ・市民ニーズを迅速かつ的確に把握し政策に反映させる、業務の徹底した見直し、新たな市民ニーズの把握を行うとあるが、本当にこの通りの解釈で担当者は動いているのか。実際どのように、担当部、課に説明しているのか。具体的なやり方について指示をしているのか。 ・委託される業務とされない業務の判断はどのように行われているのか。 ・民間委託・公共的団体等に委託する、委託を検討する、委託を視野に入れると表現がいろいろ豊かだが、その違いがよくわからない。具体的には何を言わんとしているのか。 ・「協働」や「連携」の言葉だけでなく、どのように市民の参加を求めるのか。どのような組織、連携を作ろうとするのか。現状ではパブリックコメントにごく限られた市民が応募するのみであり、「対話の場」が無い。 ・各年度に配置した検討から検証に至るまで意図した裏づけがあるのだろうが、記載がないため、わからない。そもそも、各年度にひとつのサイクルが必要な理由もここからはわからない。 	
<p>実施項目の新規提案 (総意見数28件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の葬祭扶助に関しては、市が業者選定を行なうものとし、最安値の業者に発注するものとする。現在は価格の高い業者にも発注されている。(延べ意見数1件) ・事業仕分けの実施。平成22年度試行。23年度実施。無駄を省くだけでなく、市民参加で施策の優先順位を決め、決定のプロセスにも市民が参加して、事業仕分けを行うことが必要。(延べ意見数2件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案いただきました生活保護世帯の葬祭扶助の業者発注については、生活保護法、生活保護施行規則に基づくものであり、市が業者選定を行うことは現行法令上困難であると考えております。 ・ご提案いただきました事業仕分けについては、国で行われた事業仕分けの予算への反映など一定の評価を踏まえ、見直しの参考とさせていただきます、実施項目「No.7行政評価の充実」の中で検討したいと

		考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> 「地域主権」に対応するため、行革市民会議を発展的に解消し、自治体経営や民間企業経営に識見を有する者で「市政経営委員会」を設置する（毎月1回開催する）。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ご提案いただきました地域主権に対応するための市政経営委員会の設置については、既に庁内にあります小金井市地方分権検討連絡会との役割も重複することから、小金井市地方分権検討連絡会の見直しの参考とさせていただき、実施項目「No.4各種委員会、審議会の在り方の見直し」の中で検討したいと考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> トップマネジメントの強化のため、副市長は2人制とする。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ご提案いただきました副市長2人制については、小金井市副市長定数条例において1人となっているところであり、現在のところ定数の見直しを行う考えはございません。
	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の1%について、納付者自らが用途を指定できる制度を導入する。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ご提案いただきました個人市民税の1%の用途を指定する制度につきましては、NPO等の公的機関の支援を目指したものと考えますが、公平、平等の観点からの予算編成を考慮いたしますと、現時点では導入の考えはございません。
	<ul style="list-style-type: none"> 平和行事参加の旅費補助を廃止し、より多くの市民に還元される平和施策を構築する。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> この事業は、昭和57年4月1日に市議会で議決された「小金井市非核平和都市宣言」に基づき、小金井市から原爆被爆地である広島市へ市民の皆さんを派遣し、改めて核兵器の廃絶と平和の尊さについて認識を深めていただくことを目的に実施しているもので、今までに380人の方々に参加いただいております。 平和施策は様々ございますが、平和の大切さを次世代に繋げていくためにも、実際の被爆地に赴き、肌で感じてもらうことが大変重要かつ有益であると考えており、また、事業実施の積み重ねが大変有意義であるとも考えております。 ご提案の件については、今後平和施策全体を考えていく上で、貴重なご意見とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> 長期計画を空文化させないため、全項目に関して、毎年度、各課における取り組み状況を公表する。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ご提案いただきました長期計画の取組状況の公表について、重点プロジェクトを中心に施策マネジメントを考えており、全項目につき

		ましては後期基本計画策定の際に検証を行い取組状況を公表したいと考えております。
	・市庁舎内における職員団体の掲示物の掲示場所について適正化を検討する。現在は、市民が利用する窓口に掲示されている。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました職員団体掲示物については、庁舎内の掲示物全体を見直す中で適切に対応したいと考えております。
	・職員のメンタルヘルスに関して、さらなる充実を検討し、長期欠勤の防止を行なう。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました職員のメンタルヘルスに関しては、現在庁内で「メンタルヘルス対策小委員会」を立ち上げており、職員のメンタル予防策について、研修を行うなど対策を講じております。
	・市民会館などの会館級施設の音響システム、照明システムをレベルアップし、利用者満足度を向上させる。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました市民会館等の音響、照明については、今後も適正な維持・管理に努めていきたいと考えております。
	・フェスティバルコートを活用を積極的に検討する。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきましたフェスティバルコートの活用については、コミュニティ広場(フェスティバルコート)は、都市計画の地区計画で定められた地区施設であり、整備の方針では「地域の交流の場として、ふれあいや賑わいの空間を提供する。また、災害時においては緊急活動拠点としての役割を果たしていく」とし、地区整備計画で「その他の公共空地」として位置付けられています。この広場は、市の持ち分もございますが、多くの部分が民有地ですので権利者の意向によって調整すべき内容となりますが、都市計画で定められた位置付けに基づいて活用されるよう、関係者等と考えていきたいと考えております。
	・小金井市最大の観光資源である「桜」をコンセプトにしたまちづくりを推進する。都立公園で「夜桜」を観賞できるよう、市民団体と連携して、新たなイベントの構築を図る。(延べ意見数1件)	・小金井の有名な桜として小金井公園と名勝小金井さくらが挙げられます。特に名勝小金井さくらへの市民団体の取り組みを見ながら今後どう生かせるか研究したいと思います。また夜桜のライトアップについては経費、警備、近隣住民への問題もあり、現在までに検討をした経過はありません。
	・自動車のナンバープレートで「武蔵野ナンバー」の導入を検討する。武蔵野地域のブランド力の向上を目的とする。(延べ意見数1件)	・新たな地域名表示ナンバープレート(いわゆる「ご当地ナンバー」)については、現在受付は中断されています。また、所管する国土交

		<p>通省は導入した19のご当地ナンバーの導入効果、影響、自動車ユーザーの評価を一定期間見極めた上で改めて検討するとしてしています。そのような状況を踏まえ、「武蔵野ナンバー」については、地域住民の意識の盛り上がり、近隣市である武蔵野市の動向を踏まえ、対応を検討していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> バイク等のナンバープレートに、桜や緑をコンセプトにした小金井市独自のデザインを導入する。小金井市のブランド力の向上を目的とする。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ご提案いただきました原動機付自転車の小金井市独自のナンバープレートについては、増収効果の期待よりも、観光振興策あるいは地域振興策として期待するものと考えますが、他自治体での導入動向や地域振興策としての有効性等を加味いたしました方向性が定まることがあれば、研究課題としたいと考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル率No.1自治体を目標に設定する(現在はNo.2)。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 本大綱は概略を記載し、個々の詳細な内容については、計画を進める上で個別に行っていくものと考えております。ご提案いただきましたリサイクル率No.1の目標設定については、小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定の中で検討することと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 公租公課分以外も、中央線高架下の活用を検討する。たとえばドッグランなど。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ご提案いただきました中央線高架下の活用については、現在、東京都、JR東日本及び本市の3者でゾーニング案のすり合わせを含めて公租公課相当分の利用について協議を行っております。これ以外については、JR東日本の利用計画も踏まえながら、今後、検討し協議していきたいと考えております。
	<ul style="list-style-type: none"> ココバスをもっと便利に。唯一運行が行なわれていない市内北西地域にココバスの運行を検討する。また、貫井南町北部・西部への運行も検討する。(延べ意見数1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、ココバス運行5路線では年間100万人もの多くの市民の便利な足として定着をしている状況ですが、北東部循環では6年、他の路線も4年余りを経過し、現行ルートの問題点等の見直しが必要と考えています。運行開始当初は、いわゆる市内の交通不便地域を解消すべく計画を進めてまいりましたが、現行の5路線ではほぼ解消したと考えています。また、新路線の要望等につきましては、各路線とも運行開始時に道路の問題は警視庁や小金井警察署と様々協

		議を重ね、また、路線バスとの関係も考慮して現在の路線が設定されたことを考えると、新路線の問題はかなり難しい課題だと考えております。
	・学校行政に関して。柔道着などの教材購入で、保護者負担の軽減措置を講じる。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました学校における保護者負担の軽減策については、教育委員会並びに各学校努めているところです。授業で使用する柔道着につきましては、原則公費負担と考えております。その他につきましては受益者負担という原則の中で軽減措置を講じていきたいと考えています。
	・清里山荘の利用者の拡大を図る。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました清里山荘の利用拡大については、新年度事業開始前に、指定管理者と協議しているところであり、来年度は平日の指定日にシャトルバスの運行を実施したいと考えております。
	・小中学校などの同窓会運営を支援する(いったん転出した市民の小金井へのカムバックを期待して)。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました小中学校の同窓会運営については、個人情報保護の観点からも慎重な対応をしなければならないと考えており、今後の研究課題とさせていただきます。
	・滄浪泉園隣接地は、一部の市民が使用するのではなく、多くの市民が利用できる施設を導入する。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました滄浪泉園隣接地の活用については、環境に配慮しつつどのような活用が適切かも含め今後の検討課題と考えております。
	・市議会議員選挙の選挙公報の、候補者一人あたり掲載スペースの拡大を図る。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました選挙公報については、小金井市長選挙と小金井市議会議員選挙の2選挙を小金井市選挙管理委員会が所管し作成しています。掲載スペースにつきましては、立候補予定者が7人を超える場合には、現行1面6人を1面4人に見直ししたいと考えております。
	・中間処理場管理棟の会議室の活用。(延べ意見数1件)	・ご提案いただきました中間処理場管理棟の会議室の活用については、当該建物はまちづくり交付金を利用して建築しましたが、まちづくり交付金の性質上、会議室として利用する建物の建設はできませんでした。従いまして会議室としての利用はできませんが、中間

		処理場の見学や環境（特にごみ）問題に関する研修の場としての利用ができますので、より多くの方にご利用いただけるよう市報等を通じてPRに努めてまいります。
	・庁用自動車とバイクは、電気自動車、電気バイクに順次変更。（延べ意見数1件）	・ご提案いただきました庁用自動車、バイクについては、電気自転車等の導入を含め環境にやさしい庁用車の活用を考えております。
	・事業系ごみ袋、家庭用ごみ袋は、地球温暖化防止仕様のもとし、また、流通に関しては、市内の公共的団体の活用を検討。（延べ意見数1件）	・本大綱は概略を記載し、個々の詳細な事項については、計画を進める上で個別に行っていくものと考えております。ご提案いただきましたごみ袋については、大綱に記載する内容ではないと考えます。
	・市民が責任と役割を担い、市民自治を進めていくには、情報や会議など常時市民が活動できるような拠点を設置する事が重要です。小金井市の「まちづくり推進課」が市役所に有りますが市民協働の機能が果たされていません。ぜひ市民協働の拠点をつくることを明記して欲しい。（延べ意見数1件）	・ご提案いただきました市民協働の拠点については、平成22年度に市民参加で「市民協働のあり方等検討委員会」を立ち上げる予定となっております。当該委員会からの意見を踏まえ、拠点の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。
	・全小学校校庭芝生化の早期実現。休み時間に芝生の校庭で遊べるように。維持は、児童と住民の協力体制でできる仕組みを検討する。（延べ意見数1件）	・ご提案いただきました校庭芝生化については、芝生の維持管理を適切に行うことが重要であり、多額の経費がかかることから、市の財政負担を軽くするために、東京都の補助金を活用して取り組む必要があります。東京都の補助金を利用するためには、芝生の維持管理にあたってのボランティア組織があることが、補助要件の一つとなっています。今後の校庭芝生化の取組みについては、地域コミュニティの形成に資することもできることから、都の補助金を活用しながら実施することを基本として、財政フレームの計画的な推進に合わせて、取り組んでいきたいと考えております。
その他ご意見について (総意見数31件)	<p>庁舎に関して。（延べ意見数6件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース庁舎に年間4億もの莫大な市民の税金が湯水のように無駄になっているのは、全国でも小金井市だけではないか。弱者にしわ寄せをする第3次行革に反対。 ・市庁舎建設場所の決定に際しては、コストのかからない立地・施設を優先すべきである。 ・リース庁舎を解消する。高額な賃料や共益費の支払いをなくす。場合によっては、一時 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大綱では他市等と関連すること、対応中の案件などは、実施項目として想定していないことから、ご意見いただきました市の庁舎、（仮称）市民交流センター、ごみ処理施設、再開発、道路について記載しておりません。いただきましたご意見については本大綱で実施項目として掲げるのではなく、各個別の計画の中で対応する際の

	<p>的にプレハブ仮設庁舎の使用も検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前庁舎建設は多大な税金の投入になる。この計画をやめ、ジャノメ工業跡地に早く建設し、第二庁舎の賃借料をなくすこと。 ・役所の新庁舎より子ども優先の社会を考える時期では。 ・市庁舎等にかかる費用（賃料や建築費・土地代）は可能な限り節約。 	<p>参考意見として活用させていただきたいと思います。</p>
<p>(仮称) 市民交流センターに関して。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 市民交流センターに関しては、取得せず、従前の資産相当額(約2.6億円)を現金で回収する。それを原資として、文化ホールはジャノメミシン跡地に安価に確保すべきである。 		
<p>ごみ処理施設・ごみ行政に関して。(延べ意見数3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新ごみ処理施設に関しては、非焼却方式の導入をめざす。 ・二枚橋用地は現実に獲得が困難と思われる。国分寺との共同処理から、三多摩の他市での共同処理の方向を検討すること。ごみ処理委託料の減少をはかるため、分別の徹底と生ごみの別途収集と処理を検討すること。 ・ゴミ処理に関して、長期的視点を持つこと。予断を持たずに全ての可能性を常に検討する。 		
<p>再開発に関して。(延べ意見数3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小金井駅南口再開発(第2地区)に関しては、民間需要で事業成立を図るものとし、大型のハコモノ建設は見送って公共投資を抑制すべきである。 ・身の丈に合った南口再開発を。 ・市民のための小さなサービスを削るのではなく、武蔵小金井駅南口再開発予定第二地区や武蔵小金井駅北口再開発予定など大きな無駄をこそ止めるべき。 		
<p>道路について。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二つの道路拡張に3.6億円もの巨費を投入する予定。市税の無駄使いをやめよ。 ・幅員の狭い道路や、児童通学路の車両通行量を減らす方策の実施(一方通行化、ボンエルフ(狭窄・ハンプ・クランク等による低速化)車歩分離の徹底が可能なエリアは、車 		

	<p>歩分離をしっかりとる。本来、道路交通法で禁止されている「路側帯の通行」をせざるを得ない道路は、可能な限り通行量を減らすべきである。</p>	
	<p>人件費について。(延べ意見数2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市の人件費が高いが、全体的に今いる正規職員の給料を少し減らす事は出来ないのか。 ・世の中の状況や市の財政状況に応じて、職員の給与の調整をもっとすべき。永続的な雇用が保証されない環境が一般的になってきている中で、終身雇用を保証することの価値は大きい。その分、給与レベルは下げても、職としての魅力はバランスする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案いただきました人件費、職員給与については、見直しの参考とさせていただきます、大綱の記載について実施項目「No.4 1 人事制度の改善」を「人事・給与制度の改善」と修正し、その中で検討したいと考えております。
	<p>職員給与について。(延べ意見数4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域手当の支給について。国基準以下に抑制する。平成22年度実施。 ・給料体系について。都表を適用。また現業職の給与を適正化する。平成22年度実施。 ・ボーナスは、期末手当と勤勉手当の割合を1：1とする。 ・ボーナス(勤勉手当)に関して、「半年に34日以上勤務」の場合にも日割り計算を導入。平成22年度実施。 	
	<p>職員定数について。(延べ意見数1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員定数条例は実態に合わせて毎年改正。なお、条例に、後年度の定数削減目標数値を掲げ、その実現の努力義務規定を明記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、定数条例は再任用職員の人事配置、派遣職員の人数など数値が流動的なためある程度のゆとりを持った定数を定めております。実態に合わせて毎年改正することは、数値が流動的なため困難と考えております。また定数条例の位置付けとして定数の限度を定めるものと解しております。
	<p>その他市政への要望。(延べ意見数9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の小金井市、将来の日本のためにも人間が人らしく生き生きと生きていけるように、ぜひ子ども達が健やかに大きくなっていけるように福祉へ投資して下さい。 ・こきんちゃんの主張のようにこどもが元気になる市にしてください。 ・引きこもりの問題については、市役所に相談窓口など作ってほしい。 ・安心して働ける環境を作ってほしい。 ・安心して子育てが出来る市になるように切望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただきましたご意見については、本大綱の実施項目の取組に限らず見直しの参考とさせていただきます。

	<ul style="list-style-type: none">・子供にかかる予算を減らすべきではない。・若い人が「安心して」子供を産み育てられる環境を作ること。・人を育てる、コミュニティを作る、といった人にかかわる業務は、簡単に経費削減してはならない。予算をかけるべきところである。	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第3次行財政改革大綱への行財政改革市民会議からの意見について

	意見の要点	対応
1	<p>○これまでの取組と成果について</p> <p>単に他市と数値的競争をすることが行財政改革の本来の目的ではない。しかし、ヤードスティック競争は、行政に効率向上を促す有効な手段であることは、国内外で広く認められているところであり、その積極的な活用を図るべきである。</p>	<p>引き続き、他市と様々な指標（人件費比率や職員一人当たり人口等）を比較し、その要因を分析し必要な方策を講じていきたいと考えております。</p>
2	<p>○市役所の体質改善・強化</p> <p>市役所は、事業の主な対象である社会や市民としっかり向き合う動機に乏しい。また、タテ割り行政組織の中にあっては、総合的な判断を下す機会に乏しく、部分最適に陥る恐れが少なくない。</p> <p>この状況を覆し、市役所の体質改善・強化を進めるためには、個々の事例をあげつらう前に、地方行政トップが指導性を発揮し、市役所の職員個々自らの使命を問いただすとともに、市民が健全な批判を下し、かつ協力を惜しまないことが必要不可欠である。</p>	<p>市役所の体質改善・強化のために、民間と行政のコスト比較の徹底、職員を活性化させる人事考課制度の導入、組織のフラット化、部局単位の部分最適化から市として全体最適化を図る方策の導入等を検討していきたいと考えております。</p>
3	<p>○小金井市の独自性発揮について</p> <p>本市として独立した展望を持ち、充実すべき施策部分をしっかりと充実させる必要がある。例えば、「教育・環境・福祉」に政策の力点を置</p>	<p>特定の政策を他市よりも充実させるためには、財政的な余裕を確保する必要があり、そのためにも行財政改革を進めていきたいと考</p>

	<p>き、小金井に住みたい、住み続けたいと思う人を増やし、それがまちの発展につながり、ひいては税収の増加につながる。</p> <p>そうした独自性を出すためにも、行財政改革を進め、市としての体力、財政的な裕度を付けていく必要がある。</p>	<p>えております。</p>
4	<p>○職員数の適正化について</p> <p>小金井市の行政改革上の最大の眼目は要員管理、人件費管理である。定年退職者が多い期間に新たな人事政策を樹立し、定年退職者を安易に採用、補充しないなどのルールを樹立すること。</p>	<p>定年退職者が多い期間に、職員を削減できる改革を行いたいと考えております。第3次行財政改革大綱では、平成23年度から平成28年度までに64人の減員を計画しております。</p>
5	<p>○公共サービスの質の向上とコストの引き下げについて</p> <p>第3次大綱では、「市民協働」「公民連携」が強調されている。これを契機に、「民間が市よりも低コストで同等以上の品質サービスを提供できるものに限り委託する」との発想から、「市が民間よりも低コストで同等以上の品質サービスを提供できるものに限り市の業務として維持する」という発想の転換が「行政経営」には必要である。</p> <p>例えば、保育所、児童館、図書館について、市民要望に基づき開所時間、会館時間の拡大などはサービス業として当然行うべきことであり、仮に様々な理由でそのような対応ができないのであれば、その業務は直営サービスからは除外すべきと考え、新たな実施主体を検討すべきである。また、民間委託・民営化に際し、官製ワーキングプアを生みだすことがないように、かつ市民が納得できるサービスが得られるよう、良好な勤務条件を保障すること。同時に、</p>	<p>「市民協働」「公民連携」を推進する一環として、市民、NPO、企業等の優れた能力を事業の運営に取り入れ、コスト削減や市民サービスの向上を目指したいと考えております。また、委託や民営化をする場合には、市民サービスの質と安定的な労働環境の確保の観点から、受託者に適切な労働条件に配慮を求めるとともに、監査体制の整備にも努めていきたいと考えております。</p> <p>インセンティブ予算については、期間を定めるなどのルール化を図りたいと考えております。</p>

	<p>短期契約は受託者の業務運営能力を維持強化する妨げとなりやすく、市民の利益を損ないかねない。一者随契を極力避けると同時に、各事業に適した安定的な契約期間を設け、かつ早い時期から時期の見通しが立つようにするなど、受託者と市民の立場を考えた運営が望まれる。</p> <p>最後に、民間委託等によって生みだした財源を同じ分野の事業の充実に充てるといった「インセンティブ予算」は、確かに意義はあるが、一定期間経過後は、全体予算の中に組み込むよう見直しを行い、あくまで市財政を一体として考えるべき。</p>	
6	<p>○「No.2 市税完納の資格要件化」について</p> <p>「研究する」となっているが、当然のことなので表現を見直すべき。</p>	<p>「No.2 市税完納の資格要件化」では「市からの給付・あっせん等各種行政サービスの享受、工事・物品納入業者の選定等の資格要件に市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）の完納を加えることについて研究する。」となっておりますが、「検討する。」に修正いたします。</p>
7	<p>○「No.5 6 自動交付機の導入」について</p> <p>自動交付機は高額であること。また、これを導入しても職員数を見直すことは難しいといった考えがあるようだが、市業務の機械化・電子化と職員数見直しは常にセットで考えるべき。</p>	<p>「No.5 6 自動交付機の導入」については、正規職員を1人削減するように財政効果と職員削減の欄を修正いたします。</p>
8	<p>○「No.6 4 高齢福祉業務の見直し」について</p> <p>高齢福祉業務の緊急通報システム、友愛活動事業等は社会福祉協議会の事業と性格が類似しているため、委託が可能と考える。</p>	<p>「No.6 4 高齢福祉業務の見直し」では、「ひと声訪問事業、老人福祉電話事業、高齢者緊急通報システム事業、友愛活動事業等を公共的</p>

	<p>高齢福祉業務の委託については、委託する事業の最後に「等」とあるが、委託予定のものは全て明記したほうが市民としては安心できる。</p>	<p>団体に委託する。」としております。これは、明記した事業以外にもまとめて委託することにより効率性や利便性が向上するものについては合わせて検討したいと考えておりますので、現行の表記のままとさせていただきます。</p>
9	<p>○「No.68 保育業務の見直し」</p> <p>保育サービスの質を向上させ、子育て世代の信頼を勝ち取ることは、市の福祉水準を上げるだけでなく、担税能力の高い市民を確保することにもつながる。</p> <p>一方、私立と市立の保育園を比較すると市立の行政コストは高く（試算値：園児1人当たり年間200万円程度）、改善の余地は大きいと考える。また、保育サービスの向上、行政コストの抜本的な効率化のためには、市立保育園の民営化を図るべきである。できるだけ早い時期に民営化の時期・規模等の方向性を明確にし、退職者の補充は民間委託や非常勤嘱託職員化するとともに、保育関係職員の「任用換え」等の措置を督励すべき。民営化に向けて親の安心・賛成につながるよう、保護者との十分な話し合い、情報公開など、行政の努力が求められる。</p>	<p>「No.68 保育業務の見直し」では、「市民サービスの充実を図るため、順次民間委託や公共的団体等に委託する。」となっており、保護者等と十分な協議をして理解を得ながら委託や民営化を進めたいと考えております。</p>
10	<p>○「No.70 学童保育業務の見直し」</p> <p>民営化を推進することによって、保護者からの希望が強い、保育時間延長、学休日の開所の検討、障害児の入所拡大、帰宅時の安全確保等を進めるとともに、コスト削減などを追求すべきである。</p> <p>民営化の前段として、保育園職員を含め、総合的な要因の管理・運用を行うべきである。</p>	<p>「No.70 学童保育業務の見直し」では、「市民サービスの充実を図るため、順次民間委託や公共的団体等に委託する。」となっており、保護者等と十分な協議をして理解を得ながら委託や民営化を進めたいと考えております。</p>

11	<p>○「No. 7 1 児童館業務の見直し」</p> <p>先に1館が民間委託され、成功裏に運営されていることもあり、早急に順次委託すべき。児童保育所は児童福祉審議会、児童館は児童館運営審議会というように審議会まで分業されており、総合的に審議する機会が失われやすいので、改善すべきである。</p>	<p>「No. 7 1 児童館業務の見直し」では、「市民サービスの充実を図るため、順次民間委託や公共的団体等に委託する。」となっており、委託化を進めていきたいと考えております。</p> <p>審議会等の分業については、「No. 4 各種委員会、審議会の在り方の見直し」の項目の中に、「目的が重複している会の統合や」を加え「各種委員会、審議会について、目的が重複している会の統合や、委員報酬の適正化、必要性・市民参加条例で定める基準の順守などの定期的検証を行うための方策を検討する。」として対応いたします。</p>
12	<p>○「No. 7 4 公民館業務の見直し」</p> <p>公民館は終戦後に民主主義の啓蒙のためとして創設されたが、市民の知識水準・成熟度は当時に比べはるかに上がっており、市役所が音頭を取って文化的な事柄を啓蒙する必要性は今や皆無である。コミュニティセンター化も視野に入れた公民館制度の脱皮に踏み込み、運営の民営化、市民による自主運営化を進めるべきである。</p>	<p>「No. 7 4 公民館業務の見直し」では、「公民館業務を一部委託化し、公民館本館のセンター化を検討する。」となっており、業務の効率化を図っていきたいと考えております。</p>

小金井市行政評価について

1 行政評価システムとは

行政評価システムとは、前年度に実施した市役所の行政活動（施策・事務事業）を何らかの統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その行政評価結果に基づき施策・事務事業の問題点・課題を明らかにし、継続的な改善に取り組む一連の活動を指します。

2 行政評価システムで目指す効果

- (1) 政策・施策・事務事業の質の向上
- (2) 効率的な財政運営
- (3) 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の遂行
- (4) 総合計画の実効性（実現性と有効性）の確保
- (5) 職員の意識改革と能力向上

3 評価方法

「第 1 次評価」：事務事業評価シートに基づく事務事業の所管課による自己評価

「第 2 次評価」：第 1 次評価を実施した事務事業のうち必要なものについて、第 2 次評価チームが第 2 次評価を実施。第 2 次評価チームは、市役所の課長職者及び課長補佐職者で構成。第 2 次評価の実施に際しては、事務事業の所管課から第 1 次評価の結果について、説明や意見をヒアリング。

「第 3 次評価」：第 2 次評価を実施した事務事業のうち必要なものについて、行政評価会議において第 3 次評価を実施し、事務事業の最終的な改善案を策定し、市長に提案。行政評価会議は、市役所の部長職者で構成。

4 実施状況

平成 15 年度	行政評価システム導入に向けて外部コンサルタントに支援業務を委託（～平成 19 年度で終了）		
平成 16 年度	行政評価試行		
平成 17 年度	本格実施開始		
	第 1 次評価実施数	第 2 次評価実施数	第 3 次評価実施数
	371 事業	左記の内 149 事業	左記の内 11 事業
平成 18 年度	第 1 次評価実施数	第 2 次評価実施数	第 3 次評価実施数
	458 事業	左記の内 82 事業	左記の内 8 事業
平成 19 年度	第 1 次評価実施数	第 2 次評価実施数	第 3 次評価実施数
	235 事業	左記の内 56 事業	左記の内 6 事業
平成 20 年度	第 1 次評価実施数	第 2 次評価実施数	第 3 次評価実施数
	105 事業	左記の内 46 事業	左記の内 6 事業
平成 21 年度	第 1 次評価実施数	第 2 次評価実施数	第 3 次評価実施数
	101 事業	左記の内 40 事業	左記の内 3 事業

平成21年度事務事業評価シート<その1> (評価対象:平成20年度事業)

部課係	子ども家庭部保育課保育係	課長名	小野 朗
-----	--------------	-----	------

【基本情報】

事務事業名	公立保育園運営事業	事務事業NO	385
種 別	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト <input type="checkbox"/> 窓ソフト <input type="checkbox"/> 施設の管理・運営 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> ハード <input type="checkbox"/> 内部管理 <input type="checkbox"/> その他		
根拠法令等	児童福祉法、保育園条例		
実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託(□公共的団体 □民間) <input type="checkbox"/> 全部委託(□公共的団体 □民間)		
共通課題	<input type="checkbox"/> 環境関連 <input type="checkbox"/> 男女共同参画関連 <input type="checkbox"/> 情報化関連 <input type="checkbox"/> 市民協働関連 実施期間 S43 ~ 継続		

【総合計画における位置づけ】

レベル1(柱)	レベル2(施策)	レベル3	レベル4
安心してらせる生きがいの あるまち(福祉と健康)	子ども家庭福祉	地域の子育ち・子育て環境の充 実	地域での学びの環境整備

【予算事業】

①事業名	保育園運営に要する経費				
款・項・目・大事業・(中事業)	30204	会計区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	決算額(円)	72,414,926
②事業名					
款・項・目・大事業・(中事業)		会計区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	決算額(円)	
③事業名					
款・項・目・大事業・(中事業)		会計区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	決算額(円)	

【事業概要】

事業の対象	児童福祉法第24条により保育の実施を要する乳児、児童
事業実施の手段・方法	児童福祉法の規定に基づく認可施設として、児童福祉施設最低基準を上回るため、適切な人員を配置、給食の提供等、保育環境の整備等に努める。
事業の目的	保育園に入所している児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されること。

【事業結果・事業計画】

平成19年度に実施した事業内容	健全な心身の発達を図るため、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整備した。
平成20年度に実施した事業内容	健全な心身の発達を図るため、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整備した。
平成21年度に計画している事業	健全な心身の発達を図るため、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整備する。

【総コスト指標】(単位:千円) ※ :自動計算のセルのため、入力不要。

		平成19年度	平成20年度	平成21年度(計画)
歳出	事業費(決算額) ①	73,896	72,415	
	当初予算額	72,949	76,222	78,809
	決算額	73,896	72,415	
	人件費合計 ②	1,089,363	1,095,778	1,089,499
	一般職員工数(人/年)	114.65	114.65	114.65
	一般職員人件費	1,054,780	1,054,780	1,054,780
	再任用職員人件費	6,191	10,705	7,335
嘱託職員人件費	28,392	30,293	27,384	
事業に要する総コスト ①+②	1,163,259	1,168,193		
歳入	使用料・手数料の合計 ③	0	0	0
	使用料・手数料以外の合計 ④	258,816	235,930	231,979
	市収入等合計 ③+④	258,816	235,930	231,979

平成21年度事務事業評価シート<その2> (評価対象:平成20年度事業)

【実施義務・効率性・優先度】

検証項目	○	検証基準
① 実施義務	○ 5	法律で実施することが義務付けられている。
	4	法律で任意での実施が規定されている。
	3	法律での規定はないが、条例で実施することが規定されている。
	2	法律・条例での規定はないが、規則・要綱等で実施が規定されている。
	1	法律・条例・規則・要綱等で実施が規定されていない。
② 効率性	5	既に他の実施主体(民間業者等)を全面的に活用し、コスト低減や効率化に取り組んでいる。
	4	既に他の実施主体(民間業者等)を一部活用し、コスト低減や効率化に取り組んでいる。
	○ 3	市直営の中で具体的なコスト低減や効率化に取り組んでいる。
	2	コスト低減や効率化の検討は行ったが、実施は難しい。
	1	コスト低減や効率化の検討は特に行っていない。
③ 優先度	○ 5	他の事業を休止してでも優先して実施する必要がある。
	4	今後しばらくの間、継続して実施する必要がある。
	3	どちらかといえば実施したほうがよい。
	2	事業開始時と比較すると実施意義が低下している。又は目的が概ね達成されている。
	1	事業開始時と比較すると実施意義が大きく低下している。又は目的が達成されている。

【指標データ】

		指標	単位	値	19年度	20年度	21年度	
指標1	活動量	名称	子育て相談の市報掲載件数	回	目標値	4.0	4.0	4.0
		説明	子育て相談の開催のお知らせを市報に掲載した回数		実績値	4.0	4.0	
	成果	名称	子育て相談件数	件	目標値	70.0	80.0	90.0
		説明	保育園に在籍していない児童の親を対象に子育て相談を実施している。		実績値	75.0	92.0	
指標2	活動量	名称	園庭開放の市報掲載件数	回	目標値	4.0	4.0	4.0
		説明	園庭開放の日程を市報に掲載した回数		実績値	4.0	4.0	
	成果	名称	園庭開放の日数	日	目標値	500.0	450.0	350.0
		説明	園庭を開放した日数。耐震工事の為、20・21年度は共に5園中1園未実施。		実績値	546.0	488.0	

【第1次評価】(事業担当課による分析・自主評価)

問題点・課題等とそれに対する改善策等	
<p>時代のニーズにあった多様な保育サービスの提供と一層の質の向上を積極的に進めていくことと共に、成果向上を図らなければならない。同時に、公立としての良さをより明確にしていく必要もある。そのためには、保育園運営において、経営感覚をもって業務にあたり、第三者評価制度の活用やコスト意識を高めることにより、自己採点を行いながら、保育の質の向上や改善に取り組んでいく。</p>	
<p>今後の方針 (活動量:今後の活動量の方針) (予 算:平成21年度と比較した平成22年度の方針)</p>	
活動量	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 委託化 <input type="checkbox"/> その他()
予 算	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他()

【第2次評価】(他課の管理職者による評価)

1次評価及びヒアリングを踏まえた2次評価	
<p>保育所運営に関しては、児童福祉法改正後、従前の社会福祉法人に加え、民間企業等も保育所の設置者たりうることが可能となった。これに併せ、市町村の設置する保育所に対する国、都が負担していた運営費が削減され、公立保育所の運営にかかる市町村の負担は増している。</p> <p>このような状況において、公立保育所を運営する意義を見出すためには、費用対効果を充分検証して、公立であることのメリットを、合理的に説明できることが求められることは必至である。</p> <p>そのためには、保育所1施設当たりの総コストを民間保育所と比較し、職員にかかる人件費、園児に必要な事業費、その総コストに対する割合等調査し、さらに、利用者の満足度についても把握する必要があると考えられる。この際、設置者が行うアンケート調査等では、利用者から率直な意見が聴取できるとも限らず、経営面、サービスの充足面等多角的に客観的かつ公正な評価をえるためには、予算を拡大してでも福祉サービス第三者評価を導入していくべきである。</p> <p>また、他市における同様のサービスについても調査を行なうことが効果的であるとする。</p>	
今後の方針 (活動量:今後の活動量の方針) (予算:平成21年度と比較した平成22年度の方針)	
活動量	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 委託化 <input type="checkbox"/> その他()
予算	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他()

【第3次評価】(庁内部長職者で構成する行政評価会議による評価)

1次評価及び2次評価を踏まえた3次評価	
今後の方針 (活動量:今後の活動量の方針) (予算:平成21年度と比較した平成22年度の方針)	
活動量	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 委託化 <input type="checkbox"/> その他()
予算	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 現状 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他()

行財政改革市民会議による外部評価の実施について

【事務局案】

1 評価事務事業の選定

行政評価事務事業の中から選定。選定方法は次の 2 つが考えられます。

平成 22 年度行政評価の大きなテーマは補助金関係の事務事業となります。

- ・事務局による事業選定
- ・市民会議による事業選定

2 評価方法

- ・ 5 名ずつ 2 班に分かれ、班ごとに評価を行う。
- ・各班に事務局が 1 人ずつ入り、司会進行を行う。
- ・説明要員として事務事業担当課の職員が説明要員として出席。

3 評価時間について

- ・ 1 事業当たり、質疑・交代時間等を含めて 40 分を考えております。
- ・ 1 班で 4 事業程度評価していただくと、概ね 3 時間～ 4 時間。

平成22年度一般会計 負担金・補助金等一覧

(単位：千円)

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
1 議 会 費		9,650	9,664	△ 14
	政務調査費	8,640	8,640	0
	議長会負担金	916	930	△ 14
	三多摩上下水及び道路建設促進協議会負担金	40	40	0
	関東市議会議長会総会出席者負担金	7	7	0
	東京都北多摩議長連絡協議会負担金	10	10	0
	全国都市問題会議出席者負担金	20	20	0
	全国都市問題会議出席者負担金	10	10	0
	関東市議会議長会総会出席者負担金	7	7	0
2 総 務 費		36,227	35,694	533
	東京都市公平委員会負担金	1,237	1,240	△ 3
	東京市町村総合事務組合負担金（職員研修負担金）	6,590	6,679	△ 89
	その他研修負担金	1,556	1,613	△ 57
	地方行財政調査会負担金	378	378	0
	小金井防火管理研究会費	7	7	0
	市長会負担金	2,595	2,642	△ 47
	全国都市問題会議負担金	20	20	0
	官公署等連絡協議会負担金	12	12	0
	世界連邦宣言自治体全国協議会負担金	13	13	0
	原水爆禁止運動団体補助金	30	30	0
	メーカー等補助金	120	120	0
	東京市町村総合事務組合負担金（管理運営費負担金）	2,211	2,384	△ 173
	小金井警察署防犯協会補助金	270	270	0
	地方自治情報センター会費	180	180	0
	東京電子自治体共同運営協議会負担金	336	390	△ 54
	電子調達経営事項審査データ負担金	101	101	0
	電子調達コリンズデータ負担金	8	8	0
	日本広報協会会員分担金	42	42	0
	日本司法支援センター運営費補助金	150	150	0
	多摩東人権擁護委員協議会分担金	230	228	2
	「平和行事」参加の旅補助金	363	363	0
	日本非核宣言自治体協議会分担金	60	60	0
	国内研修事業参加補助金	19	22	△ 3
	緊急一時保護施設運営費補助金	100	100	0
	こがねい市民討議会2009運営費補助金	0	700	△ 700
	四市行政連絡協議会負担金	40	50	△ 10
	学術・文化・産業ネットワーク多摩負担金	100	100	0
	民間集会施設等助成金	859	859	0
	小金井三宅島友好協会補助金	900	900	0
	NPO法人小金井市文化協会補助金	650	650	0

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	小金井薪能補助金	500	500	0
	市民まつり実行委員会補助金	11,900	11,900	0
	市民まつり実行委員会事務局費補助金	2,050	2,050	0
	東京多摩公立文化施設協議会負担金	15	15	0
	東京都市固定資産評価審査委員会審査事務協議会負担金	13	13	0
	東京税務協会分担金	56	56	0
	地方税電子化協議会会費	110	110	0
	地方税電子化協議会事務運営費分担金	72	72	0
	地方税電子化協議会システム運用関係費分担金	230	230	0
	地方税電子化協議会国税連携関係費負担金	312	0	312
	地方税電子化協議会運用関係費負担金	1,406	0	1,406
	年末調整説明会会場使用料分担金	0	6	△ 6
	資産評価システム研究センター会費	90	90	0
	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	5	5	0
	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会北多摩支部負担金	2	2	0
	東京都外国人登録事務協議会分担金	14	14	0
	全国市区選挙管理委員会連合会分担金	38	38	0
	全国市区選挙管理委員会連合会東京支部分担金	5	5	0
	東京都市選挙管理委員会連合会負担金	77	77	0
	東京都市明るい選挙推進協議会連合会負担金	5	5	0
	東京都市選挙管理委員会連合会先進市視察研修負担金	40	82	△ 42
	東京都市統計協議会負担金	10	10	0
	東京都統計協会負担金	20	20	0
	全国都市監査委員会負担金	42	45	△ 3
	関東都市監査委員会負担金	12	12	0
	東京都市監査委員会負担金	26	26	0
3 民 生 費		1,106,523	972,398	134,125
	東京都民生児童委員連合会負担金	605	470	135
	全国民生委員児童委員連合会負担金	59	59	0
	社会福祉協議会運営補助金	78,503	78,518	△ 15
	小金井市保護司会補助金	100	100	0
	北多摩地区保護観察協会負担金	780	777	3
	福祉団体補助金	1,458	1,628	△ 170
	地域福祉推進事業補助金	10,000	10,000	0
	福祉サービス第三者評価受審費補助金	1,800	3,300	△ 1,500
	在日外国人等高齢者・障害者福祉給付金	120	240	△ 120
	心身障害者（児）通所訓練等事業補助金	32,704	32,704	0
	心身障害者（児）指導訓練等民間施設助成事業補助金	1,080	1,920	△ 840
	太陽のひろば補助金	84	84	0
	リフトタクシー運行事業補助金	4,360	4,360	0
	障害者高齢者移送サービス事業補助金	5,000	5,000	0

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金	56,415	57,165	△ 750
	精神保健福祉ボランティア育成費補助金	108	108	0
	小規模作業所等新体系移行支援事業補助金	19,523	18,582	941
	通所サービス利用促進事業補助金	3,000	0	3,000
	老人クラブ補助金	5,063	5,068	△ 5
	老人クラブ連合会補助金	3,540	3,540	0
	つきみの園建設費借入金償還金等補助金	44,998	45,070	△ 72
	特別養護老人ホーム建設費補助金（清雅苑）	9,000	9,000	0
	特別養護老人ホーム建設費補助金（麦久保園）	6,750	6,750	0
	桜町高齢者在宅サービスセンター建設費借入金償還金等補助金	0	21,063	△ 21,063
	（社）小金井市シルバー人材センター事業費補助金	41,870	43,894	△ 2,024
	（社）全国シルバー人材センター協会賛助会員会費	50	50	0
	おとしより入浴事業補助金	315	315	0
	社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業補助金	448	400	48
	サービス提供者利用者負担軽減制度事業補助金	105	94	11
	三市運営協議会負担金	30	30	0
	小金井にし地域包括支援センター整備等補助金	3,354	3,204	150
	介護予防支援事業者補助金	0	9,482	△ 9,482
	地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金	0	30,000	△ 30,000
	認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備費補助金	0	2,600	△ 2,600
	青少年健全育成地区委員会補助金 地区活動補助金	1,680	1,680	0
	ボランティア保険加入補助金	117	114	3
	子供会育成連合会補助金	1,400	1,400	0
	子供会指導者安全会加入補助金	91	91	0
	青少年健全育成地区委員会管外研修会負担金	5	5	0
	民間保育所補助金	484,098	428,588	55,510
	民間保育所改修費等補助金	85,638	0	85,638
	民間保育所賃借料補助金	8,400	0	8,400
	保育室・家庭福祉員補助金	7,033	6,535	498
	保育室等保護者助成金	15,832	14,904	928
	民間保育所等非常通報装置整備事業補助金	900	600	300
	特別保育事業補助金	8,640	5,940	2,700
	産休等代替職員費補助金	1,506	2,431	△ 925
	保育対策等促進事業補助金	4,410	4,460	△ 50
	認証保育所運営費等補助金	134,646	94,835	39,811
	認証保育所運営費等補助金（開設準備経費）	13,000	13,000	0
	認定こども園運営費等補助金	2,205	455	1,750
	東京都公立児童厚生施設連絡協議会分担金	24	24	0
	公立保育園災害医療費実費補助金	0	8	△ 8
	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	226	226	0
	東京都社会福祉協議会負担金	139	56	83

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	小金井市社会福祉協議会負担金	10	10	0
	東京都市立心身障害児（者）施設協議会負担金	15	15	0
	母子家庭自立支援教育訓練給付金	150	150	0
	母子家庭高等技能訓練促進費	5,126	1,286	3,840
	日本国民年金協会負担金	10	10	0
4 衛 生 費		392,939	452,755	△ 59,816
	保健衛生事業協力補助金 小金井市医師会	1,500	1,500	0
	保健衛生事業協力補助金 小金井歯科医師会	1,200	1,200	0
	口腔衛生週間行事補助金	850	750	100
	献血推進協議会補助金	300	300	0
	昭和病院組合負担金	67,904	86,605	△ 18,701
	武蔵野赤十字病院小児救急医療体制負担金	3,000	3,000	0
	東京都11市予防接種対策協議会負担金	1	10	△ 9
	光化学スモッグ被害者見舞金	6	6	0
	環境市民会議補助金	600	600	0
	雨水貯留施設設置補助金	300	300	0
	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	5,750	0	5,750
4 衛 生 費	東京都市公害事務連絡協議会負担金	10	10	0
	グリーン購入ネットワーク参加負担金	10	10	0
	野川流域環境保全協議会負担金	30	30	0
	多摩川流域協議会分担金	0	50	△ 50
	全国都市清掃会議負担金	104	104	0
	全国都市清掃会議関東地区協議会負担金	3	3	0
	三多摩清掃施設協議会負担金	5	5	0
	環境再生保全機構賦課金負担金	568	0	568
	北一会館運営交付金	2,695	2,695	0
	東京たま広域資源循環組合負担金	260,498	253,184	7,314
	事業系廃棄物積替施設運営負担金	8,651	0	8,651
	二枚橋衛生組合分担金	0	42,261	△ 42,261
	生ごみ減量化処理機器購入費補助金	23,625	45,200	△ 21,575
	集団回収事業協力業者交付金	2,945	2,945	0
	リサイクル事業補助金	6,470	5,533	937
	湖南衛生組合分担金	5,914	6,454	△ 540
5 労 働 費		15,547	15,449	98
	小金井市勤労者福祉サービスセンター補助金	15,547	15,449	98
6 農 林 水 産 業		19,220	6,441	12,779
	小金井市農業経営者クラブ子供農業体験塾補助金	0	470	△ 470
	東京都農業会議賛助員拠出金	298	299	△ 1
	北多摩地区農業委員会連合会負担金	45	45	0
	北多摩地区農業委員会連合会会長研修会負担金	76	76	0
	小金井市農業振興連合会補助金	4,131	4,631	△ 500

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	体験型市民農園管理運営費補助金	900	900	0
	認定認証農業者支援事業補助金	2,500	0	2,500
	都市農業経営パワーアップ事業補助金	11,250	0	11,250
	都市農地保全推進自治体協議会負担金	20	20	0
7 商 工 費		97,851	94,133	3,718
	小金井市消費者団体連絡協議会補助金	500	500	0
	住宅増改築資金融資あっせん制度利子補給金	190	212	△ 22
	公衆浴場施設改修費補助金	500	500	0
	小金井市商工会補助金	12,781	13,189	△ 408
	街路装飾灯維持管理費補助金	6,096	7,776	△ 1,680
	商店街サポート利子補給金	47	51	△ 4
	つなぎ資金サポート利子補給金	40	46	△ 6
	新・元気を出せ！商店街事業補助金	20,022	18,539	1,483
	特定非営利活動法人サポート利子補給金	186	186	0
	農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金	19,064	19,064	0
	産業振興プラン推進組織・市内回遊推進事業補助金	10,000	10,000	0
	多摩東部広域産業政策連絡会議負担金	10	10	0
	社団法人首都圏産業活性化協会負担金	10	10	0
	小口事業資金融資制度保証料	9,600	5,500	4,100
	小口事業資金融資制度利子補給金	13,500	13,500	0
	小金井市観光協会補助金	4,805	4,550	255
	小金井阿波おどり振興協議会補助金	500	500	0
8 土 木 費		1,015,745	915,617	100,128
	東京地区用地対策連絡協議会負担金	15	15	0
	武蔵小金井駅南口駅前広場だれでもトイレ等整備負担金	30,000	0	30,000
	コミュニティバス運行補助金	44,645	51,879	△ 7,234
	首都道路協議会分担金	30	30	0
	道路整備促進期成同盟会東京都協議会負担金	34	34	0
	東京都道路整備事業推進大会負担金	30	30	0
	東京都区市町村土木関係技術管理連絡協議会負担金	7	7	0
	東京都国土調査推進協議会負担金	25	25	0
	全国国土調査協会負担金	41	45	△ 4
	大型街路灯共架建設費負担金	10	10	0
	街路灯電気料補助金	167	167	0
	交通安全協会補助金	765	765	0
	災害見舞金	60	60	0
	全国自転車問題自治体協議会分担金	20	20	0
	東京河川改修促進連盟分担金	55	55	0
	野川仙川改修促進期成同盟分担金	10	10	0
	東京都総合治水対策協議会負担金	50	50	0
	東京都福利厚生事業団負担金	18	18	0

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	都市計画協会負担金	161	161	0
	東京都街路事業促進協議会負担金	38	38	0
	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会分担金	50	50	0
	全国連続立体交差事業促進協議会分担金	15	14	1
	J R 中央本線連続立体交差事業負担金	555,115	600,356	△ 45,241
	まちづくり情報交流協議会負担金	30	30	0
	多摩地域都市モノレール等建設促進協議会分担金	30	30	0
8 土 木 費	武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業分担金	308,400	122,000	186,400
	武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設整備負担金	64,935	21,380	43,555
	武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に係る交通広場整備負担金	2,192	109,602	△ 107,410
	全国市街地再開発協会負担金	80	80	0
	木造住宅耐震診断助成金	1,200	1,200	0
	木造住宅耐震改修助成金	2,400	2,400	0
	地区まちづくり準備会助成金	40	40	0
	地区まちづくり協議会助成金	100	100	0
	テーマ型まちづくり協議会助成金	50	50	0
	街づくり区画整理協会負担金	132	66	66
	東京都新都市建設公社関係市町村連絡協議会負担金	10	10	0
	東京土地区画整理事業推進連盟分担金	5	5	0
	保存生垣奨励金	1,994	2,017	△ 23
	環境緑地管理奨励金	881	881	0
	保存樹木肥培管理費奨励金	1,850	1,832	18
	日本公園緑地協会負担金	55	55	0
9 商 工 費		32,807	23,761	9,046
	消火栓新設及び維持負担金	16,135	18,195	△ 2,060
	小金井防火防災協会補助金	270	270	0
	東京市町村総合事務組合負担金（非常勤消防団員等公務災害補償等）	2,563	2,563	0
	東京都消防協会負担金	78	78	0
	三多摩消防団連絡協議会負担金	114	114	0
	三多摩地区消防運営協議会負担金	5	5	0
	北多摩地区消防団連絡協議会負担金	160	160	0
	北多摩地区消防大会負担金	50	50	0
	簡易無線電波利用料負担金	11	11	0
	自主防災組織補助金	1,560	1,459	101
	災害見舞金	100	100	0
	災害弔慰金	1	1	0
	災害障害見舞金	1	1	0
	防災行政無線電波利用料負担金	747	749	△ 2
	業務用無線電波利用料負担金	12	5	7
	耐震性貯水槽設置負担金	11,000	0	11,000
10 教 育 費		217,102	205,227	11,875

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	奨学金	4,724	4,724	0
	私立幼稚園等就園奨励費補助金	55,797	53,442	2,355
	私立幼稚園等園児保護者補助金	91,404	95,970	△ 4,566
	小金井市私立幼稚園協会補助金	1,691	1,691	0
	義務教育就学義務猶予免除者等教育助成金	48	48	0
	教育委員会連合会負担金	98	198	△ 100
	教育長会負担金	95	95	0
	公立学校施設整備期成会負担金	17	17	0
	東京都教職員互助会負担金	46	46	0
	東京都福利厚生事業団負担金	46	46	0
	市教育研究会助成金	455	447	8
	東京都市指導主事会分担金	15	15	0
	参加児童補助金	2,817	2,481	336
	付添看護師補助金	105	105	0
	介助員補助金	93	105	△ 12
	豊島修練会賛助会員負担金	1	1	0
	参加生徒補助金	10,281	9,497	784
	付添看護師補助金	135	135	0
	介助員補助金	270	216	54
	特別支援学級移動教室補助金	118	103	15
	介助員補助金	80	56	24
	補助員補助金	96	80	16
	参加生徒補助金	2,196	2,409	△ 213
	付添看護師補助金	250	250	0
	介助員補助金	350	450	△ 100
	中学校部活動補助金	2,130	2,133	△ 3
	全国・関東大会等代表者等派遣費補助金	100	100	0
	オーケストラ鑑賞教室参加児童補助金	69	68	1
	合唱鑑賞教室参加生徒補助金	111	102	9
	全国適応指導教室連絡協議会全国会議参加負担金	3	3	0
	中学生東京駅伝大会試走会参加生徒補助金	46	0	46
	小金井市公立小中学校長会補助金	63	63	0
	小金井市公立小中学校副校長会補助金	36	36	0
	小金井市公立小中学校事務職員会補助金	18	18	0
	全国連合小学校長会負担金	53	53	0
	東京都公立小学校長会負担金	162	162	0
	全国公立小学校教頭会負担金	38	38	0
	東京都公立小学校教頭会負担金	114	114	0
10 教育費	東京都公立小学校事務職員会負担金	37	37	0
	東京都小学校教育研究会負担金	106	106	0
	東京都教育会負担金	17	17	0

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	東京都学校保健会負担金	18	18	0
	東京都小学校視聴覚教育研究会負担金	13	13	0
	東京都小学校給食教育研究会負担金	9	9	0
	東京都養護教諭研究会負担金	17	17	0
	東京都小学校書写教育研究会負担金	9	9	0
	東京都小学校体育連盟加盟費負担金	9	9	0
	東京都学校教育相談研究会負担金	9	9	0
	小金井防火管理研究会負担金	59	59	0
	教育研究会全国大会東京大会負担金	63	0	63
	全国特殊学級設置学校長協会負担金	2	2	0
	東京都特殊学級設置校長協会負担金	5	5	0
	東京都特別支援教育研究会負担金	10	10	0
	東京都公立学校難聴言語障害教育研究協議会負担金	10	10	0
	東京都公立学校情緒障害教育研究会負担金	9	9	0
	多摩地区障害児教育研究会負担金	14	14	0
	各種行事参加補助金	26	26	0
	連合音楽会参加補助金	31	17	14
	特別支援学級校外授業等参加費補助金（固定学級）	320	295	25
	特別支援学級校外授業等参加費補助金（通級学級）	488	591	△ 103
	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	4,919	4,817	102
	交通災害共済掛金負担金	2,280	2,259	21
	学校医大会参加負担金	20	20	0
	小金井市公立小中学校長会補助金	35	35	0
	小金井市公立小中学校副校長会補助金	20	20	0
	小金井市公立小中学校事務職員会補助金	10	10	0
	全日本中学校長会負担金	34	34	0
	関東甲信越地区中学校長会負担金	7	7	0
	東京都中学校長会負担金	106	106	0
	北多摩地区公立中学校長会負担金	23	23	0
	全国公立中学校教頭会負担金	21	21	0
	東京都公立中学校教頭会負担金	68	68	0
	東京都公立中学校事務職員会負担金	21	21	0
	教育研究会全国関東大会東京大会負担金	15	25	△ 10
	東京都中学校教育研究会負担金	162	162	0
	東京都教育会負担金	9	9	0
	東京都学校保健会負担金	10	10	0
	東京都養護教諭研究会負担金	9	9	0
	東京都中学校体育連盟本部加盟費負担金	27	27	0
	東京都中学校体育連盟各部加盟費負担金	209	180	29
	東京都中学校体育連盟小金井支部費負担金	18	18	0
	東京都中学校体育連盟小金井支部各部加盟費負担金	58	80	△ 22

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	北多摩地区公立中学校教育研究協議会負担金	95	95	0
	小金井防火管理研究会負担金	33	33	0
	東京都中学校吹奏楽連盟加盟費負担金	20	20	0
	東京都中学校合唱連盟加盟費負担金	12	12	0
	全国特殊学級設置学校長協会負担金	2	2	0
	東京都特別支援教育研究会負担金	6	6	0
	東京都公立学校情緒障害教育研究会負担金	5	5	0
	多摩地区障害児教育研究会負担金	9	9	0
	東京都特殊学級設置校長協会負担金	3	3	0
	各種行事参加補助金	15	15	0
	特別支援学級校外授業等参加費補助金（固定学級）	147	126	21
	特別支援学級校外授業等参加費補助金（通級学級）	45	50	△ 5
	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	2,171	2,150	21
	交通災害共済掛金負担金	1,200	1,195	5
	学校医大会参加負担金	20	20	0
	東京都市町村社会教育委員連絡協議会負担金	25	25	0
	関東甲信越静社会教育研究大会参加負担金	30	6	24
	社会教育関係団体補助金	250	450	△ 200
	市立小中学校PTA連合会補助金	150	150	0
	小金井市スカウト協議会運営費補助金	89	87	2
	全国大会等参加団体補助金	0	1	△ 1
	青少年のための科学の祭典交付金	500	500	0
	多摩郷土誌フェア参加負担金	15	15	0
	関東甲信越静公民館研究大会参加負担金	7	7	0
	東京都公民館研究大会参加負担金	40	40	0
	本町分館耐震補強工事設計負担金	980	980	0
	本町分館耐震改修工事負担金	13,950	0	13,950
	東京都公民館連絡協議会分担金	40	40	0
10 教育費	関東甲信越静公民館研究大会参加負担金	4	4	0
	東京都公民館研究大会参加負担金	18	18	0
	地域文庫補助金	30	30	0
	日本図書館協会負担金	50	50	0
	東京都市町村立図書館長協議会負担金	9	9	0
	東京都三多摩公立博物館協議会会費	10	10	0
	八ヶ岳学校寮地区利用者協議会負担金	40	40	0
	東京都体育指導委員協議会分担金	63	63	0
	関東体育指導委員研究大会参加負担金	3	113	△ 110
	第9ブロック研究会分担金	10	10	0
	東京国際スリーデーマーチ交付金	2,000	2,000	0
	小金井市体育協会補助金	9,243	9,848	△ 605
	黄金井倶楽部補助金	2,220	2,220	0

款	内 容	平成22年度	平成21年度	比 較
	東京都体育施設協会負担金	10	10	0
12 諸支出金		72,237	86,289	△ 14,052
	土地開発公社支出金	72,237	86,289	△ 14,052
	合 計	3,015,848	2,817,428	198,420

平成22年度（2010年度）

小金井市予算の概要

魅力ある快適な地域社会の実現に向けて



目次

1	平成22年度予算編成の基本的な考え方	1
2	予算規模	2
3	歳入の概要	3
4	歳出の概要	
(1)	目的別歳出	4
(2)	性質別歳出	5
5	基金と市債の概要	
(1)	基金の状況	8
(2)	市債の状況	9
6	地方財政政策と市の主たる歳入の変動	10
7	市の家計簿	11
8	主な事業	12
9	財政用語	15

1 平成22年度予算編成の基本的な考え方

【編成方針】

平成22年度予算は、枠配分方式による予算編成を本格実施することにより、市民サービスの充実と市民満足度の向上を図っていくものとし、また第3次基本構想から第4次基本構想に引継ぐ年度であることに鑑み、残された課題を安易に先送りすることなく、現在、策定中の（仮称）小金井市第3次行財政改革大綱の基本方針を踏まえつつ、第3次基本構想の将来像「元気で 萌えるみどりの小金井市」の実現に向けて、「行財政改革の実行」、「政策の計画的推進」、「限られた財源の重点的かつ効果的配分」を融合のうえ実施計画に盛り込まれた事業を着実に実現すること、事務事業については、「市民協働」、「公民連携」等を基本原則にあらゆる視点から見直しをおこなうこと等を基本に編成しました。

2 予算規模

市全体の予算規模は約606億円と対前年度約60億円の増です。

一般会計は約63億円の増となり、特別会計は約3億円の減となりました。

主な要因は、一般会計においては、(仮称)市民交流センター取得事業関連経費、子ども手当支給関連経費の増等によるものです。

特別会計においては、国民健康保険特別会計で共同事業拠出金等の減により約5.4億円の減、下水道事業特別会計で約3.2億円の減に対して、介護保険特別会計で保険給付費等の増により約3.5億円の増となったこと等によるものです。

(単位：千円、%)

区 分		平成22年度	平成21年度	増 減	増 減 率
一 般 会 計		41,357,000	35,037,000	6,320,000	18.0
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	8,802,523	9,344,488	△541,965	△5.8
	下水道事業特別会計	1,676,924	1,994,202	△317,278	△15.9
	受託水道事業特別会計	784,800	761,100	23,700	3.1
	老人保健医療特別会計	8,445	26,602	△18,157	△68.3
	介護保険特別会計	5,763,148	5,409,287	353,861	6.5
	後期高齢者医療特別会計	2,171,278	1,996,990	174,288	8.7
	計(特別会計)	19,207,118	19,532,669	△325,551	△1.7
合 計		60,564,118	54,569,669	5,994,449	11.0

3 歳入の概要

市税は約6.9億円、譲与税および税連動交付金は約5.1億円の減、国庫支出金は約26.6億円、繰入金は約11.4億円、市債は約30.5億円の増となっています。

歳入の根幹である市税の予算額は約191億円、対前年度約6億8,700万円、3.5%の減となり、景気の動向等から前年度よりも減収となる見込みとなっています。

また、譲与税および税連動交付金についても約5億800万円の減となっています。

国庫支出金は、対前年度約26.6億円、93.3%の増となり、(仮称)市民交流センター取得事業、子ども手当支給事業に伴う大幅な補助金の増が主な理由となっています。

繰入金は、対前年度約11.4億円、116.5%の増となり、市税等の大幅な減収に対応するため、財政調整基金繰入金を10億円、対前年度8億円の増となっています。

市債については、対前年度約30億5,000万円、115.3%の増となり、いわゆる赤字債と言われています臨時財政対策債は、15億円と対前年度6億円の増となっています。

(単位：千円、%)

款	平成22年度		平成21年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 市 税	19,058,951	46.1	19,745,969	56.4	△ 687,018	△ 3.5
市 民 税	10,182,972	24.6	10,987,244	31.4	△ 804,272	△ 7.3
固 定 資 産 税	6,727,637	16.3	6,631,048	18.9	96,589	1.5
軽 自 動 車 税	39,746	0.1	39,681	0.1	65	0.2
市 た ば こ 税	413,295	1.0	408,787	1.2	4,508	1.1
都 市 計 画 税	1,695,301	4.1	1,679,209	4.8	16,092	1.0
2 地 方 譲 与 税	179,001	0.4	212,000	0.6	△ 32,999	△ 15.6
3 利 子 割 交 付 金	120,000	0.3	253,000	0.7	△ 133,000	△ 52.6
4 配 当 割 交 付 金	43,000	0.1	124,000	0.4	△ 81,000	△ 65.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	25,000	0.1	86,000	0.3	△ 61,000	△ 70.9
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,017,000	2.5	1,065,000	3.0	△ 48,000	△ 4.5
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	70,000	0.2	222,000	0.6	△ 152,000	△ 68.5
8 地 方 特 例 交 付 金	201,000	0.5	203,000	0.6	△ 2,000	△ 1.0
9 地 方 交 付 税	1	0.0	15,000	0.0	△ 14,999	△ 100.0
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000	0.0	16,000	0.1	△ 2,000	△ 12.5
11 分 担 金 及 び 負 担 金	504,671	1.2	252,967	0.7	251,704	99.5
12 使 用 料 及 び 手 数 料	989,680	2.4	1,057,678	3.0	△ 67,998	△ 6.4
13 国 庫 支 出 金	5,519,207	13.4	2,855,418	8.1	2,663,789	93.3
14 都 支 出 金	5,168,335	12.5	4,733,122	13.5	435,213	9.2
15 財 産 収 入	31,874	0.1	38,110	0.1	△ 6,236	△ 16.4
16 寄 附 金	102,888	0.2	118,648	0.3	△ 15,760	△ 13.3
17 繰 入 金	2,123,740	5.1	980,898	2.8	1,142,842	116.5
うち財政調整基金繰入金	1,000,000	2.4	200,000	0.6	800,000	400.0
うち職員退職手当基金繰入金	350,000	0.8	250,000	0.7	100,000	40.0
18 繰 越 金	300,000	0.7	200,000	0.6	100,000	50.0
19 諸 収 入	186,352	0.4	209,190	0.6	△ 22,838	△ 10.9
20 市 債	5,702,300	13.8	2,649,000	7.6	3,053,300	115.3
建 設 事 業 債	4,202,300	10.2	1,749,000	5.0	2,453,300	140.3
臨 時 財 政 対 策 債	1,500,000	3.6	900,000	2.6	600,000	66.7
合 計	41,357,000	100.0	35,037,000	100.0	6,320,000	18.0

4 歳出の概要

(1) 目的別歳出

総務費、民生費、労働費が伸びています。

総務費は約46億4,000万円の増で、主に（仮称）市民交流センター取得費約41億9,000万円、職員退職手当約2億1,000万円の増によるものです。

民生費は約16億5,000万円の増で、子ども手当・児童手当約13億5,000万円、生活保護費約2億5,000万円の増によるものです。

労働費は約1億7,000万円の増で、ふるさと雇用再生事業・緊急雇用創出事業約1億7,000万円の増によるものです。

(単位：千円、%)

款	平成22年度		平成21年度		対前年度比	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	350,742	0.8	351,082	1.0	△ 340	△ 0.1
2 総務費	8,946,663	21.6	4,308,987	12.3	4,637,676	107.6
3 民生費	13,631,436	33.0	11,977,681	34.2	1,653,755	13.8
4 衛生費	3,991,538	9.7	3,945,069	11.3	46,469	1.2
5 労働費	185,070	0.4	16,412	0.1	168,658	1,027.7
6 農林水産業費	47,436	0.1	35,253	0.1	12,183	34.6
7 商工費	177,371	0.4	184,505	0.5	△ 7,134	△ 3.9
8 土木費	6,115,558	14.8	6,137,923	17.5	△ 22,365	△ 0.4
9 消防費	1,513,245	3.7	1,591,260	4.5	△ 78,015	△ 4.9
10 教育費	3,515,755	8.5	3,524,139	10.1	△ 8,384	△ 0.2
11 公債費	2,758,651	6.7	2,675,507	7.6	83,144	3.1
12 諸支出金	72,238	0.2	146,590	0.4	△ 74,352	△ 50.7
13 予備費	51,297	0.1	142,592	0.4	△ 91,295	△ 64.0
合計	41,357,000	100.0	35,037,000	100.0	6,320,000	18.0

(2) 性質別歳出

物件費、扶助費、投資的経費が伸び、補助費等が減少しています。

物件費は約4億4,000万円、7.5%の増で主に(仮称)市民交流センター関連経費約1億8,000万円、緊急雇用創出事業約1億7,000万円、燃やさないごみ収集運搬委託料約5,000万円の増によるものです。

扶助費は約18億4,000万円、35.1%の増で主に子ども手当・児童手当約13億5,000万円、生活保護費約2億5,000万円、保育所運営等委託料約9,000万円、義務教育医療費約4,000万円の増によるものです。

投資的経費は約42億8,000万円、80.2%の増で主に(仮称)市民交流センター取得費約41億9,000万円、二枚橋衛生組合施設解体等工事約3億円、東小金井駅北口土地区画整理事業約2億5,000万円、梶野公園整備事業約1億8,000万円、武蔵小金井駅南口再開発事業約1億2,000万円の増、学童保育所建替工事約2億円、都市計画道路3・4・12号線整備事業約3億5,000万円の減によるものです。

補助費等は約2億1,000万円、5.0%の減で民間及び認証保育所運営補助金約1億円の増ですが、可燃ごみ処理経費約1.3億円、基金繰替金償還金約6,000万円、二枚橋衛生組合分担金約4,000万円の減によるものです。

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度		平成21年度		対前年度比	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
人 件 費	7,852,099	19.0	7,719,578	22.0	132,521	1.7
うち退職手当	1,275,813	3.1	1,013,016	2.9	262,797	25.9
物 件 費	6,247,948	15.1	5,809,999	16.6	437,949	7.5
維持補修費	184,127	0.4	153,513	0.4	30,614	19.9
扶 助 費	7,062,417	17.1	5,225,770	14.9	1,836,647	35.1
補 助 費 等	3,943,961	9.5	4,153,256	11.9	△ 209,295	△ 5.0
投 資 的 経 費	9,623,536	23.3	5,340,918	15.3	4,282,618	80.2
公 債 費	2,758,651	6.7	2,675,507	7.6	83,144	3.1
積 立 金	128,929	0.3	299,841	0.9	△ 170,912	△ 57.0
投資及び出資金 貸付金	601	0.0	601	0.0	0	0.0
繰 出 金	3,503,434	8.5	3,515,425	10.0	△ 11,991	△ 0.3
予 備 費	51,297	0.1	142,592	0.4	△ 91,295	△ 64.0
合 計	41,357,000	100.0	35,037,000	100.0	6,320,000	18.0

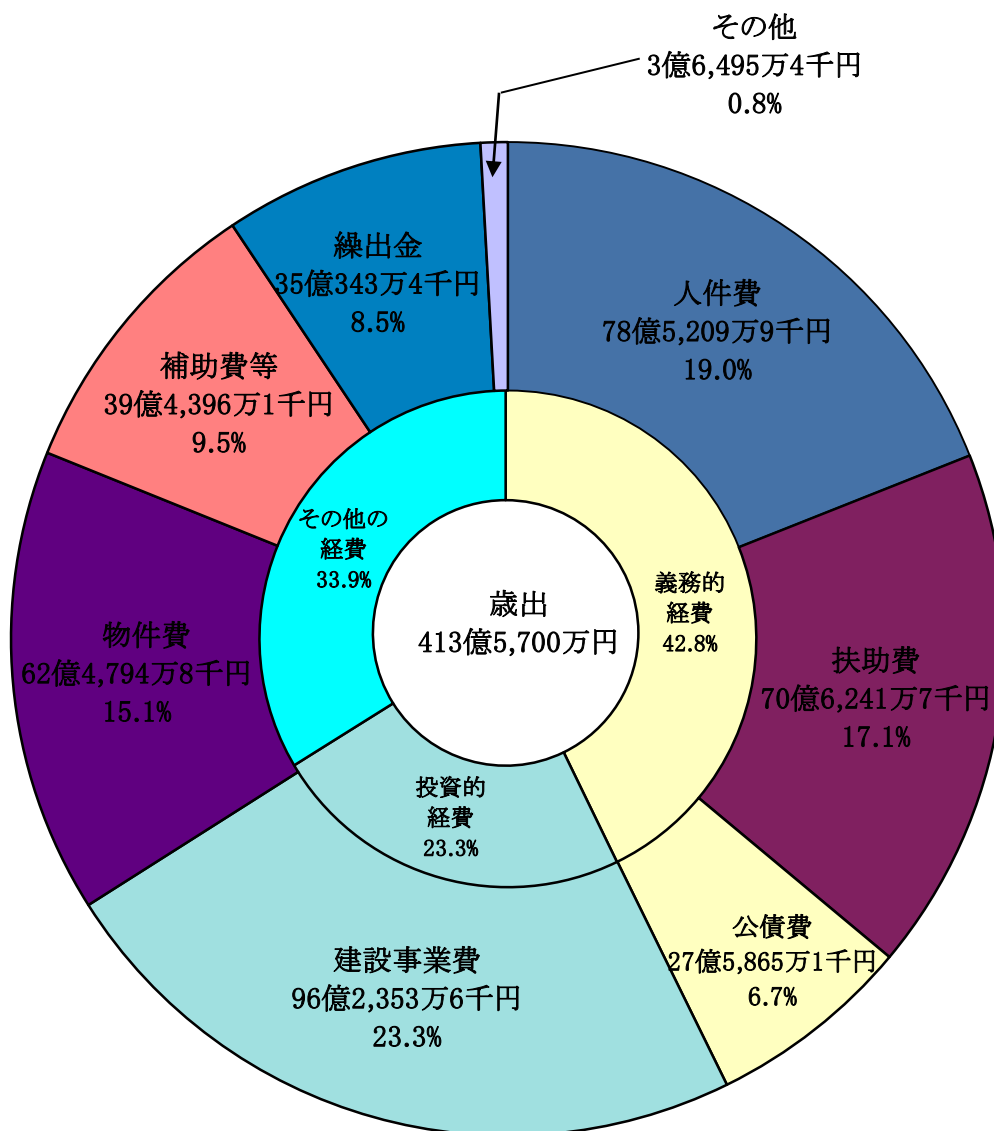
(2) 性質別歳出 (構成比)

義務的経費は、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、人件費、扶助費、公債費に区分できます。平成22年度予算では42.8%です。

人件費の予算額は増加しましたが、割合は22.0%から19.0%になりました。扶助費は社会保障制度の一環としての生活を維持するための経費ですが、予算額、割合ともに増加し14.9%から17.1%となりました。公債費は予算額は増加しましたが、割合は7.6%から6.7%となりました。

投資的経費は、工事や用地取得の社会資本の整備等を行うための経費で予算額、割合ともに大幅に増となり15.3%から23.3%となりました。

補助費等は、主に可燃ごみ処理経費の減等により、予算額、割合ともに減少し11.9%か9.5%となりました。

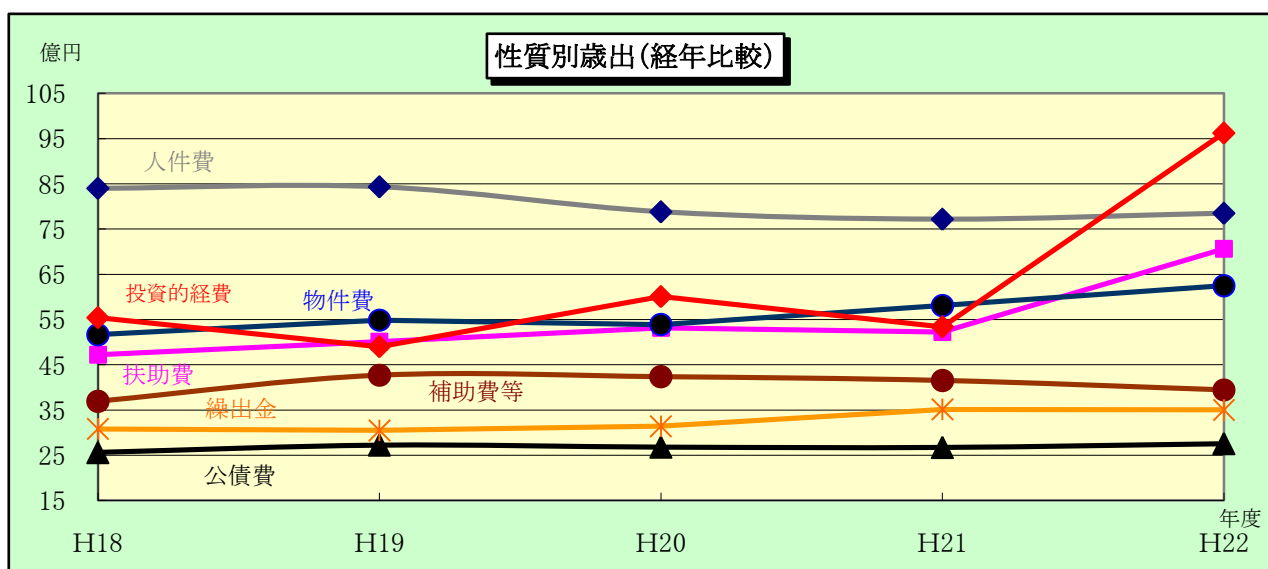


(2) 性質別歳出 (経年比較)

義務的経費の平成22年度予算は、人件費が約79億円、扶助費は子ども手当関連等により大幅に増加し約71億円です。公債費は約28億円で、次年度以降更に増加傾向にあります。

積立金は、各年度の決算では余剰金を一定積み立てることができていますが、当初予算編成の時点では、積み立てるのが難しい状況にあります。

投資的経費は、(仮称)市民交流センター取得事業、二枚橋衛生組合施設解体事業、東小金井駅北口土地区画整理事業の進捗等により前年度より大幅に増加し約96億円となっています。



(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	
義務的経費	人 件 費	8,402	24.1	8,436	23.9	7,884	22.0	7,720	22.0	7,852	19.0
	扶 助 費	4,721	13.5	5,014	14.2	5,320	14.8	5,226	14.9	7,062	17.1
	公 債 費	2,562	7.4	2,727	7.7	2,682	7.5	2,675	7.6	2,759	6.7
	小 計	15,685	45.0	16,177	45.8	15,886	44.3	15,621	44.5	17,673	42.8
物 件 費	5,165	14.8	5,487	15.5	5,390	15.0	5,810	16.6	6,248	15.1	
維 持 補 修 費	121	0.3	137	0.4	145	0.4	153	0.4	184	0.4	
補 助 費 等	3,693	10.6	4,270	12.1	4,237	11.8	4,153	11.9	3,944	9.5	
積 立 金	1,530	4.4	1,280	3.6	1,028	2.9	300	0.9	129	0.3	
投資及び出資金・貸付金	22	0.1	21	0.1	11	0.0	1	0.0	1	0.0	
繰 出 金	3,084	8.9	3,051	8.6	3,143	8.8	3,515	10.0	3,503	8.5	
投 資 的 経 費	5,542	15.9	4,901	13.9	6,008	16.8	5,341	15.3	9,624	23.3	
予 備 費							143	0.4	51	0.1	
合 計	34,842	100.0	35,324	100.0	35,848	100.0	35,037	100.0	41,357	100.0	

※平成20年度までは普通会計決算ベース、平成21、22年度は一般会計当初予算

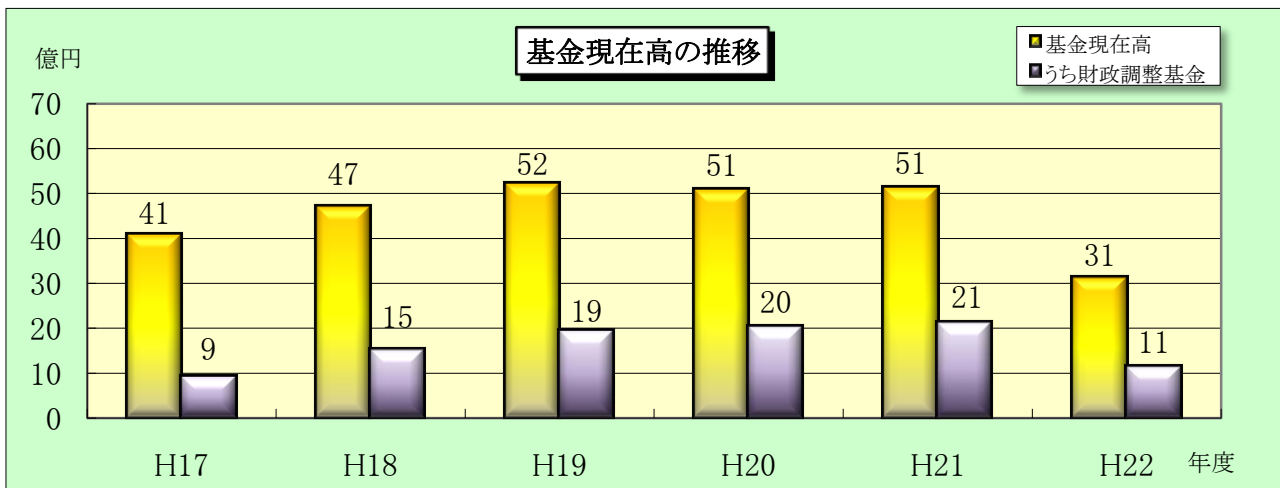
5 基金と市債の概要

(1) 基金の状況

一般家庭では貯金にあたります基金の残高ですが、平成17年度は約41億円でしたが平成21年度末決算見込みでは約51億円、平成22年度当初予算では約31億円で約1億円積み立て、約21億円市民サービスに活用する予定です。

不測の事態や将来のために積み立てます財政調整基金は、平成17年度では約9億円でした。平成21年度末決算見込みでは約21億円まで積み立てますが、平成22年度当初予算編成時に10億円の取崩を予定し約11億円になります。

財政調整基金は予算の計画性及び年度間の不均衡調整のためにも重要ですが、平成20年度決算では多摩26市平均残高は約26億円ですので、他市と比較しますとまだまだ少ない状況にあります。今後とも基金の効率的活用と積極的に積立を推進していきます。



(単位：百万円)

区 分	平成20年度末 現在高	平成21年度末 現在高見込額	平成22年度末		
			積立見込額	取崩見込額	現在高見込額
財政調整基金	2,033	2,136	2	1,000	1,138
職員退職手当基金	508	359		350	9
庁舎建設基金	152	199			199
保養施設建設基金	22	22			22
文化センター建設基金	340	341	1	341	1
地域センター等建設基金	95	95			95
地域福祉基金	105	86		5	81
環境基金	472	725	122		847
都市再開発整備基金	252	203		200	3
鉄道線増立体化整備基金	631	697	1	100	598
みどりと公園基金	349	195		120	75
市営住宅整備基金	44	47	3	2	48
教育施設整備基金	16	14		6	8
合 計	5,019	5,119	129	2,124	3,124

※みどりと公園基金の平成20・21年度末現在高見込額は長期借入分を除いています。

※土地開発基金は100万円未満のため除いています。

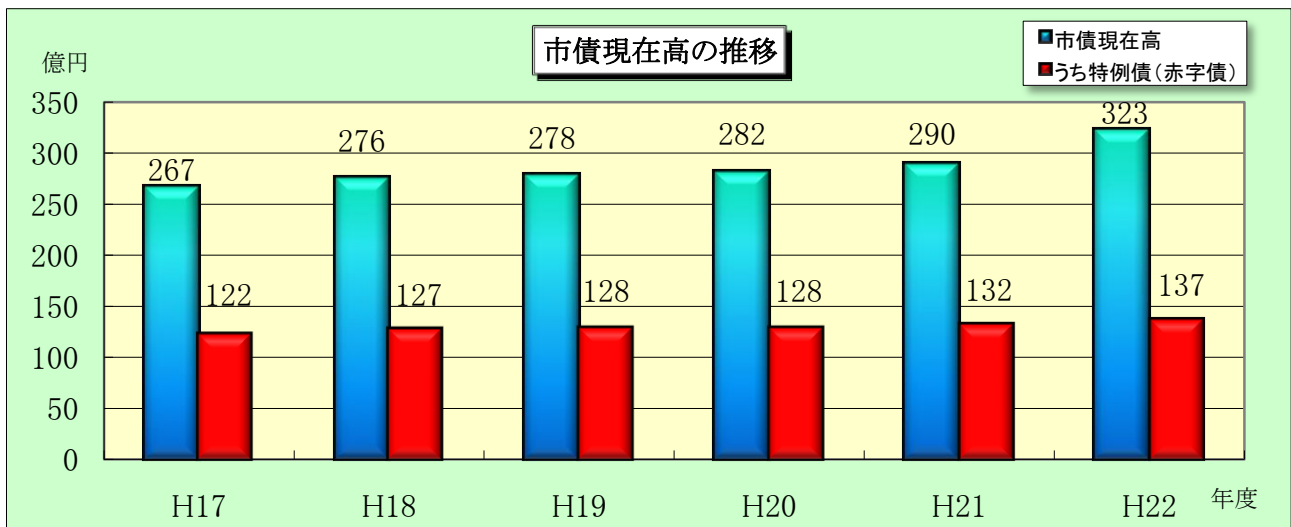
(2) 市債の状況

一般会計の市債（借金）の残高ですが、次第に増加している傾向にあります。特に問題なのは特例債いわゆる赤字債の問題です。

減税補てん債は、平成17年度では約56億円でしたが、平成19年度から廃止され平成22年度末見込では約35億円になります。

臨時財政対策債は平成13年度から国の地方財政政策のもと開始され、平成17年度では約59億円、平成22年度末見込では約98億円、借入額のピークは平成15年度約17億円で、その後発行を抑制しましたが、景気低迷等による市税等の歳入不足を補てんし、市民サービスの維持、増進を図るため、平成22年度借入見込額は15億円となっています。

市債残高は、建設事業債、赤字債ともに増加傾向となっていますが、市では市債についてできるだけ発行を抑制しています。



(単位：百万円)

区 分	平成20年度末 現在高	平成21年度末 現在高見込額	平成22年度末		
			借入見込額	償還見込額	現在高見込額
建設事業債	15,350	15,771	4,202	1,327	18,646
特例債（赤字債）	12,827	13,181	1,500	1,029	13,652
減税補てん債	4,511	4,024	0	505	3,519
臨時税収補てん債	362	324	0	38	286
臨時財政対策債	7,954	8,833	1,500	486	9,847
合 計	28,177	28,952	5,702	2,356	32,298

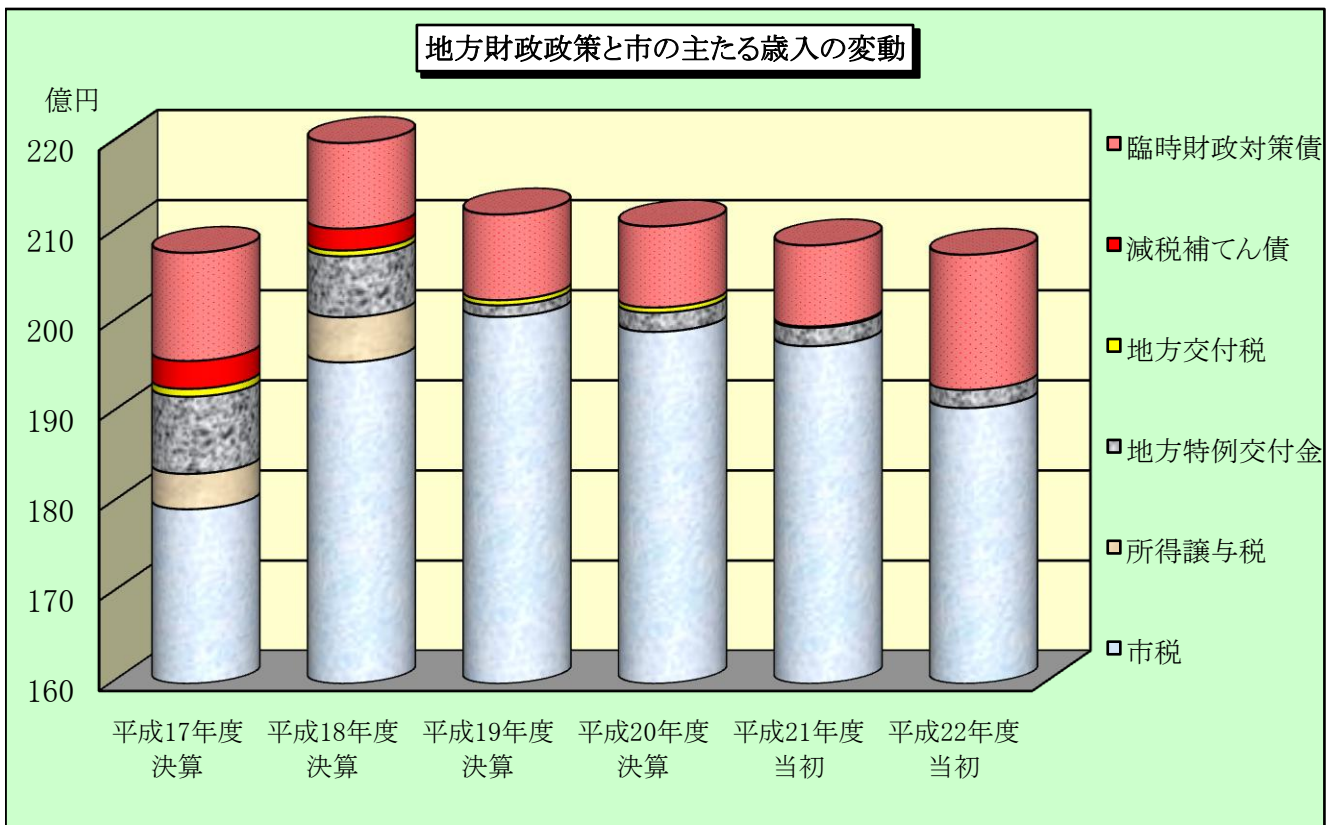
6 地方財政政策と市の主たる歳入の変動

市税は約6億9,000万円の減、臨時財政対策債が6億円の増となっています。

市の歳入の基本は市民の皆さんが納めていただく市税です。

しかし市税だけでは様々な市民サービスを行うには、予算が不足しますので、国や都からの補助金のほか、地方の財政調整、財源調整のための「地方交付税」、地方財政の財源不足を交付税の代替として起債が認められる「臨時財政対策債」、住宅借入金等特別税控除による個人市民税減収補てん措置等に係る「地方特例交付金」があり、過去には地方への税源移譲に係る「所得譲与税」（平成16年度から平成18年度の暫定措置）、住民税恒久減税の補てん措置等に係る「減税補てん債」（平成18年度まで）があります。

これらは毎年度国の地方財政計画に定められ、市の歳入に大きく影響があります。地方分権、税源移譲の主旨は市独自の政策等を行いやすくすることでしたが、現実的には様々な問題があります。今後の地域主権改革の動向に注視する必要があります。



(単位：百万円)

歳入	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 当初	平成22年度 当初
市税	17,936	19,566	20,071	19,905	19,746	19,059
所得譲与税	393	501	0	0	0	0
地方特例交付金	856	676	128	211	203	201
地方交付税	87	65	58	59	15	0
減税補てん債	309	242	0	0	0	0
臨時財政対策債	1,200	1,000	950	900	900	1,500
計	20,781	22,050	21,207	21,075	20,864	20,760
構成比	58.9%	60.2%	58.0%	54.5%	59.5%	50.2%
増減額		1,269	△ 843	△ 132	△ 211	△ 104
歳入総額	35,263	36,656	36,575	38,697	35,037	41,357

※平成20年度までは一般会計決算、平成21、22年度は一般会計当初予算

7 市の家計簿

・・・もし小金井市が年収559万円の家庭だったら・・・
 (平成20年度当初予算を基準(500万円)としています。)

市の財政と家庭の家計ではしくみが違いますが、分かりやすくするために、家計簿に置き換えてみました。

平成22年度は、去年と比べて家の増改築や車の購入等(投資的経費)が必要となり57万円、医療費(扶助費)も25万円増えます。

親からの仕送り(国・都支出金)が35万円増えますが、ローン借入(市債)も41万円増やします。さらに景気低迷の影響等で給料(市税)が9万円減るため、貯金の取崩し(基金繰入金)を5万円増やします。

【小金井市の家計簿】

【収入】

【支出】

項目			平成22年度	平成21年度	平成20年度	項目			平成22年度	平成21年度	平成20年度	
自主財源	市税	給料	258万円	267万円	272万円	義務的経費	人件費	食費	106万円	104万円	109万円	
	分担金及び負担金等	パート収入	23万円	21万円	21万円		扶助費	医療費	96万円	71万円	70万円	
	財産収入 寄附金	家賃収入	2万円	2万円	2万円		公債費	ローン返済	37万円	36万円	37万円	
	繰入金	貯金の取崩し	28万円	13万円	17万円		小計			239万円	211万円	216万円
	繰越金	去年の余り	4万円	3万円	3万円		物件費※	光熱水費や被服費などの生活費	84万円	79万円	88万円	
	小計			315万円	306万円		315万円	維持補修費	家や車の修理代	2万円	2万円	2万円
依存財源	国都支出金 地方譲与税等	親からの仕送り	167万円	132万円	147万円	補助費等※	クラブ活動費やサークル、会合の会費	53万円	56万円	49万円		
	市債	ローン借入	77万円	36万円	38万円	積立金	貯金	2万円	4万円	4万円		
	小計			244万円	168万円	185万円	繰出金	子供への仕送り	48万円	47万円	48万円	
合計			559万円	474万円	500万円	投資的経費	家の増改築や車の購入等	130万円	73万円	91万円		
						予備費	緊急必要な時に使えるお金	1万円	2万円	2万円		
						小計			320万円	263万円	284万円	
						合計			559万円	474万円	500万円	

※平成21年度から11万円分(可燃ごみ処理経費・広域支援分)物件費から補助費等へ組み替えています。

8 主な事業

みどり豊かで快適な魅力あるまち(環境と都市基盤)	(単位:千円)
住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 市民が設置した太陽光利用機器等住宅用新エネルギー機器の購入費用の一部を補助します。	5,750
二枚橋衛生組合の解散に伴う承継事務に要する経費 二枚橋衛生組合の解散に伴い、事務を承継し、施設解体等工事(平成22~24年度)、環境保全管理等を行います。	317,958
燃やすごみ処理(広域支援)に要する経費 市内から排出される燃やすごみの処理を、広域支援により多摩地域のごみ処理施設に依頼します。	669,947
生ごみ減量化処理機器購入費補助金 市内在住の個人及び市内事業者を対象に、生ごみ減量化処理機器の購入費用の一部を補助します。	23,625
生ごみ乾燥物戸別回収事業に要する経費 生ごみ乾燥物戸別回収事業の実施に伴い、対象世帯に乾燥物容器を配布します。	387
武蔵小金井駅南口駅前広場だれでもトイレ等整備負担金 武蔵小金井駅南口再開発地域内にだれでもトイレおよび井戸関連のモニュメントを整備します。	30,000
JR中央本線まちづくり側道整備に要する経費 JR高架化後の上り線跡地にまちづくり側道を整備するため、用地取得、測量設計および道路詳細設計等を行います。	886,359
都道134号線整備に要する経費(新みちづくり・まちづくりパートナー事業) 拡幅整備に係る用地取得、物件補償、築造工事および設計、電線共同溝設置工事等を行います。	446,677
主要地方道15号線整備に要する経費 拡幅整備に係る用地取得、物件補償および設計等を行います。	304,258
自転車駐車場に要する経費 武蔵小金井、東小金井の自転車駐車場の一部移設により、新規開設工事および閉鎖撤去工事を行います。	39,088
JR中央本線連続立体交差事業負担金 上り線追加築造工事および駅舎改築等の工事を行います。	555,115
武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発に要する経費 共同施設整備、区画道路および交通広場を整備します。	375,527
武蔵小金井駅北口周辺地区まちづくり調査に要する経費 地元発意によるまちづくり活動を支援し、武蔵小金井駅北口のまちづくりの方向性を探ると共に、将来の計画を検討します。	8,000
東小金井駅北口土地区画整理に要する経費 仮換地の指定、補償調査、建物・工作物等の移転、道路築造工事、宅地の整地工事、区画整理事業用地の一部取得等を行います。	1,150,606
都市計画道路3・4・12号線整備に要する経費 拡幅整備に係る街路築造工事および電線共同溝設置工事等を行います。	57,603
梶野公園整備に要する経費 公園整備工事、開園準備、開園式典を行います。	190,980
家具転倒防止器具等取付に要する経費 全世帯を対象に家具転倒防止器具を支給し、高齢者世帯等に対しては取付も行います。(平成21~平成23年度)	19,720

いきいきとした暮らしを支えるまち(地域と経済)	(単位:千円)
ふるさと雇用再生事業に要する経費 雇用情勢の悪化をうけ、緊急雇用を1課2事業で実施します。	12,545
緊急雇用創出事業に要する経費 雇用情勢の悪化をうけ、緊急雇用を13課20事業で実施します。	156,017
認定認証農業者支援事業補助金 認定・認証農業者の経営改善に係る経費の一部を補助します。	2,500
都市農業経営パワーアップ事業補助金 認定農業者を対象に生産力・効率向上施設の整備を目的とした補助金を交付します。	11,250
消費者対策に要する経費 消費者生活相談員の相談業務の強化をするとともに、消費生活相談アドバイザーを配置します。	8,016
豊かな人間性をはぐくむふれあいのあるまち(文化と教育)	(単位:千円)
国際交流に要する経費 駐日イスラエル大使、駐日パレスチナ総代表を招き、留学生による国際理解講座を実施します。	162
(仮称) 市民協働支援センター準備に要する経費 市民協働支援センター準備室の充実を図るとともに、(仮称)市民協働支援センターの内容や市民協働のあり方等について検討します。	4,359
芸術文化施策に要する経費 (仮称)市民交流センター(平成23年春開館予定)の開館に向け、(仮称)市民交流センター(保留床)及び附帯設備等の取得、備品の購入、指定管理者の導入等を行います。	4,386,458
光熱水費削減還元プログラム(フィフティ・フィフティ事業)に要する経費 削減できた光熱水費の半分を学校に還元する取り組みを小・中学校全校へ拡大します。	996
スクールバス運行に要する経費 特別支援学級の登校時において児童の時間的負担を軽減するため増便します。	7,226
学校給食に要する経費 強化磁器、配膳車、食器洗浄機、アレルギー食用調理台、ボイラー等を購入します。	36,552
学校施設整備に要する経費 本町小学校運動場芝生整備工事、四小・東小・東中・緑中給水設備改修工事等を行います。	226,569
中近東歴史文化講座運営に要する経費 生涯学習活動の学習支援、展示室等の施設利用および学校教育における歴史・文化の学習支援を行います。	500
公民館改修工事等に要する経費 貫井南センターエレベーター等設置設計、本町分館耐震改修工事等を行います。	20,439
(仮称) 貫井北町地域センター建設に要する経費 (仮称)貫井北町地域センター建設に当たり、市民検討委員会を設置し市民の意向を反映した基本設計を行います。	11,140
名勝小金井(サクラ)復活プロジェクトに要する経費 史跡玉川上水・名勝小金井(サクラ)を市民と協働してまちづくりに活かし、歴史遺産の円滑な再生を促進するため、学習会・懇談会を開催します。	338
少年自然の家外壁改修工事に要する経費 管理棟、宿泊棟外壁改修工事を行います。	16,590

安心してらせる生きがいのあるまち(福祉と健康)	(単位:千円)
難病者福祉手当に要する経費 支給額を月7,000円に増額します。	83,720
住宅手当緊急特別措置事業に要する経費 住居を失った離職者または住居を失うおそれのある離職者に対して、住宅手当を支給し住居および就労の機会の確保に向けた支援を行います。	11,130
災害時要援護者支援プラン作成事業に要する経費 高齢者・障害者等の要援護者情報の収集、管理および支援プラン等の作成を行います。	1,985
地域ケア推進試行事業に要する経費 医療・介護の必要な高齢者が自宅で在宅生活を続けられるよう居宅サービス計画の助言、個別支援ネットワーク構築の後方支援等を行い、モデル地区として検証します。	4,572
福祉会館耐震診断に要する経費 昭和43年築造の福祉会館の耐震診断を実施します。	4,620
民間保育所改修費等補助金 光明第二保育園（貫井南町一丁目）の年齢別定員変更に伴う改修工事費の一部を補助します。	85,638
子ども手当に要する経費 中学校修了前までの子どもを養育している方に対し、子ども手当を支給します。	1,760,720
認証保育所運営費等補助金（開設準備経費） NPO法人回帰船保育所が駅前A型認証保育所に移行することに伴う開設準備経費の一部を補助します（平成22年度開所予定）。	13,000
学童保育所建替工事に要する経費 さくらなみ学童保育所およびたけとんぼ学童保育所の建替工事設計を行います。	18,900
女性特有のがん検診に要する経費 子宮がん検診・乳がん検診（個別・集団）において、特定の年齢に達する市民を対象に女性特有のがん検診事業を行います。	22,379
肺炎球菌ワクチン個別接種に要する経費 65歳以上の市民を対象に行うワクチン接種に対し、公費助成を実施します。	1,600
基本構想の実現のために(計画の推進)	(単位:千円)
新庁舎建設調査に要する経費 新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会の開催（9回）および市民アンケート等を実施します。	10,738
第4次基本構想・前期基本計画策定に要する経費 市報等で周知し、パブリックコメントを実施。出された意見等を参考に策定した第4次基本構想（案）を議会へ上程し、前期基本計画を参考送付します。	4,470
窓口サービス向上に要する経費 第二庁舎1階の市民課窓口業務を拡充します（国民健康保険業務の一部および税証明発行関係業務の一部を開始）。	11,410
燃やさないごみ収集運搬委託料 燃やさないごみ収集業務を民間委託します。	47,074

9 財政用語

◇予算編成方針

地方自治体の長がある施策を実施するためには、予算編成の基本を定め、それに必要な経費を確実な財源の裏付けをもって、予算上に具体的に示さなければなりません。この予算編成の基本が予算編成方針です。

小金井市では、市長が会計年度ごとに予算の編成方針を定め、当初予算の編成方針は、前年度の1月1日までに各部長等に示します。

◇実施計画

市では行政施策の最上位計画である「小金井市第3次基本構想」を平成13年度から平成22年度を計画期間として定め、その基本計画で明らかにされた施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと事業年度を明らかにしたものが実施計画（計画期間3年）です。

◇一般会計と特別会計等

○会計の区分

地方公共団体の会計は単一のものが原則ですが、地方公共団体の事務は複雑多岐にわたっており、一つの会計ですべてを処理することが困難ですので、市では、一般会計、特別会計に区分しています。

○一般会計

福祉、教育、道路整備、ごみ処理など地方公共団体が基本的にすべき事業のための会計です。

○特別会計

特定の事業を行なうための歳入歳出を、一般会計と区分して別に処理する必要がある場合に設置する会計です。国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、受託水道事業特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の6事業です。

○普通会計

総務省で定める基準により、各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計をいいます。

※他団体との比較が同条件下でできることから、決算分析に広く活用されている会計区分です。

◇歳入

○市税

市民の皆様から納めていただく市の税金です。具体的には、市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・都市計画税です。

○地方譲与税

徴収の利便性などの問題から、一旦国税として徴収されその後、市町村に譲与される税をいいます。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税などがあります。いずれも、市町村道の面積や延長を基準として配分し譲与されます。

○利子割交付金

利子課税20%は、所得税（国税）15%と利子割（都民税）5%として徴収されます。利子割の一部（5.7%）が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されるものです。

○配当割交付金

配当課税のうち5%（平成21年1月1日～平成23年3月31日までの間は3%）が都税として徴収され、その一部が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されるものです。

○株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得課税のうち5%が都税（平成21年1月1日～平成23年12月31日ま

での間は3%)として徴収され、その一部が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されるものです。

○地方消費税交付金

消費税の5分の1は地方消費税として、都道府県並びに市町村に1/2ずつ交付されます。交付額は、その市町村の国勢調査の人口や事業所統計の従業者数を基準に配分されます。

○自動車取得税交付金

都に納付された自動車取得税の約70パーセントが市町村に交付され、交付額は、市町村道の面積や延長を基準として配分されます。

○地方特例交付金

地方特例交付金は、平成11年度に恒久的な減税に伴い住民税の減収を補てんするために創設され、交付税の交付、不交付を問わず、減収見込み額の4分の3相当額からたばこ税の地方譲与分を除いた額が交付されていました。

平成18年度からは、従来の減税補てん分は税制改正(定率減税の半減)に伴い大幅減額となり、新たに児童手当分が創設されました。

平成19年度からは、減税補てん分は定率減税制度と併せて廃止となりましたが、国は3年間の暫定措置として「特別交付金」を創設し、平成22年度廃止となりました。

平成20年度からは、地方特例交付金に減収補てん特例交付金分として住民税の住宅ローン控除減収分が加算されています。

平成21年度からは、平成23年度までの措置として自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため地方特例交付金が拡充されます。

さらに平成22年度は、子ども手当支給に伴う地方負担分について、地方特例交付金にて措置されています。

○地方交付税

市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金をいいます。国税3税(所得税、酒税、法人税)に消費税、たばこ税を加えた5税が原資となっています。

交付税には、市町村が標準的な行政を行うために財源を保障するために交付される「普通交付税」と各市町村の特殊事情によって生じた財政需要を補うための「特別交付税」がありますが、平成18年度から「不交付団体に対する特別交付税の重点化」が行われ、災害対策等に限定することとなり、段階的に減額となっています。

○交通安全対策特別交付金

市町村が道路交通安全施設の整備を行う経費に充てるため、交通反則金を市町村の交通事故発生件数等を基準に配分し交付されます。

○分担金及び負担金

市町村が一部や特定の者に対し特に利益のある事務事業を行う場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するお金を分担金といいます。

一方、負担金も一定の事務事業について特別の利害関係がある人から、その事業に必要な経費を、受益の受ける程度に応じて市が課する金銭的な給付を言い、両者はよく似た性格をもっています。

○使用料及び手数料

使用料は、市町村が所有し又は管理している施設を利用する時に、市町村に納付されるお金をいいます。また、納付された使用料はその施設を維持、管理するための経費の財源となります。

手数料は、市町村が特定の人のために行う行政サービスの対価として市町村に納付されるお金をいいます。納付された手数料はその行政サービスを行うための経費の財源となります。

使用料も手数料も、市町村が徴収するためには、法令や条例に定める必要があります。

○国庫支出金・都支出金

市町村が行う事務事業に、何らかの必要性に基づいて、国（都）が経費の一部又は全部として市町村に給付される収入をいいます。また、その性格により、負担金、補助金、委託金に区分されます。

○財産収入

市町村が所有する財産等を貸し付ける事によって生じる対価や基金の運用利息等の財産運用収入と、市町村の財産を譲渡すること等により生じる財産売り払い収入があります。

○寄附金

市町村に対する金銭の無償譲渡のことをいいます。寄附金の用途を指定しない一般寄附金と用途を指定した指定寄附金があります。

○繰入金

一般会計、特別会計、基金の間において相互に資金運用の方法として、各会計等の経理する資金を他の会計で受け入れる時の収入をいいます。

○繰越金

前年度の決算で生じた余剰金を、次年度の歳入に編入する時の収入をいいます。

○諸収入

一般会計における歳入科目のひとつで、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で普通預金の利子等様々な収入があります。

○地方債（市債）

道路整備や学校建設など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金のことです。道路や公共の建物などは、将来にわたって利用に供されることから、次世代の方にも費用を負担していただくという意味で、世代間の公平性という観点からも市債（地方債）を財源とすることができるとされています。

◎所得譲与税

所得譲与税は、国の三位一体の改革により平成16年度に創設され、国から地方への本格的な税源移譲を行うまでの間の措置として、平成18年度まで国税である所得税の一部が地方公共団体に対して譲与されたものです。

◎三位一体の改革

三位一体の改革は、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革、すなわち（1）国庫補助負担金の廃止・縮減、（2）税財源の移譲、（3）地方交付税の一体的な見直し、をいいます。

国全体で約4.7兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減、約3兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税改革が実施されました。

◇目的別歳出

地方公共団体の経費を、行政目的によって分類したもの。

○議会費

議会の活動にかかる経費です。

○総務費

全般的な事務や市の総合計画づくり、財産管理、統計、税の課税や徴収などの事務にかかる経費です。

○民生費

高齢者、身体障害者、児童などを対象とした福祉事業にかかる経費です。

○衛生費

病気予防のための各種検診や環境対策、ごみ処理などにかかる経費です。

○労働費

失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費です。

○農林水産業費

農林水産業の振興や農・林道の整備、漁港整備などにかかる経費です。

○商工費

商工業の振興、観光事業にかかる経費です。

○土木費

道路、公園、河川の整備、都市計画などにかかる経費です。

○消防費

火災予防や消火・救急救助活動などにかかる経費です。

○教育費

小中学校、幼稚園、社会教育活動、図書館、スポーツ振興などにかかる経費です。

○公債費

市債（借金）を返済するための経費です。

○諸支出金

他のどの支出科目にも目的が該当しない科目で、土地開発公社に要する経費等です。

○予備費

当初予想していない予算外の支出が生じた時や、歳出予算計上額が不足した時に充当される経費です。

◇性質別歳出

総務省の普通会計の基準に基づき、歳出経費を性質（人件費、物件費など）によって分類したものです。経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができます。

○義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっています。

●人件費

職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費です。

●公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費です。

●扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。

○物件費

物財調達のための一切の経費（賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等）です。

○維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費です。

○補助費等

補助費等の項目とされる支出事項は、支出の目的・根拠・対象等によって多種多様で、人件費や維持補修費のように字句だけでは判断しにくいものも含まれます。（報償費、補助金、賠償金、寄付金、補償費等）

○積立金

特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てる経費です。

○投資及び出資金

地方公共団体が財産を有利に運用するための手段として国債・地方債を取得する場合や公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得したり、新たに共同して株主となる場合等に支出する経費です。

○貸付金

地方公共団体が直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付けに要する経費です。

○繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費（各会計の赤字補てんの目的のために支出されるもの等）です。

○投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。

◇基金

基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、基金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるものです。

◇財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立を行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものです。また、各年度において決算上剰余金を生じた時は、その全部又は一部を積み立てることとなっています。不測の事態や将来の大きな事業に備えて、一定額貯めておかなければなりません。

◇建設事業債と特例債（赤字債）

地方財政法第5条に基づいて発行される地方債は5条債、特例法に基づいて発行される地方債は特例債と呼ばれています。また地方債を起債目的別に分類すると、建設事業債と赤字地方債に区分され、建設事業債は公共施設等ストックとして、将来に残る支出に充てるために発行される地方債をいい、5条債は建設事業債に該当します。そのほか特定目的事業の財源として発行される特例債も建設事業債に該当します。赤字地方債は、一般財源と同様、使途が限定されていない地方債をいい、地方財政対策のために発行される地方債が、赤字地方債に該当します。

○臨時財政対策債

地方財政の財源不足対策において、国と地方が折半して負担することにしたことによる地方負担分の補てん措置として、「地方財政法」の規定に基づき、特例として起債が認められるもので、いわば普通交付税の振り替わりの性格を持つものとされています。

○住民税等減税補てん債（減税補てん債）

恒久的な減税等地方税の減収を補てんするため現在「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」「地方財政法」の規定に基づき、特例的に起債が認められるもので、いわば市税の振り替わりの性格を持つものとされています。

○臨時税収補てん債

臨時税収補てん債とは、地方消費税の収入が平成9年度において平年度化していないことに伴う影響に対処するために発行したものです。

○退職手当債

退職手当債は、地方公共団体が、財政の健全化を図るため、退職する職員に支払う退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、退職により節減される経費を償還財源に充て、加えて将来の財政構造の健全化にも寄与するものとして発行が許可されるものです。

本市では平成9年度に6億5,000万円発行し、平成20年度に償還が終了しました。